官報

号外　国会会議録

令和八年六月十二日

○国会第二百二十一回　参議院会議録第二十一号

令和八年六月十二日（金曜日）

午前十時一分開議

○議事日程　第二十一号

令和八年六月十二日

午前十時開議

第一　郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　産業技術力強化法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件

一、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

以下　議事日程のとおり

○議長（関口昌一君）　これより会議を開きます。

この際、**国家公務員等の任命に関する件**についてお諮りいたします。

内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員、公害等調整委員会委員、中央更生保護審査会委員長、土地鑑定委員会委員及び運輸安全委員会委員の任命について、本院の同意を求めてまいりました。

これより採決をいたします。

まず、情報公開・個人情報保護審査会委員に小野瀬厚君を、公害等調整委員会委員に横田信孝君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十

賛成　二百二十六

反対　十四

よって、同意することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　次に、情報公開・個人情報保護審査会委員に徳本広孝君及び野田崇君を、中央更生保護審査会委員長に小川秀樹君を、運輸安全委員会委員に田口晴邦君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十三

賛成　二百四十三

反対　〇

よって、全会一致をもって同意することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　次に、公害等調整委員会委員に大橋洋一君を、運輸安全委員会委員に伊藤裕康君及び高橋明子君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十三

賛成　二百四十三

反対　〇

よって、全会一致をもって同意することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　次に、土地鑑定委員会委員に横山美夏君、永山篤史君、浅見裕子君、川添義弘君、坂本圭君及び杉浦綾子君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十三

賛成　二百三十八

反対　五

よって、同意することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　次に、土地鑑定委員会委員に藤澤美恵子君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十二

賛成　二百二十七

反対　十五

よって、同意することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　この際、日程に追加して、**情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案**について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口昌一君）　御異議ないと認めます。松本尚国務大臣。

〔国務大臣松本尚君登壇、拍手〕

○国務大臣（松本尚君）　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

まずは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

デジタル技術の急速な進展に伴い、データの利活用に対する需要が高まっていることを踏まえ、国の行政機関等の保有するデータを活用し、行政手続に関連する国民の利便性の向上を図るため、当該データの活用を行う事業を認定し、当該認定を受けた者が当該データの適用を求めることができる制度を創設するとともに、これに伴う独立行政法人情報処理推進機構の体制の整備を図るほか、国の行政機関と他の行政機関等による公的基礎情報データベースの共同整備等に関する金銭の保管に係る規定を整備する必要があります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律を改正して、国の行政機関と他の行政機関等による公的基礎情報データベースの共同整備等について、その推進に関する事項を公的基礎情報データベース整備改善計画に定めることとしております。

また、他の行政機関等が当該共同整備等のために必要な役務を提供する事業者に支払うべき対価その他の当該共同整備等に関する金銭を、国の行政機関が保管することができることとしております。

第二に、同法を改正して、国の行政機関等の保有するデータを活用する事業であって、国民の利便性の向上が図られるものを国等データ活用事業とし、内閣総理大臣は、重点的に実施すべき分野やデータの安全管理の方法等を定める国等データ活用事業指針を定めることとしております。

また、国等データ活用事業を実施しようとする者は、当該事業に関する計画を主務大臣に提出して、その認定を受けることができることとするとともに、認定国等データ活用事業者は、当該事業を実施するために必要な国の行政機関等の保有するデータの提供を求めることができることとしております。

第三に、情報処理の促進に関する法律を改正して、独立行政法人情報処理推進機構の業務に、認定国等データ活用事業者に対するデータの安全管理に関する情報の提供等所要の協力業務等を追加するとともに、所要の体制整備を行うこととしております。

以上のほか、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

続きまして、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

デジタル技術の急速な進展に伴い、個人情報を含むデータの利活用に対する需要が高まっている一方で、個人情報の違法な取扱いにより個人の権利利益が侵害されるリスクも高まっていることを踏まえ、個人情報の有用性に配慮しつつ、その一層の保護を図るため、身体の一部の特徴に係る情報が含まれる個人情報等について違法な取扱い等がなくとも本人による利用停止等の請求を可能とするとともに、個人情報の違法な取扱い等によって財産上の利益を得た場合に個人情報保護委員会が課徴金納付を命ずる制度を設けるほか、統計等の作成を行う第三者に個人情報を提供する場合等について本人の同意を不要とする等、個人情報等に係る制度について所要の改正を行う必要があります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、適正なデータ利活用を促進するため、統計等の作成を行う第三者に個人情報を提供する場合等について、統計等の作成の内容等の公表等をしているときは、本人の同意を不要とすることとしております。

第二に、個人情報等の取扱いの態様とともに変化している個人の権利利益が侵害されるリスクに対応する観点から、十六歳未満の者の個人情報等を取り扱う場合における本人の法定代理人への通知等について規定を整備するとともに、身体の一部の特徴に係る情報が含まれる特定生体個人情報について違法な取扱い等がなくとも本人による利用停止等の請求を可能とすることとしております。

第三に、個人関連情報を用いた違法行為等により個人の権利利益が侵害されることを防ぐため、特定の個人に対する連絡に利用することができる記述等を含む連絡可能個人関連情報について、その不適正利用及び不正取得を禁止することとしております。

第四に、個人情報の取扱いに係る規律遵守の実効性を確保するため、個人情報の違法な取扱い等によって財産上の利益を得た個人情報取扱事業者に対して個人情報保護委員会が課徴金納付を命ずる制度についての規定を整備するとともに、個人情報データベース等の不正な提供等を行った個人情報取扱事業者に対する罰則の法定刑を引き上げることとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うとともに、十六歳未満の者の個人情報等を取り扱う場合における本人の法定代理人への通知等についての規定を整備すること等に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律について、所要の改正を行います。

以上が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨であります。（拍手）

○議長（関口昌一君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。郡山りょう君。

〔郡山りょう君登壇、拍手〕

○郡山りょう君　立憲民主・無所属の郡山りょうです。会派を代表し、ただいま議題となりました両法律案について質問をいたします。

私はこれまで、働く人一人一人の情報、生活実態、権利利益を守ることこそ社会の土台だと申し上げてきました。ところが、本日、その個人の権利利益を根本から揺るがしかねない法案が議題となっています。個人情報保護法の改正案です。

質問に入る前に、憲法上の大前提を確認させてください。

日本国憲法第十三条は、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定めています。学説、実務の両面で広く支持されているとおり、自分の情報がどのように扱われるかを自ら決める権利は、この第十三条を根拠とする基本的人権です。

個人の病歴、信仰、犯罪歴などが外に漏れれば、その人の尊厳が、人生そのものが、取り返しの付かない形で傷ついてしまいかねません。だからこそ、これまでは個人情報の取得や第三者への提供に本人の同意を得ることが大原則とされてきました。

しかし、今回の改正案は、統計作成等という曖昧な目的規定の下で、本人の同意なし、つまり本人が全く知らないうちに個人情報を企業などに提供することを認めるものです。個人の人権を余りにも軽く扱っていると言わざるを得ません。

今国会では、国家情報会議設置法案が成立し、権限の歯止めのないまま官邸などが大量の情報を取得できる仕組みが整いました。本法案が成立すれば、国民の個人情報が国や大企業に大量に吸い上げられる仕組みが一度に整備されることとなります。

注目すべき事実があります。既に現行の次世代医療基盤法の下で、内閣府が厳格に審査、認定した事業者が、百六十五の医療機関から約六百十八万人分の医療情報をオプトアウト方式で収集済みです。

次世代医療基盤法と異なり、今回の改正案は、情報を匿名化する必要がなく、事業者の認定制度もありません。つまり、極めて大量の生の個人情報が企業等に提供されることが予測されます。扱われているのは、データではなく、人権そのものです。個人情報を止めどなく拡散させる危険性があるのではないでしょうか。松本大臣にお伺いいたします。

次に、要配慮個人情報の取扱いの大幅な緩和についてお伺いします。

要配慮個人情報とは、信仰、病歴、犯罪歴、障害、健康診断結果など、差別につながり得る特にデリケートな情報です。妊娠中絶、認知症、精神疾患、遺伝病もこれに含まれます。

改正案の第三十条の二及び第三十一条の三は、統計情報等の作成にのみ利用される場合は、本人の同意なく要配慮個人情報を取得、第三者提供できるとしています。日本医師会は改正案を極めて危険と表明し、歯科医師会、薬剤師会もにわかに容認できないと反対をしています。

令和八年五月十二日の衆議院委員会で、佐脇政府参考人は、ＡＩ開発や調査のために加工されていない個人情報を提供する場合も、この特例の対象になると明確に答弁されています。つまり、等の一文字が、ＡＩ開発から疫学調査まで、ほぼ無制限に個人情報を吸い上げることを可能にする抜け穴になっています。

そこで、三点お伺いします。

携帯の位置情報、氏名、端末番号、緯度経度、時刻を含む、はこの特例の対象になるのか。新型コロナウイルスの疫学調査データ、氏名、地域、年齢、性別、病歴を含む、も対象となるのか。そして、これは国が都合よく使うための包括的な授権規定ではないのか。松本大臣に明確な見解をお伺いします。

ここで、重要な法的事実を確認させてください。

医師、薬剤師などが医療現場で取得した患者情報については、刑法第百三十四条第一項が個人情報保護法とは独立して適用されます。保健師、看護師、診療放射線技師なども、各専門職法により同様の守秘義務を負っています。

ところが、今回の改正案は、医師などが刑法上の守秘義務を負っている情報が一旦事業者の手に渡った後の取扱いを大幅に緩和するものです。医師の守秘義務をくぐり抜けるパイプラインを制度としてつくり上げてしまうことにならないか、松本大臣にお伺いいたします。

より根本的な問いを提起します。政府は情報の入口での適法性を強調されますが、問題の本質はそこにございません。

病院という信頼の場で、患者が医師に打ち明けた病歴、精神疾患、遺伝情報。その情報は、刑法第百三十四条の守秘義務に守られ、医師だから話したという絶対的な信頼の上に成り立っています。その情報が一たび事業者の手に渡れば、本改正案はそのよろいを脱がせることができます。統計作成等という名目があればよいのです。本人の同意なし、加工なしでＡＩ学習に使うことさえできる。佐脇政府参考人が令和八年五月十二日の衆院審議で明確に認めたとおりです。

構造はこうです。入口では適法な提供と装い、受皿となる事業者の側では、統計作成等を理由に要配慮個人情報のひも付けや未加工でのＡＩ学習が本人の同意なしに許される。これはつまり、医師を信じて話した患者の信頼を裏口から横流しできるパイプラインを国が法律でつくり、認可することにほかなりません。入口の手続がどれほど整っていても、出口で信頼が裏切られるなら、それは守秘義務制度の骨抜きです。

更に言えば、本改正案の下では、不本意にも医師が刑事罰を受けるリスクも生じかねない、刑法第百三十四条が百年以上守ってきた患者と医師の信頼関係を、本改正案は制度の裏側から静かに解体しようとしている、そう申し上げても過言ではないと考えます。松本大臣、この認識は誤りでしょうか。明確な御答弁を求めます。

令和八年五月十二日の衆院審議において、長妻昭委員の質問に対し、松本大臣は以下のとおり答弁されました。

地方自治体が統計作成等で利用する場合、住民の非公開の病歴を本人の同意なしに取得可能であること、国が統計作成等で利用する場合も同様であること、企業、個人事業主が統計作成等で利用する場合も可能であること、これらが政府の公式の説明です。

つまり、病院にかかっている患者さんの病歴が本人の知らないままＡＩ開発企業に渡る、こういうことが本改正案の下で起こり得るということでしょうか。しかも、氏名、住所、病歴が一体となったデータが事業者に渡った後、氏名を消すかどうかは事業者の安全管理義務の中で適切に判断するとのことです。法案には識別子削除の義務規定は書かれているのでしょうか。松本大臣にお伺いいたします。

また、海外事業者への提供も可能な枠組みであるにもかかわらず、現時点では病院等からの海外企業への個人データ提供件数の実態把握が存在しないことも確認されています。個人情報保護委員会規則やガイドラインという行政内部の基準で、国会のチェックが届かないところで決めることになります。これでは立法府の統制が及ばないのではないでしょうか。

識別子削除の法定義務化と海外移転の実態把握、公表について、松本大臣に明確な答弁を求めます。

現行の次世代医療基盤法では、医療情報を研究開発目的でオプトアウト収集できる事業者は、内閣総理大臣、文部科学、厚生労働、経済産業の各大臣による厳格な審査、認定を受けた者に限られています。認定を受けた事業者の従業者には、罰

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

則付きの守秘義務と個人情報保護委員会の協議が義務付けられています。その結果、令和八年三月末時点で百六十五の医療機関から約六百十八万人分の医療情報が収集済みとのことです。

今回の統計作成等特例は、この次世代医療基盤法の認定制度を経ずに、より広範な事業者が要配慮個人情報を取得できる別ルートを新たに開くものではないでしょうか。

懸念すべき点があります。この特例の利用要件の確認は、提供元の自己確認のみで足り、個人情報保護委員会の事前認定は不要とされているのです。そうであるなら、次世代医療基盤法が国民に約束をした、主務大臣が認定した事業者以外には渡さないという保護水準を根本から崩すことにならないでしょうか。既に六百十八万人分の医療情報が認定制度の下で収集されているのだとすれば、本改正案によってこれが更に何倍にも拡大し得るのでしょうか。松本大臣に明確な説明を求めます。

令和六年十二月十七日公表の個人情報保護法のいわゆる三年ごと見直しに関する検討会報告書では、差止め請求制度が検討されていました。令和七年三月五日付けの個人情報保護委員会作成資料にも、差止め請求権を適格消費者団体自身の権利として付与することが考えられると明記されていました。ところが、改正法案には、その記載が一切盛り込まれませんでした。

ここで、国外に目を向けると、例えばＥＵのＧＤＰＲ第八十三条では、制裁金として最大で全世界年間売上高の四％又は二千万ユーロの高い方が科されています。また、Ｇ７の全ての国に差止め請求に相当する仕組みが存在しています。

このように、Ｇ７各国及びＥＵでは、差止め請求に相当する仕組みと厳格な制裁金制度が整備されています。

今回の改正案で課徴金の対象となるのは、千人超という大規模違反かつ違法収益がある場合だけです。安全管理義務違反、目的外利用、要配慮個人情報の不正取得は課徴金対象外です。全国消費者団体連絡会は、漏えいの多くはずさんな安全管理に起因するため、この後退は大規模な漏えいへの抑止力を大きく弱めると明確に指摘をしています。

政府はスモールスタートで始めると言いますが、六百十八万人分の医療情報が既に流通をしています。これのどこがスモールなのでしょうか。大規模な漏えいが多発するリスクに備え、海外主要国と同レベルでの法整備をすべきです。

個人情報保護委員会自身が必要と認めた差止め請求制度がなぜ消えたのか、松本大臣にお伺いをいたします。

かつて岐阜県で、風力発電に反対した住民の病歴を警察が収集していた事実があり、裁判所が削除を命じた確定判決が出ています。国家が統計作成等を口実に国民の病歴を収集できる仕組みは、こうした権力の悪用に道を開くものです。

今ここで私たちが議論をしているのは、憲法が保障する権利を将来の国民へ継承できるかに関わる問題です。病歴、信仰、犯罪歴を含む要配慮個人情報が本人の同意なく流通する社会を将来の国民に残してよいのか、この問いを忘れてはなりません。

ここで見過ごすことのできない事実を申し上げなければなりません。これほど重大な懸念が、日本医師会を始めとする専門職団体、日本弁護士連合会、労働組合の連合、消費者団体から相次いで示されているのにもかかわらず、本法案の提出責任者である高市総理御自身がその懸念を把握しておられないという事実です。

令和八年六月四日の予算委員会において、本改正案に対する懸念を問われた高市総理は、懸念等について説明は受けておりませんと答弁されました。法案の核心にも関わる危険性について、提出責任者たる総理が説明すら受けていない、これは極めて重大な事態ではないでしょうか。

内閣法第五条では、内閣総理大臣は、内閣を代表して内閣提出の法律案を国会に提出すると定めています。内閣を代表して法案を国会に提出すべき総理が、その重要事項について説明を受けず、危険性を認識しないまま閣議決定し、国会に提出された。そうであるならば、本法案の提出手続そのものの正当性が根本から問われるのではないでしょうか。

閣議決定の前提を欠いたまま、参議院での審議だけが先へ先へと進んでいく、私はここに強い疑義を呈さざるを得ません。

今この参議院に求められているのは、月内成立を急ぐことではありません。提出責任者たる総理が、まずきちんと説明を受け、本法案がはらむ危険性を正面から認識すること、その上で、一度立ち止まり、法案を撤回して出し直すこと、それこそが提出者たる政府の責任であり、この政府の責任を果たさせることが立法府に求められていることではないでしょうか。法案提出のプロセスについて、お考えを松本大臣にお伺いしたいと思います。

最後に、四点お伺いします。

第一に、病歴、信仰、犯罪歴等の要配慮個人情報について、ＡＩ開発目的での本人同意なき取得、提供を認める規定を、少なくとも氏名、住所等の識別子削除を法律上義務付ける形に修正する意思はありますでしょうか。

第二に、差止め請求制度について、適格消費者団体等による新たな仕組みを含め、次の国会で立法化する意思はありますでしょうか。

第三に、統計作成等特例に係る個人情報保護委員会規則の制定に当たり、国会への事前報告、審査の機会を設ける意思はありますでしょうか。

最後に、次世代医療基盤法が課している四大臣の事前認定、罰則付守秘義務を本改正案の統計作成等特例は課していません。ルートが別かどうかではなく、国民を守る保護水準が実質的に引き下げられているのではないでしょうか。

松本大臣、四点について、それぞれ明確にお答えください。

データが優位な時代だからこそ、個人の尊厳と権利利益を守ることは民主主義の根幹です。人権保護なきデータ利活用は国民の信頼を失い、同時に、ＡＩ社会の発展をも阻害をします。政府がデータ立国を掲げるなら、同時に人権立国でならなければならない。そのことを強く申し上げまして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣松本尚君登壇、拍手〕

○国務大臣（松本尚君）　郡山りょう議員の御質問にお答えいたします。

まず、統計作成等の特例による個人情報の拡散の危険性についてのお尋ねがありました。

本特例の適用を受けるためには、統計作成等を行う事業者は、取得した個人情報を個人に関する情報に当たらない状態にまで一般化して加工する必要があります。また、統計作成等を行う事業者には、取得した個人情報の第三者提供を禁止するなど、提供された個人情報の適切な取扱いを担保するための規律も設けられています。

これらを踏まえますと、個人情報を止めどなく拡散させる危険性があるとの御指摘は当たらないと考えております。

次に、統計作成等の特例の対象となるデータや当該特例規定の性質についてのお尋ねがありました。

まず、本特例の対象となる個人情報等の範囲については、限定を設けておりません。御指摘の携帯の位置情報や新型コロナウイルスの疫学調査データについても、個人情報等に該当すれば本特例の対象となります。

他方、本特例は、データの提供元及び提供先に各種の義務が課せられており、個人の権利利益を十分に保護した上で活用される制度となっていると考えております。このため、国が都合よく使うための包括的な授権規定との御指摘は当たらないものと考えております。

次に、医師の守秘義務との関係についてのお尋ねがありました。

本特例に適用される場合であっても、医師の守秘義務について規定した刑法などの法の法令、失礼、別の法令に基づく規律が及ぶ場合には、事業者としてこれを遵守する必要があります。事業者は、個人情報保護法だけでなく、御指摘の守秘義務も踏まえて個人情報の提供の適否を判断する必要があり、御指摘は当たらないものと考えております。

次に、患者と医師との信頼関係についてのお尋ねがありました。

本特例が適用される場合であっても、刑法第百三十四条などの別の法令に基づく規律が及ぶ場合には、事業者としてこれを遵守する必要があることに変わりはありません。医療分野においては、同分野を対象とした個人情報の取扱いに関するガイドライン等が策定されており、本特例に基づく個人情報の取扱いについて、厚生労働省を始めとする関係省庁とも連携した上で、御指摘の患者と医師の信頼関係に配慮しつつ、個人情報保護委員会において必要な改定を検討するものと承知しております。

次に、統計作成等の特例における識別子の削除についてのお尋ねがありました。

ＡＩ開発等においては、いわゆる識別子と呼ばれる氏名等の情報が必要である場合や、データが構造化されておらず、氏名等を削除することが技術的に困難である場合があること等から、本法案の規定上、提供元に対して一律に氏名等の削除を行うことは求めておりません。

ただし、本法案においては、提供等、提供先がＡＩ開発等の目的で取り扱う必要がある場合と規定されており、この要件に該当する必要があるため、当然のことながら、不必要に氏名等を提供することは認められません。また、削除が技術的に困難でないにもかかわらず不必要な氏名等を提供する場合、違法な個人データの第三者提供として課徴金の対象となり得る旨も本法案において規定されております。

次に、識別子削除の義務化と海外企業へのデータ提供についてのお尋ねがありました。

御指摘の識別子の点については、先ほども述べたとおり、一律に削除を義務化するものではありませんが、法律上、不必要に氏名等を提供することは認められません。

また、海外企業へのデータ提供の実態については、現行法上、個人データを外国に提供する場合には、国内で提供する場合の規律に加えてより厳格な規律が課せられており、個人情報保護委員会による事前審査や同委員会に対する報告等の規定はなく、どの程度の数の事業者がいかなる国の事業者に個人データを提供しているのか、個人情報保護委員会においては網羅的に把握していないものと承知しています。

本特例においては、提供元及び提供先は、事業者の名称や統計作成等の内容等の公表を義務付けられております。個人情報保護委員会においては、公表事項の把握等を通じて、適切なモニタリングの実施、厳正な法執行をしていくものと承知しております。

次に、次世代医療基盤法との関係についてのお尋ねがありました。

まず、現行法においても本特例の導入後においても、医療情報を利活用しようとする事業者は、一般法である個人情報保護法によることも特別法である次世代医療基盤法によることも可能であり、両者は排他的ではありません。

本特例においては、事前の認定制度は採用しておりませんが、統計作成等を行う事業者に各種の義務を課し、事業者の義務違反やそのおそれが生じた場合には、国が適切に介入することによって個人の権利利益を適切に保護することとしております。

本特例の導入後、提供される医療データの件数がどれだけ増加するかについてはお答えすることは困難ですが、いずれにしましても、個人情報保護委員会が適切にモニタリングを行い、厳正に法執行を、法執行権限を行使していくことで、個人の権利利益の保護が図られるものと考えております。

次に、法案提出のプロセスについてのお尋ねがありました。

本法案の閣議決定に至るまでの過程においては、個人情報保護委員会において、有識者、経済団体、消費者団体等の幅広いステークホルダーからの意見を踏まえて検討を行ってきたものと承知をしております。また、総理に対しては、本法案の概要について、個人情報保護委員会より閣議決定前に必要十分な説明をしているものと承知しております。

このように、本法案は適切なプロセスを経て閣議決定に至っているのであり、本法案を撤回する必要はないものと考えております。

次に、統計作成等の特例について、氏名、住所等の削除を義務付ける法案修正についてお尋ねがありました。

ＡＩ開発等を行う場合においては、氏名等を含むデータの処理や、失礼、氏名等を含むデータの処理が必要な場合や、氏名等をあらかじめ完全に削除することが技術的に困難な場合があり得るため、氏名等の削除を一律に義務付けることは適切ではありません。

また、本特例においては、提供元が必要の条件を、要件を満たさない氏名等を提供することは認められず、提供先には適切なデータの管理を担保するための各種の義務が課せられており、義務違反に対しては個人情報保護委員会において適切な権限行使がなされることから、本特例は個人の権利利益の侵害のおそれが十分に低い制度となっていると考えております。

このため、法案の修正は必要ないものと考えております。

次に、国会への事前報告、審査の機会についてお尋ねがありました。

本法案をお認めいただいた場合には、個人情報保護委員会において、法律の委任の範囲で個人情報保護委員会規則を定めていくものと承知しております。

委員会規則の内容については、その制定に際して国会へ事前に報告することや国会の審査を受けることは想定していませんが、本法案の国会での

質疑の内容を踏まえるとともに、今後の関係者との調整を経た上で策定されることとなります。

次に、国民を守る保護水準についてお尋ねがありました。

統計作成等の特例は、個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成のみに利用できる制度であり、そうした統計情報等の作成のみに利用されることを担保するため、一定の事項の公表等の義務を課し、目的外使用や第三者提供を禁止する等の措置を講ずることとしております。

さらに、本特例による違反行為に対する個人情報保護委員会による命令等に従わない場合は罰則の対象になること、事業者による義務違反について課徴金制度の対象となること、事業者の従業者等がデータを不正に提供した場合は罰則の対象となること等の措置が講じられています。

これらを踏まえますと、本法案によって国民を守る保護水準が実質的に引き下げられているとの御指摘は当たらないものと考えております。

（拍手）

○議長（関口昌一君）　平戸航太君。

〔平戸航太君登壇、拍手〕

○平戸航太君　国民民主党・新緑風会の平戸航太です。

ただいま議題となりました情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律等の一部改正案並びに個人情報の保護に関する法律等の一部改正案について、会派を代表し、松本大臣に質問いたします。

私は、家族のがん闘病を機に、技術者として一人でも多くの命を救いたいと志し、がん治療装置の開発に携わってきました。しかし、かつて世界を牽引した日本の物づくり産業や技術力は、世界に後れを取っています。技術大国日本を復活させ、メード・イン・ジャパンの技術やサービスを世界に広げていくことこそ、私が政治家として果たすべき使命です。

データは次世代の経済成長を牽引する原動力です。とりわけ、我が国がＡＩ開発において国際的な後れを取り戻すためには、円滑なデータ利活用が不可欠です。そして、その前提となるのは、個人の権利利益の保護と、国民の安心と信頼の担保です。

激化するグローバルなＡＩ開発競争の中で、我が国のデジタル主権を確立するとともに、自由で安全なデジタル社会の確立に向けて、まずはデジタル行政推進法等改正案について二点伺います。

第一に、認定審査の迅速化と参入機会確保についてです。

産業界にとってビジネスはスピードが命であり、認定審査の長期化は激しいＡＩ開発競争における致命的な遅れにつながります。迅速な認定手続を求めるとともに、認定を受けた特定の事業者にデータが集中して市場の公平性が損なわれないか、中小企業の参入機会が確保されるのかという視点が極めて重要です。大企業だけでなく、優れた技術を持つ中小企業やスタートアップが公平にデータにアクセスし、ＡＩ開発等に参加できる環境をどう構築するのか、お伺いいたします。

第二に、デジタル庁の司令塔機能の発揮と制度の実効性担保についてです。

本改正案の実効性は、デジタル庁以外の府省庁や自治体の対応に左右されるとの懸念があります。本改正案では、各府省庁にはデータの提供を求めることができるとする一方、自治体に対しては必要な協力を求めることができるにとどまり、大幅な裁量が残されています。各機関がデータ提供に消極的になれば、円滑なデータ利活用は進みません。

データの開放に向け、デジタル庁が強力な司令塔として、各府省庁にどのように横串を通し、消極的な姿勢を打破していくのか、また、対応が未知数とされる自治体に対していかに協力とデータ開放を働きかけていくのか、お伺いいたします。

続いて、個人情報保護法等改正案について伺います。

個人情報保護法は、第一条にあるとおり、個人情報の適切かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることそのほかの個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

本改正案は、規律遵守の実効性確保のための規律など、個人の権利利益の保護が強化される部分がある一方で、懸念される点もあります。統計作成等特例により、ＡＩ開発を含む統計作成等が目的であれば、病歴、障害、健康診断の結果などの要配慮個人情報さえも本人同意を得ずに第三者に提供できるようになり、個人の権利利益が大きく損なわれるおそれがあります。

衆議院の審議において松本大臣は、提供前に氏名等を一律に削除、仮名化しない理由として、構造化されていないデータの存在や提供元である医療機関等の多大な負担を挙げ、ある程度の努力義務にとどめる、ガイドラインで対応する旨の答弁をされました。しかし、提供元の負担軽減や開発の利便性を優先する余り、機微に触れる要配慮個人情報の保護が事業者の努力義務やガイドライン頼みに委ねられてしまうのでは、国民の不安は決して払拭されません。

本改正案が個人の権利利益の保護をないがしろにする改正ではないことを示し、国民の不安を取り除くための説明責任があると考えますが、見解をお伺いいたします。

その上で、統計作成等特例におけるＰＥＴｓ、プライバシー強化技術の推進並びにデータ仮名化等の必要性について伺います。

ＡＩ開発等において個人情報を取得する場合、本人同意を不要とする本特例の創設は、国産ＡＩの育成を後押しする極めて重要な一歩です。

一方で、病歴などの機微な情報を扱う以上、リスクベースの観点が不可欠です。個人特定を防ぐＰＥＴｓの導入や開発支援を国として推進することは大前提ですが、専門家が指摘するように、ＡＩの出力等から個人情報が推測、復元されるリスクは完全には排除できません。

したがって、データ取得側のＰＥＴｓ導入を推進すると同時に、データ提供側において少なくとも仮名化や匿名化を原則とするべきではないでしょうか。特に、行政に対する国民の信頼を確保するため、行政機関等が個人情報を提供する場合には匿名化すべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

また、本改正案によって、ＡＩ開発事業者がほかの個人情報取扱事業者や行政機関などが取得した個人情報及び個人関連情報を大量に取得してＡＩ開発を行うことで、個人情報が推測、復元されるリスクが一段と高まることが懸念されます。

取得した個人情報及び個人関連情報から個人の特定や分析を禁止するとともに、ＥＵのＡＩ規則を参考に、個人やグループの社会的、経済的脆弱性などに付け込むことや、評価、分類を目的とすることなどを禁止される行為として厳格に規制するべきではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

次に、子供の個人情報保護とリテラシー教育の強化についてです。

判断能力の不十分な子供の最善の利益を優先する責務規定が設けられたことは評価いたします。

しかし、十六歳未満とした保護対象は、民法の規定に合わせ、より広く十八歳未満、未成年とするべきではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

また、不当なプロファイリングやターゲティング広告から子供を守るためには、法規制だけでなく、社会全体でのリテラシー教育が不可欠です。文部科学省等と連携し、子供たちがデジタル社会を生き抜く力を育む教育強化の必要性に対する認識をお伺いいたします。

利用停止等請求について、データ提供前ならともかく、データを提供し、ＡＩ学習後に利用停止を求められた場合、学習済みモデルからの情報を完全に除去するなどの技術的対応は極めて困難です。政府は、どのタイミングでの利用停止を想定し、いかにこの権利の実効性を担保する考えか、明確な見解を求めます。

次に、課徴金制度の実効性と体制強化についてです。

悪質な違反行為に対する課徴金制度の導入は、前進として評価いたします。しかしながら、本改正案では、対象が千人超の大規模な漏えい事案等に限定されており、金額水準も低いとの懸念の声が上がっています。さらに、悪質なケースでは、同じ個人が事業者名等を変えて規制を逃れ、悪用を繰り返す可能性も考えられます。

実効的な抑止力として、本当にこれで十分と言えるのか、海外事業者に対する執行も含め、どのように実効性を高めていくのか、見解をお伺いいたします。

加えて、新制度の導入やＡＩ監視の拡大などにより、今後、個人情報保護委員会の業務が激増することは明白です。法規制を整えても、監視、監督体制が脆弱であっては意味がありません。

政府として、個人情報保護委員会の人的、技術的リソースをどう抜本強化するのか、その具体策をお示しください。

最後に一言申し上げます。

私たちの目指すべきは、国民からの信頼を礎に、高度な技術と適切なガバナンスによってデータを安全に使いこなし、社会課題の解決と経済成長を成し遂げる社会です。本改正案が、真に国民の権利と命を守り、我が国のデジタル、ＡＩ産業が世界で輝くための実効性のある制度となることを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣松本尚君登壇、拍手〕

○国務大臣（松本尚君）　平戸航太議員の御質問にお答えいたします。

まず、国等データ活用事業認定制度における審査の迅速化と参入機会確保についてお尋ねがありました。

デジタル行財政推進法等改正案は、国民の利便性の向上を図るため、国の行政機関等の保有するデータの活用を行う事業を認定し、認定を受けた者が国に対して必要なデータの提供を求めることができる制度を創設するなどの措置を行うものです。

事業計画の認定プロセスについては、申請者の事業開始の見通しや事業の円滑な実施に影響を及ぼさないよう、可能な限り速やかに進められることが重要である一方、様々なリスクを生じさせないよう、関係府省とともに的確な審査を行うことも必要であり、迅速性とのバランスを図る必要がありますが、データ利活用の促進という本制度の趣旨が損なわれないよう、可能な限り迅速に手続を進めてまいります。

また、中小企業やスタートアップを含め、様々な事業者が本認定制度を活用できるよう、国等データ活用事業指針を可能な限り平易な内容とすること、それから、例えば、制度の理解を促進するための文書や過去の好事例など、申請に当たって参考となる事項を共有すること、申請前に前広に相談を受け付ける体制を整備することなど、事業者に寄り添った対応ができるような仕組みを検討してまいります。

第二に、デジタル庁の、失礼、次に、デジタル庁の司令塔機能の発揮と制度の実効性担保についてお尋ねがありました。

今般の改正案では、国等データ活用事業に関する指針の策定及びそれに基づく認定制度を設けております。

デジタル庁は、デジタル社会の形成について基本的な方針の企画立案及び総合調整等の司令塔機能を担うこととされており、これらのプロセスについても、制度の趣旨に沿って円滑、確実に国の行政機関等によるデータ提供が実施されるよう、データ政策の司令塔としての役割を発揮してまいります。

また、地方公共団体に対しても、本制度への積極的な協力について働きかけることと併せて、地方公共団体がデータ提供を行う際に必要なデータの処理等、専門的なノウハウの提供を行っていくことによって、必要な環境整備に取り組んでまいります。

次に、国民の不安を取り除くための説明責任についてのお尋ねがありました。

本特例の適用を受けるためには、統計作成等を行う事業者は、取得した個人情報を個人に関する諸情報に当たらない状態にまで一般化して加工することが求められます。また、当該事業者には、統計作成等のみに利用されることを担保するための各種の義務が課せられます。

加えて、提供前の仮名化について、例えば、漏えいした場合のリスクが極めて高いデータを提供する場合であって、行おうとする統計作成等の内容に照らして氏名等が不要であることが明らかであり、かつ、その削除が技術的に困難ではないと客観的に認められる場合には、本特例による氏名等の提供はできません。これらは法的義務であり、本特例は個人の権利利益を害するおそれが少ないことが制度的に担保されております。

こうした点について引き続きしっかりと説明をし、その責任を果たしてまいります。

次に、データ取得側のＰＥＴｓ、プライバシー・エンハンシング・テクノロジー導入の推進や、データ提供時の仮名化や匿名化についてのお尋ねがありました。

統計作成等の特例を活用し、ＡＩを開発する事業者に対して、個人情報等の復元を防止するための措置を講ずることを求めていくものと承知しております。その際、ＰＥＴｓ等を適切に活用することは有効な手段になり得ると考えており、個人情報保護委員会において、事業者にその導入を促す方策について検討していくものと承知しております。

また、ＡＩ開発等においては、氏名等の情報が必要である場合、データが構造化されておらず、氏名等を削除することが技術的に困難である場合があること等から、提供元に対して一律に仮名化や匿名化を行うことは求めておりませんが、当然のことながら、不必要に氏名等を提供することは認められません。行政機関等が保有個人情報を提供する場合も同様であります。

次に、統計作成等の特例に関して、個人情報の推測、復元等のリスクについてお尋ねがありました。

本特例の適用を受けるためには、ＡＩ開発事業者は、取得した個人情報を個人に関する情報に当たらない状態にまで一般的に加工する必要があ

り、また、個人情報等が復元されることを防止するための措置を講ずることが求められます。

加えて、個人情報保護法においては、事業者が違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用することが禁止されており、この規律はＡＩの開発や利用における個人情報の取扱いにも適用されますので、個人情報保護委員会による適切な法執行により、個人の権利利益の保護が図られるものと考えております。

次に、保護対象とする子供の年齢基準についてのお尋ねがありました。

例えば、民事訴訟においては証人として宣誓をさせることができる年齢は十六歳以上とされている等、民法以外の法令でも十八歳未満以外の年齢基準を採用する例も少なくありません。

個人情報保護法における年齢基準については、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果等を判断する能力が備わっているかという観点から決定することが適当と考えております。

そして、十六歳以上の者であれば、通常、義務教育の教育課程において情報モラルについて学習していることや、欧州の一般データ保護規則における年齢基準、現行のガイドライン等の運用の状況等を踏まえると、十六歳未満を年齢基準とすることが適当と考えております。

次に、社会全体でのリテラシー教育についてのお尋ねがありました。

本法案においては、子供の個人情報の取扱いに係る規律を設けているところですが、子供の権利利益を実効的に保護する観点からは、規律を設けるだけではなく、子供の個人情報の保護の重要性について、子供自身や保護者、学校関係者に対して啓発することが重要と考えております。

この点、個人情報保護委員会においても、子供の個人情報保護の重要性に関する分かりやすい教育コンテンツを作成、公表したり、全国の小学校での出前授業を実施したりするなど、種々の啓発活動を実施してきたと承知しております。

さらに、個人情報保護委員会においては、令和九年度を目途に、教育現場で活用いただける子供向けの教材の作成や教職員向けのマニュアルの整備も進めているところでございます。

個人情報保護委員会においては、子供や保護者に対してこの規律の周知が効果的に実施できるよう、関係省庁とも連携しながら取り組んでまいります。

次に、個人情報の利用停止のタイミングや実効性の担保についてのお尋ねがありました。

事業者が、統計作成等の特例に基づき取得した個人情報を学習データとしてＡＩ開発を行った際に、例えば追加学習のため当該学習データを保有し続けている場合には、現行法の規定に基づき、所要の要件を満たせば利用停止等請求を行うことは可能です。

統計作成等の特例に基づき個人情報の提供を行う場合、提供元と提供先のそれぞれにおいて提供元、提供先の名称等の公表が求められますが、本人が容易に公表事項を把握できるよう、委員会規則において検索性の高い態様で公表することを求めていくものと承知をしております。

次に、課徴金制度についてのお尋ねがありました。

今回導入する課徴金制度においては、抑止の必要性がより高い事案に対する迅速、機動的な対応を確保する観点から、本人の数によってその対象を限定することとしております。

また、課徴金制度、課徴金額については、違反行為等によって事業者が得た金銭等に相当する額の課徴金の納付を命ずることとしており、事業者に実質的に損失を与えることが可能であります。そのため、国内事業者のみならず、海外事業者に対しても十分な抑止力を有するものと考えております。

加えて、繰り返し違反を行う事業者に対しては、通常の一・五倍の課徴金額を加算することとしております。同一の事業者である限り、単に事業者名を変更してもこれを逃れることはできず、悪質な事業者に対しても十分な抑止力が確保される制度としております。

個人情報保護委員会においては、今回導入する課徴金制度を含め、今回の改正案に対応するため、執行体制面の強化等を図った上で、海外事業者による違反行為を実効的に抑止していくものと承知しております。

なお、本人の数が一千人以下の場合等、課徴金納付命令の対象とならない事案については、これまでどおり、勧告、命令等を通じて本人の権利利益保護を適切に図っていくものと承知をしております。

次に、委員会の執行体制についてお尋ねがありました。

現行法においても、同委員会において、法律上問題が見られた場合には指導等の権限行使を行うなど、適時適切に対処していると承知しておりますが、今回の改正法案に対応するため、更なる執行体制面の強化や専門性を有する人材の育成、確保を図るなど、準備を進めていると承知をしております。

先ほどのコヤマリョウタ、リョウ議員の、ごめんなさい、郡山りょう議員の質問に対して答弁漏れがございました。大変申し訳ございませんでした。

団体による差止め請求制度の導入を見送った理由についてのお尋ねがありました。

個人情報保護委員会においては、適格消費者団体の活用を念頭に、団体訴訟制度の導入を検討してまいりました。

検討の結果、団体訴訟制度の対象について引き続き法制的な整理が必要であること、消費者団体等から、事実関係を把握することの困難性などの実務上の課題に係る意見もあったこと等を踏まえ、団体訴訟制度の導入については見送ることとしました。

一方で、個人の権利利益の保護を図ることは重要であり、個人情報保護委員会においては、一般の個人からの相談を受け付ける窓口の活用促進、適正な監督権限の行使等により、個人の権利救済が適切に図られるよう取り組んでいるものと承知をしております。

大変申し訳ございませんでした。（拍手）

○議長（関口昌一君）　司隆史君。

〔司隆史君登壇、拍手〕

○司隆史君　公明党の司隆史です。

会派を代表して、ただいま議題となりました両法律案について質問をいたします。

政府は昨年六月、データ利活用の在り方に関する基本方針を示しました。持続可能な社会と経済成長を両立させるため、データやＡＩの利活用を全面的に社会実装し、新たな価値を創出していく。その方向性は極めて重要であり、私も賛同するものです。私自身、医療情報分野の研究に携わってまいりました。創薬、ＡＩ診断など、医療ビッグデータの活用は、国民の健康寿命の延伸と医療の高度化のみならず、日本の成長戦略の柱となる、その可能性は無限大です。

しかし、データ利活用と個人情報の保護は車の

両輪です。両法案共に個人情報の取扱いについて、その実効性が求められます。このうち、個人情報保護法改正案について、以下全て松本国務大臣に質問をいたします。

改正案は、利活用と保護、その均衡の中にあった個人情報保護法を大きく転換するものです。特に、これまで本人同意が原則であった個人データの第三者提供について、本人同意を不要とする新たな特例を設ける点は極めて重大であります。利活用に踏み込んだ改正案に対して、松本大臣は、針の穴に糸を通すような細心の注意を払ったと説明をされておりますが、ガバナンスや透明性が適切に担保されていなければ、単に大きな穴が空いただけです。海外での先例のように、一たび重大な漏えい事案が発生してしまえば、利活用そのものに対する社会的信頼が損なわれ、結果としてデータ利活用が長期にわたり停滞することになりかねません。

そこで、まず伺います。改正案の策定に当たり、どのように個人の権利利益の保護との均衡を取ろうとされてきたのか、その基本理念について松本大臣の答弁を求めます。

第二に、事業者のガバナンスについて伺います。

改正案では、統計、ＡＩ開発等の目的であれば、病歴、人種、社会的身分といった機微な情報、要配慮個人情報を全て、含む全ての個人情報を、氏名、住所を含んだ生データの形で本人の同意を得ることなく民間事業者へ第三者提供を可能とする特例が創設されます。事業者には認定制度は設けられておらず、一定事項の公表だけで、外国企業も対象となり得ます。また、法令違反等がない限り、本人の利用停止も認められていません。

ここまで入口だけを広げた制度は世界でも例を見ないものであり、政府は統計、ＡＩ目的に限るとしていますが、国民の懸念はその先にあります。機微な情報が民間事業に渡る以上、漏えいや不適切利用のリスクは確実に高まります。関係団体は、認定制度、罰則強化、差止め請求権など、適切なガバナンスを要請しています。

欧州では、ＥＨＤＳ規則において、特例で本人の同意なしでの利活用を認める一方で、差止め請求は可能、事業者には公的機関による審査や安全環境でのデータ分析を義務付けるなど、強固なガバナンスを整備しています。入口を広げるなら出口規制を強化する、これが世界の潮流であります。

政府は安全管理措置義務を課すとしていますが、事業者が果たすべき責任も含めて、今後の規則やガイドラインに委ねられています。また、新設される課徴金制度も、安全管理義務違反は対象外です。最後のとりでは個人情報保護委員会による監督ですが、年間二万件近い漏えい報告にも、命令等に至る案件は年間数件、極めて限定的です。これでは、入口を広げた上に出口規制も機能しない、極めて脆弱な制度と言わざるを得ません。

個人情報保護委員会は、多数の民間事業者、外国企業を含め、どのように監督機能を発揮するのか、松本大臣の御所見を伺います。最低限、認定制度、罰則強化、差止め請求権の導入を検討すべきです。併せてお答えください。

第三に、医療分野におけるデータ利活用について伺います。

医療分野は、医療情報は、患者が医師や医療機関を信頼して提供する極めて機微な情報です。医療情報の二次利用には既に次世代医療基盤法があります。国が認定した事業者が、医療情報から氏名等を削除、加工し、研究機関や製薬企業へ提供する仕組みです。患者の利用停止の仕組みも設けられており、透明性と信頼性を確保しています。改正案により、本人同意なく氏名、住所、病歴などの情報が提供可能となれば、現行制度と不整合が生じ、医療現場の混乱を招きかねません。

さらに、厚生労働省は、医師の守秘義務を定める刑法第百三十四条との関係についても、直ちに違法性が阻却されるとは言えないと説明しています。

このままでは、利活用を進めるはずの制度が、かえって医療現場を萎縮させることとなります。どのように既存の法体系と平仄を取り、一貫性のある制度とするのか、答弁を求めます。

また、政府は規則、ガイドラインで対応するとしていますが、法律で委任された範囲内に限られており、法律の穴まで埋めることはできません。この点についてもお答えください。

そもそも、医療、今後の医療データの利活用の在り方は、昨年六月、デジタル行財政改革会議において検討スケジュールが示されています。ＥＵ・ＥＨＤＳを参考に、包括的な制度設計や情報連携基盤を含むグランドデザインを本年夏取りまとめ、来年法案の提出を目指すとしています。今まさに大きな方向性が示されようとしているわけです。

では、なぜ既に不整合が生じている改正案を急いで先行させるのか。グランドデザインに基づいて、全体の整合性を図りながら制度改正を進めるべきです。松本大臣の御所見を伺います。

最後に、改正案の制度設計と説明責任について伺います。

今回の改正案は、第三十条二の冒頭である第一項において現に公開されている要配慮個人情報の取扱いという限定的な場面を示しながら、改正の核心である公開されていない要配慮個人情報の第三者提供を可能とする規定を第五項に置くという極めて珍しい法構成となっています。このため、現に公開されている情報への対応という論点の陰で、重大な制度変更が分かりにくく、その懸念が全く伝わっておりません。

さらに、先日の衆議院予算委員会でも高市総理は、懸念については説明を受けていないと答弁。総理でさえ知らない懸念を国民は知る由もありません。衆議院での審議を通じて、実質的な論点が、課題がようやく明らかになりつつあります。関係団体も、にわかに容認できるものではない、極めて危険であると強い懸念を示しています。利活用を進めるのであれば、政府は真正面から説明を尽くすべきです。

政府として説明責任を十分に果たしたと言えるのか、なぜこのような法構成なのか、併せて松本大臣の明確な答弁を求めます。

以上、本改正は極めて重大な問題を抱えています。一たび漏えいが起これば、病歴、障害、精神疾患の治療歴、不妊治療歴、犯罪被害歴など、本来最も守られるべき情報が本人の知らないところで拡散し、就職や結婚、社会生活において回復困難な不利益をもたらすおそれがあります。このまま成立させれば、国民の信頼を失い、データ利活用どころか、その基盤そのものを揺るがしかねません。

改正案の核心である第三十条二の第五項、要配慮個人情報の本人同意なき第三者提供については、このまま進めてよいのでしょうか。提供可能な個人情報から要配慮個人情報を除外する法案修正が必要ではないでしょうか。良識の府である参議院で今こそ熟議が必要です。参議院における審議の状況によっては、修正案を提出したく考えております。与野党の皆様には、御趣旨に御賛同をくださいますよう、心から、心からお願いを申し上げまして、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣松本尚君登壇、拍手〕

○国務大臣（松本尚君）　司隆史議員の御質問にお答えいたします。

まず、利活用と保護の均衡についてのお尋ねがありました。

データの利活用を進めるに当たっては、議員御指摘のとおり、利活用に対する社会的な信頼を醸成することが重要だと考えております。

本法案における統計作成等の特例は、ＡＩ開発等に用いるための個人情報を含むデータの収集を容易にするものですが、単に本人同意に係る規制を緩和するのではなく、透明性を確保する観点から、事業者に一定事項の公表を求め、ガバナンスの観点から、漏えいした場合のリスク等に応じた適切な安全管理措置を講じることを求めることとしております。

さらに、義務違反やそのおそれが生じた場合に、国が適切に介入し、義務違反の抑止、早期是正を図るため、課徴金の導入など個人情報保護委員会の監督権限の強化を図っております。

本法案は、こうした措置を講ずることにより保護と利活用の両立を図り、これらを更に推し進めていくものと考えております。

次に、統計作成等の特例に関する監督等についてのお尋ねがありました。

本特例においては、個人情報の保護と利活用の両立を図る観点から、統計作成等を行う事業者に各種の義務を課すことを前提に、事前の認定制度は採用せず、事業者の義務違反やそのおそれが生じた場合に、国が適切に介入することによって個人の権利利益を適切に保護する事後規制の制度枠組みを採用することが適切と考えております。

その上で、事後規制に係る措置として、罰則について、本特例に基づき取得したデータを不正に提供した場合等に適用される罰則の対象範囲を拡大するとともに、法定刑を引き上げることとした上で、本特例に違反する行為は課徴金の対象にもなり得ることとしておりますので、これによって違反行為の実効的な抑止が図られるものと考えております。

そして、個人情報保護委員会による実効的な監督についてであります。

本特例におけるデータの提供元及び提供先は、一定の事項を公表することが義務付けられております。個人情報保護委員会においては、外国企業も含め、公表事項の把握を通じて、適切なモニタリングを実施し、厳正に法執行していくものと承知をしております。

なお、提供停止等請求権についてですが、本特例においては、提供先において個人に関する情報に当たらない情報にまで加工されることが前提となっており、個人の権利利益を害するおそれが少ないことが制度的に担保されていることから、無条件の停止等請求権を付与する必要はないものと考えております。

次に、既存の法体系との平仄、医療データの利活用の在り方との整合性についてお尋ねがありました。

まず、次世代医療基盤法との関係について、医療等情報、医療等情報を利活用しようとする事業者は、一般法である個人情報保護法によることも特別法である次世代医療基盤法によることも可能であり、両者は排他的ではありません。

また、本特例においては、事業者に対し、統計作成等にのみ個人情報が用いられることを担保するための各種の義務を課しており、法律において個人の権利利益を適切に保護するための規定が整備されております。このため、法律の委任の範囲内で規則等を適切に整備することで、個人の権利利益を十分に保護することができるものと考えております。

次に、刑法との整合性について、個人情報保護法は、本人の権利利益を保護することを目的として、個人情報の取扱いに関する規律を定めたものであり、刑法の個々の刑罰規定とは趣旨、目的を異にしています。このため、個人情報保護法上は適法な個人情報の取扱いであったとしても、刑罰規定に違反することは生じ得るものと考えております。

本法案をお認めいただいた場合には、個人情報保護委員会において、関係省庁にも御協力いただきながら、本特例を活用する場合の留意点について、適切な周知の在り方を検討してまいります。

今後の医療データの利活用の在り方については、内閣府において有識者検討会を開催し、検討を進めているものと承知をしております。先ほどグランドデザインのお話がございましたが、個人情報保護委員会も、検討の状況を注視しつつ、連携を図っていくものと承知をしております。

次に、政府としての説明責任についてのお尋ねがありました。

議員御指摘の条文の構成については、統計作成等の特例で実現しようとする内容を正確に表現できるよう、法制的な観点から適切に立案されたものと考えております。

また、総理に対しては、今回の改正法の概要について、個人情報保護委員会より、必要十分な説明をしているものと承知をしております。

本法案における統計作成等の特例に依拠すれば、公開されていない要配慮個人情報を含む個人データ等の第三者提供が可能になりますが、本特例においては、個人の権利利益を保護する観点から必要な措置が適切に講じられているものと考えております。

引き続き、しっかりと御説明をし、その責任を果たしてまいりたいと思います。（拍手）

―――――――――――――

○議長（関口昌一君）　安達悠司君。

〔安達悠司君登壇、拍手〕

○安達悠司君　参政党の安達悠司です。

会派を代表して、デジタル行政推進法及び個人情報保護法の改正案について質問します。

今回の個人情報保護法改正案は、ＡＩ開発目的で利用する場合、個人情報を本人の同意なく第三者に提供できるよう特例を設けるものです。

今までは、個人情報を第三者に渡すには、各自、本人の同意が必要でした。しかし、この法案が通れば、ＡＩ開発に使われる場合には、個人情報を本人の同意なく渡すことができるようになります。つまり、個人情報を本人の同意なくＡＩ開発に使えるということです。

例えば、企業は、顧客情報全部を匿名化しなくても、顧客本人の同意なく、ＡＩ開発事業者にそのままの状態で提供することが可能になります。ただし、提供元の企業と提供先のＡＩ開発事業者双方が、各自の名称と目的などをインターネット上で公表することが必要とされます。

なお、ＡＩは必ずしも万能でありません。多くの生成ＡＩで使われる大規模言語モデルは統計を基礎としており、誤った情報や倫理的に正しくない答えを防ぐことが原理的に困難との指摘もあります。

今回の法案が通れば、ＡＩ開発のための個人情報の規制緩和で、個人情報の転売時代になりかねません。今まで、個人情報保護のため、自前でサーバーを用意したり匿名化処理をしていた事業者にとっても衝撃です。事業者はよくても、国民のプライバシーをここまで犠牲にしてよいのかという声に、果たして政府は耳を傾けたのでしょうか。

今後は、例えば、製薬会社がＡＩ開発事業部をつくり、ＡＩ開発のため、複数の病院から顧客

の、患者の個人情報を購入することも考えられます。また、巨大ＩＴ企業、ビッグテックが、ＡＩ開発において様々な分野の事業者から個人情報を含むデータを集めやすくなることが考えられます。

この特例は、個人情報がＡＩモデルに組み込まれると、統計の一要素として個人情報ではなくなり、個人の権利利益を侵害するおそれがないと説明されます。しかし、本当に個人の権利利益を侵害するおそれはないのでしょうか。

そこで質問しますが、改正案は、ＡＩ開発事業者は大量に集まった病歴、サービス利用歴などの個人情報の中身を見るため、漏えいや悪用のリスクが高まります。政府は、ＡＩ開発事業者による個人情報の漏えいやマーケティングなどへの悪用のリスクをどのように考えていますか。松本大臣にお尋ねします。

また、ＡＩモデルに個人情報を学習させると、パラメーターとなり個人情報ではなくなるとされますが、ＡＩモデルから絶対に個人情報を再識別できないのですか。ＡＩに対する質問によっては、個人情報が回答されることはないのですか。欧州のＧＤＰＲのように、統計作成等の定義として個人情報の再識別が不可能であることを要件としなかったのはなぜですか。松本大臣にお尋ねします。

次に、病院などの個人情報取扱事業者が、個人情報をＡＩ開発事業者に提供することと引換えに対価を受け取ることも許されますか。その場合、対価の金額や基準はどう規律しますか。松本大臣にお尋ねします。

また、ＡＩ開発のための個人情報の再提供、転売も一定の要件で認めた理由は何ですか。松本大臣にお尋ねします。

ＡＩ開発事業者が提供を受けた個人情報からＡＩモデルを開発した場合、ＡＩモデル自体は個人情報とはみなされず、更に譲渡することは可能ですか。理由も含めて、松本大臣にお尋ねします。

また、外国企業への提供も一定要件の下可能となり、更に転々流通することになりますが、個人情報やＡＩモデルが転々流通し、海外で悪用されるリスクにはどのように対処するのですか。松本大臣にお尋ねします。

このほか、顔特徴データや未成年者の個人情報に関する改正もあり、大変気になりますが、本会議では時間のため割愛します。

また、民間同士だけでなく、官から民に対してもＡＩ開発目的での個人情報の提供が進むと考えられます。

デジタル行政推進法改正案では国等データ活用事業認定制度がつくられますが、これにより、国のビッグデータが海外や外資系のＡＩ開発事業者にも含め大量に流れていく危険はないのでしょうか。

そこで質問しますが、行政機関の提供対象となるデータは、行政機関が保有する個人情報も含む一切のデータで間違いないですか。松本大臣にお尋ねします。

また、行政機関は、認定事業者に対し、ＡＩ開発目的での利用であれば、保有する個人情報もそのまま提供することができるのですか。松本大臣にお尋ねします。

また、法律上の三要件、実施に不可欠、法令違反のおそれがない、公益を害し、又は所掌事務に支障を及ぼすおそれがないを満たす場合、行政機関は、認定事業者に対し、必ずデータを提供しなければなりません。なぜ、行政機関は提供することができるの裁量とせずに、提供しなければならないという義務を課したのですか。また、行政機関がこの義務に違反するとどのような効果が生じるのですか。松本大臣にお尋ねします。

また、行政機関は、拒絶事由を必ず通知しなければなりませんが、大量のデータ提供のための費用や事務負担が過大になる場合、データ提供を拒絶できるのですか。また、事業者がデータ漏えいや域外移転をするおそれがある場合はどうですか。松本大臣にお尋ねします。

説明資料では、分野ごとに国内企業や自治体によるユースケースが紹介されていますが、政府は外資系のビッグテック企業がこの認定制度を利用することを想定していますか。松本大臣にお尋ねします。

行政機関は、情報提供に対し、実費を勘案した手数料とは異なる情報提供の対価を取ることはないのですか。松本大臣にお尋ねします。

行政機関は、どの認定事業者にどんな内容のデータを提供したか公表をするのですか。松本大臣にお尋ねします。

こうしてＡＩ開発のため、民間からも行政機関からも大量の個人情報を集めるのがＡＩ開発事業者です。もしかすると、ＡＩ開発目的のため、今までの行政機関以上に個人情報を集める事業者も出てくるかもしれません。ＡＩ開発事業者に対する監督の在り方は、非常に重要な問題です。

この法改正で最も個人情報が集まるのはＡＩ開発事業者であると考えられますが、現在、ＡＩ開発事業者に対する監督官庁や業法はありますか。小野田大臣にお尋ねします。

個人情報保護法は直罰規定が乏しく、勧告、命令に違反しない限り罰則が科されないことが多いですが、法令の実効性をどう担保するのですか。松本大臣にお尋ねします。

また、ＡＩによるプロファイリングの本質は、個人を特定しなくとも特定の集団に分類し、ローンの拒絶や利益誘導などにより個人の行動をコントロールできる点にあります。これが広がれば、国民は特定の集団に分類されることを恐れて自由に発言できなくなるおそれもあります。個人では巨大ＩＴ企業に対抗できないからこそ、違反行為の差止めや被害回復を消費者団体などが行う団体訴訟制度が検討されましたが、この制度を見送った理由は何ですか。松本大臣にお尋ねします。

今後、自由競争により、ＡＩ開発目的で個人情報がグーグルやアマゾンなど少数の企業に集中し、ますます個人情報の寡占や独占が進むおそれがあります。その中で、政府は公正な競争をどのように確保するのですか。公正取引委員会委員長にお尋ねします。

また、今回、課徴金制度を創設しますが、千人以上の個人情報漏えいが要件であることなど非常に多くの要件があり、違反した事業者に対して制裁の実効性が乏しくなりませんか。例えば、国会議員七百十三人の情報を漏えいしても課徴金を取れないのは不合理ではありませんか。松本大臣にお尋ねします。

ところで、与党自由民主党は、五月二十日に公表したデジタル・ニッポン二〇二六のＡＩホワイトペーパーの中で、ソブリンＡＩからＡＩ主権へと明記され、全面的な自前主義でのソブリンＡＩの開発を諦めたかのような記載があります。個人情報をＡＩ開発に使いやすくする今回の法改正と軌を一にしており、ビッグテックに対する敗北宣言のようにも受け止められかねません。

そこで質問しますが、政府はソブリンＡＩの開発を放棄するのですか。その理由も含め、小野田大臣にお尋ねします。

ＡＩは、技術力も重要ですが、学習するデータの量が決定的です。外資系や外国企業への個人情報提供を厳しく制限し、国産で自前のソブリンＡＩ開発を進める選択もあると思います。このまま

では、オープンＡＩ、グーグル、アンソロピックなど、米国の大手ＡＩ開発企業がますます有利になりかねません。政府は、なぜこのタイミングで今回の法改正を行ったのですか。また、アメリカのビッグテック企業に日本人の個人情報が集中することに対する歯止めは必要ないのですか。松本大臣にお尋ねします。

このままでは、日本人の個人情報がＡＩ開発事業者に丸裸になります。日本をビッグテックのデジタル植民地にしてはならないと強く訴え、私からの質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣松本尚君登壇、拍手〕

○国務大臣（松本尚君）　安達悠司議員の御質問にお答えいたします。

ＡＩ開発事業者による個人情報の漏えいや悪用のリスクについてのお尋ねがありました。

まず、本改正案における統計作成等の特例に依拠するか否かにかかわらず、ＡＩ開発事業者は、安全管理措置として、その取り扱う個人データの漏えい等の防止等のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

また、統計作成等の特例に依拠する事業者が統計作成目的で取得した個人情報を統計化等をせずにマーケティングなどそれ以外の目的で利用する行為は、本特例の違反になるとともに、課徴金の対象となります。

これらの規律を通じて、事業者における適切な体制整備を図るとともに、違法な行為を抑止等することによる個人の権利利益の保護が図られると考えております。

次に、ＡＩモデルによる個人情報の再識別についてのお尋ねがありました。

統計作成等の特例における統計作成等に該当するためには、大量の個人情報を個人に関する情報に当たらない状態にまで加工することが求められますので、再識別等が行われるリスクは極めて低いものと認識しております。

また、統計作成等を行う事業者に対しては、委員会規則において、個人情報等の復元防止のための措置を講ずることを求めることを想定しております。

このほか、本特例に基づいて作成された統計情報等に対して不正な攻撃を行い、その作成に用いられた個人情報を復元する行為は個人情報の不正取得となること、復元された個人情報を統計作成等以外の目的で利用する行為は本特例違反となること、これらの違反行為は課徴金の対象となることを踏まえれば、本特例において識別禁止義務を重ねて規定しなくても、個人の権利利益の適切な保護を図ることができるものと考えております。

次に、個人情報の提供の対価についてのお尋ねがありました。

個人情報保護法には、個人情報の提供時の対価についての規律はありません。対価の有無やその額等については、関係する法令を踏まえ、当事者間における合意によって決められるものと考えております。

次に、ＡＩ開発のための個人情報の再提供を認めた理由についてのお尋ねがありました。

統計作成等の特例は、ＡＩが急速に発展、普及する中で、複数の事業者が持つデータを共有し、横断的に分析するニーズが高まっていることを踏まえ、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成のみ個人情報が用いられている場合であれば、個人の権利利益を害するおそれが少ないことから、本制度を導入することとしたものであります。

次に、ＡＩモデルの個人情報該当性や譲渡可能性についてのお尋ねがありました。

統計作成等の特例の対象となるＡＩモデルは、特定の個人との対応関係が排斥されていることが要件となっており、個人情報に該当しません。そのため、個人情報保護法上、更に譲渡することについての規則はないと承知をしております。

次に、個人情報やＡＩモデルが海外で悪用されるケースについてのお尋ねがありました。

まず、統計作成等の特例に基づいて作成されたＡＩモデルは、特定の個人との対応関係が排斥されたものでなければならず、こうしたＡＩモデルの提供等により個人の権利利益が害されるおそれは少ないものと考えられます。

また、本特例に基づき提供される個人情報については、提供先による目的外利用や第三者提供が禁止されており、加えて、これらに違反して対価を得ている場合には、課徴金制度の対象となり得ます。

本特例では、提供元及び提供先は事業者の名称等を公表する必要があるため、個人情報保護委員会においては、こうした公表事項の把握を通じて、外国企業も含め、適切なモニタリングを実施し、厳正に法執行していくものと承知しております。

次に、国等データ活用事業認定制度に関して、行政機関の対象、失礼、行政機関の提供対象となるデータ及び個人情報の提供の可否についてお尋ねがありました。

デジタル行財政推進法等改正案において、認定事業者からの国の行政機関等に対して提供の求めがなされても、他の法令に違反する場合や公益を害する場合などにはデータ提供をしないこととしております。

個人情報については、個人情報保護法において、外部へ提供できる場合が限定されており、これに該当しない場合には提供されないこととなります。統計特例についても、ＡＩ開発等を含む専ら統計作成等の目的のためという要件に該当しない場合には、氏名等の保有個人情報の提供は認められません。

次に、行政機関のデータ提供義務についてお尋ねがありました。

本改正案は、国等が保有するデータについて、保護と利活用の適切なバランスを図りながらデータ利活用を促進する観点から、他の法令に違反する場合や公益を害する場合など、所定の要件に該当する場合を除き、データを提供することとしております。

国の行政機関等が、他の法令に違反もせず公益を害さない場合において、この規定に違反してデータ提供を行わなかった場合には、不服申立てなど一般法の規律に沿った取扱いがされますが、そのような事態にならないよう、運用に当たって丁寧に対応をしてまいります。

次に、国等データ活用事業における提供費用又は事務負担の過大、事業者の漏えい等の理由による提供拒絶の可否についてお尋ねがありました。

本法案における改正後のデジタル行政推進法第二十九条第二項第三号においては、認定国等データ活用事業者からデータ提供の求めを受けた際に、公益を害し、又はその所掌事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、求めを受けた主務大臣はデータ提供を行わないこととしております。

具体的な判断は、求めのあったデータの内容や形式、国の行政機関等における保有の状況等の個別具体の状況等を総合的に勘案してなされますが、データ提供に莫大な費用や過分な業務負担を要する場合、さきの要件に該当してデータ提供を行わない場合があり得ます。

また、本法案に基づき策定する指針の内容とし

て、漏えい対策を含めた適切な安全管理措置の実施や、必要に応じて国外へのデータ移転に関する適切な取扱いを実施することも想定しており、この指針に沿った事業計画となっていない場合には、国等データ活用事業として認定されないことになっております。

次に、国等データ活用事業において外資系ビッグテック企業の利用を想定しているかについてお尋ねがありました。

本改正法案では、データの利活用を促進する観点から、資本関係等について一律に特定の属性の事業者を認定対象から除くことはありません。

他方で、安全保障等の観点も念頭に、データの保護との適切なバランスを図るため、認定に当たっては、安全管理の内容や、要すれば当該事業者の資本構成といった点も含め、計画全般の適格性について丁寧に審査を行ってまいります。

次に、国等データ活用事業における手数料以外の情報提供の対価の徴収についてお尋ねがありました。

デジタル行財政推進法等改正案においては、国の行政機関等の保有するデータの提供を求め、当該データの提供を受ける認定国等データ活用事業者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならないと規定しております。

この手数料以外に、このデータ提供を受ける際に徴収される本制度上の費用はありません。

次に、国等データ活用事業における提供先企業及び提供内容の公表についてお尋ねがありました。

データの利活用に際して、国民一般に対する透明性を高め、安心感を醸成するという観点からは、国等データ活用事業に関する事項についてより多くの内容を公表することが望ましいと考えております。

他方で、事業によっては、その内容を過度につまびらかにすることによって、事業のノウハウ等が流出し、競争上の観点等から不利益を被るケースも想定はされます。

このため、認定制度に関する事項については公表を通じて国民の信頼感に応えるとの考え方に立ちつつ、データの提供先となる認定事業者名や提供するデータの内容など、具体的な公表事項やその粒度については、認定事業の円滑な実施のバランスに鑑みて、個別の事例に応じて適切に判断がなされるよう、施行に向け検討してまいります。

次に、法令の実効性の担保についてのお尋ねがありました。

本法案においては、悪質な違反行為を実効的に抑止する観点から、新たに課徴金制度を導入することとしており、これは事前の勧告、命令を前提としない制度となっております。

個人情報保護委員会においては、課徴金制度を適切に運用し、また勧告、命令に係る権限を迅速に行使し、悪質な違反行為から個人の権利利益を実効的に保護していくものと承知をしております。

次に、団体訴訟制度の導入を見送った理由についてのお尋ねがありました。

個人情報保護委員会においては、適格消費者団体の活用を念頭に、団体訴訟制度の導入を検討してまいりました。

検討の結果、団体訴訟制度の対象について引き続き法制的な整理が必要であること、消費者団体等から、事実関係を把握することの困難性などの実務上の課題に係る意見もあったこと等を踏まえて、団体訴訟制度の導入については見送ることとしました。

その一方で、個人の権利利益の保護を図ることは重要であり、個人情報保護委員会においては、一般の個人からの相談を受け付ける窓口の活用促進、適正な監督権限の行使等により、個人の権利救済が適切に図られるよう取り組んでいくものと承知をしております。

次に、課徴金制度についてのお尋ねがありました。

今回導入する課徴金制度は、違反行為を実効的に抑止することが目的であるところ、事案の規模の大小問わず、すべからく課徴金を課さなければならないこととすると、限られた行政リソースの下では、抑止の必要性がより高い大規模な事案に対する監督権限の行使に影響を及ぼすおそれがあります。このため、迅速、機動的な権限行使を確保する観点から、違反行為に係る本人の数によって課徴金納付命令の対象を限定することとしました。

他方で、課徴金納付命令の対象とならない事案については、個人情報保護委員会において、これまでどおり、勧告、命令等を通じて本人の権利利益保護を適切に図ってまいります。

最後に、法改正のタイミング及びビッグテック企業における個人情報の集中等についてお尋ねがありました。

個人情報保護委員会においては、令和二年改正法附則に規定されたいわゆる三年ごと見直し規定に基づき、ＡＩを始めとする技術の進展、国際的動向等を踏まえ、各ステークホルダーとの対話を重ねながら、本法の見直しの検討を進めてまいりました。令和七年六月のデータ利活用制度の在り方に関する基本方針等の各閣議決定を踏まえ、本年一月、同委員会において制度改正方針を決定したものであります。そして、本年四月、本法案は、閣議決定された上で今国会に提出されたものです。

次に、米国のビッグテック企業に日本人の個人情報が集中することに対する御懸念についてであります。

統計作成等特例は、我が国における適正なＡＩ開発を推進するため、ＡＩ開発に用いるためのデータの収集を容易にする措置として、統計情報等の作成にのみ個人データが利用されることが担保されていること等を条件とした、本人同意要件の特例を創設することとしております。

本特例は、特定の国の一定の事業者に対する個人データの提供を制限することとしてはおりませんが、事業者に各種の義務を課すことにより、個人の権利利益の保護が適切に図られる制度としてまいります。（拍手）

〔国務大臣小野田紀美君登壇、拍手〕

○国務大臣（小野田紀美君）　安達議員から、まずＡＩ開発事業者に対する監督官庁及び業法についてお尋ねがありました。

ＡＩを開発する行為そのものについて規制する法律はなく、したがって、法律に基づき監督する省庁もありません。

他方、お尋ねの法改正との関係でいえば、ＡＩを開発する事業者が個人情報保護法で規定される個人情報取扱事業者と認められる場合は、当然のことながら、個人情報保護法の規定に基づく業務の実施が求められるものと承知をしております。

次に、ソブリンＡＩの開発についてのお尋ねがありました。

政府としては、我が国のＡＩ開発力の自律性、不可欠性を確保していくことは重要であると考えており、昨年末に閣議決定したＡＩ基本計画において、基本的な方針の一つとしてＡＩ開発力の戦略的強化を掲げているところです。

具体的には、基盤モデルの開発も含め、我が国が独自にＡＩを研究開発し、自律的な運用をでき

る、運用もできる能力を強化するための取組を進めております。

引き続き、関係省庁と連携して、必要な取組を推進してまいります。（拍手）

〔政府特別補佐人茶谷栄治君登壇、拍手〕

○政府特別補佐人（茶谷栄治君）　安達悠司議員の御質問にお答えいたします。

個人情報の集中や独占等に対する公正な競争の確保についてお尋ねがありました。

議員御懸念のように、特定の企業がＡＩ開発目的で個人情報等のデータを収集し、当該企業がデータを独占又は寡占するに至れば、生成ＡＩ関連市場等における公正かつ自由な競争環境を損なう行為が行われやすくなるところ、御指摘は重要なものと受け止めております。

公正取引委員会では、生成ＡＩ関連市場において、公正かつ自由な競争環境を維持する観点から、生成ＡＩ関連市場の実態を把握するための調査を行ってきているところ、引き続き、市場における競争上の懸念が生じていないかを注視していくとともに、独占禁止法上問題となる案件に接した場合には、同法に基づいて厳正に対処してまいります。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（関口昌一君）　日程第一　郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長吉川沙織君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉川沙織君登壇、拍手〕

○吉川沙織君　ただいま議題となりました郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本郵便株式会社が自らの説明責任を果たしつつ経営環境の変化に応じて機動的に郵便に関する料金を変更することができるようにするため、定形郵便物の料金について上限額を総務省令で定めている現行の制度を同社の申請に基づき上限額を総務大臣が認可する制度に改めるとともに、同社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、定形郵便物に相当する信書便物の料金についても同様の制度に改める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、郵便料金制度の在り方、郵便のユニバーサルサービスをめぐる現状、郵便事業の収支改善とデジタル時代の経営戦略、業務環境等の向上に向けた取組等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十四

賛成　二百三十

反対　十四

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　日程第二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案　日程第三　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長猪口邦子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔猪口邦子君登壇、拍手〕

○猪口邦子君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案は、不適正スクラップヤードに起因する人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため、使用済金属、プラスチック物品の保管又は再生を行う事業について許可制を導入するとともに、最近の災害対応において得られた教訓等を踏まえ、非常災害により生じた廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、非常災害時における被災地方公共団体に対する支援体制の迅速な構築等の措置を講じようとするものであります。

次に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案は、高濃度ＰＣＢ廃棄物の処分がほぼ完了することを踏まえ、処分に係る規制の簡素化及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社のＰＣＢ廃棄物の処理事業の廃止をするとともに、低濃度ＰＣＢ使用製品の管理及び処分に係る規制を設ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、スクラップヤード規制の実効性確保策、災害廃棄物対策に係る地方公共団体支援の在り方、今後の高濃度ＰＣＢ廃棄物処理体制等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

まず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十四
賛成　二百三十九
反対　五
よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　次に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十三
賛成　二百三十一
反対　十二
よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　日程第四　産業技術力強化法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長浜口誠君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔浜口誠君登壇、拍手〕

○浜口誠君　ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、産業技術に関する研究及び開発を推進するため、重点的に研究開発を支援すべき、戦略的に重要な技術を重点産業技術として指定し、事業者による重点産業技術の研究開発に関する計画認定制度や、当該技術について共同研究開発する体制がある研究開発機関の認定制度を創設するとともに、認定を受けた事業者、研究開発機関に対する支援措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、重点産業技術の指定の在り方、新たな研究開発税制に期待される効果と課題、重点産業技術に係る産学連携を促進するための方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十四
賛成　二百二十八
反対　十六
よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　本日はこれにて散会いたします。

午後零時五分散会

出席者は左のとおり。

議長　関口　昌一君
副議長　福山　哲郎君

議員

中田　優子君　宮出　千慧君
平戸　航太君　櫻井　祥子君
後藤　翔太君　小林さやか君
安達　悠司君　塩入　清香君
庭田　幸恵君　杉本　純子君
初鹿野裕樹君　竹詰　仁君
堂込麻紀子君　大津　力君
岩本　麻奈君　山中　泉君
浜口　誠君　松田　学君
安藤　裕君　梅村みずほ君
礒﨑　哲史君　神谷　宗幣君
上田　清司君　奥村　祥大君
白川　容子君　かごしま彰宏君
岩渕　友君　大門実紀史君
牛田　茉友君　水野　孝一君
山添　拓君　江原くみ子君
原田　秀一君　吉良よし子君
山田　吉彦君　伊藤　辰夫君
仁比　聡平君　岡崎　太君
田村　まみ君　芳賀　道也君
小池　晃君　石　平君
足立　康史君　後藤　斎君
金子　道仁君　松野　明美君
浜野　喜史君　伊藤　孝恵君
青島　健太君　中条きよし君
舟山　康江君　榛葉賀津也君
川合　孝典君　嘉田由紀子君
高木かおり君　串田　誠一君
片山　大介君　石井　苗子君
柴田　巧君　松沢　成文君
浅田　均君　猪瀬　直樹君
上野ほたる君　若林　洋平君
新実　彰平君　山本　啓介君
ながえ孝子君　佐々木りえ君
永井　学君　友納　理緒君
石井めぐみ君　福山　守君
脇　雅昭君　古庄　玄知君
長谷川英晴君　藤井　一博君
星　北斗君　小林　一大君
加藤　明良君　生稲　晃子君
赤松　健君　宮本　周司君
井上　義行君　山田　宏君
上月　良祐君　滝波　宏文君
三原じゅん子君　北村　経夫君
舞立　昇治君　堀井　巌君
野上浩太郎君　山下　雄平君
古賀友一郎君　松村　祥史君
酒井　庸行君　高橋　克法君
山谷えり子君　佐藤　啓君
野村　哲郎君　宮沢　洋一君
牧野たかお君　小野田紀美君
望月　良男君　片山さつき君
平山佐知子君　北村　晴男君
　　齊藤健一郎君

百田　尚樹君
梶原　大介君
若井　敦子君
東野　秀樹君
吉井　　章君
かまやち敏君
臼井　正一君
加田　裕之君
進藤金日子君
こやり隆史君
馬場　成志君
長谷川　岳君
渡辺　猛之君
磯﨑　仁彦君
中西　祐介君
岡田　直樹君
松山　政司君
有村　治子君
安野　貴博君
尾辻　朋実君
清水　真人君
出川　桃子君
泉　　房穂君
小林孝一郎君
高木　真理君
小川　克巳君
山田　太郎君
藤木　眞也君
打越さく良君
上野　通子君
古川　俊治君
松下　新平君
浅尾慶一郎君
吉田　忠智君

神谷　政幸君
越智　俊之君
宮本　和宏君
山本佐知子君
いんどう周作君
寺田　　静君
本田　顕子君
朝日健太郎君
今井絵理子君
石田　昌宏君
藤川　政人君
江島　　潔君
青木　一彦君
石井　浩郎君
山本　順三君
石井　準一君
末松　信介君
高良　沙哉君
伊波　洋一君
高橋はるみ君
郡山りょう君
西田　英範君
見坂　茂範君
鈴木　大地君
岩本　剛人君
船橋　利実君
自見はなこ君
松川　るい君
大家　敏志君
森　まさこ君
猪口　邦子君
福岡　資麿君
西田　昌司君
櫻井　　充君

鶴保　庸介君
木村　義雄君
吉川　沙織君
ラサール石井君
福島みずほ君
伊勢崎賢治君
小島とも子君
横沢　高徳君
三上　えり君
柴　　愼一君
羽田　次郎君
田島麻衣子君
石垣のりこ君
木戸口英司君
杉尾　秀哉君
石橋　通宏君
森本　真治君
徳永　エリ君
水岡　俊一君
広田　　一君
森　ゆうこ君
蓮　　舫君
長浜　博行君
佐々木雅文君
下野　六太君
原田大二郎君
宮崎　　勝君
里見　隆治君
杉　　久武君
上田　　勇君
高橋　光男君
竹谷とし子君
谷合　正明君
天畠　大輔君

橋本　聖子君
鈴木　宗男君
中曽根弘文君
奥田ふみよ君
山内佳菜子君
福士　珠美君
大島九州男君
村田　享子君
古賀　千景君
鬼木　　誠君
塩村あやか君
岸　真紀子君
熊谷　裕人君
古賀　之士君
小沢　雅仁君
勝部　賢志君
小西　洋之君
斎藤　嘉隆君
田名部匡代君
牧山ひろえ君
青木　　愛君
辻元　清美君
川村　雄大君
司　　隆史君
窪田　哲也君
伊藤　孝江君
竹内　真二君
三浦　信祐君
横山　信一君
秋野　公造君
平木　大作君
石川　博崇君
西田　実仁君
木村　英子君

国務大臣
総　務　大　臣　林　　芳正君
経済産業大臣　赤澤　亮正君
環　境　大　臣　石原　宏高君
国　務　大　臣（内閣府特命担当大臣（サイバー安全保障））　松本　　尚君
国　務　大　臣（内閣府特命担当大臣（人工知能戦略））　小野田紀美君

副大臣
内閣府副大臣　今枝宗一郎君
総　務　副　大　臣　高橋　克法君
法　務　副　大　臣　三谷　英弘君
国土交通副大臣　佐々木　紀君

政府特別補佐人
公正取引委員会委員長　茶谷　栄治君

議長の報告事項

一昨十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　補欠
加藤　明良君　青木　一彦君
伊勢崎賢治君　大島九州男君

総務委員
辞任　補欠
中西　祐介君　見坂　茂範君
山本佐知子君　馬場　成志君

法務委員
辞任　補欠
山崎　正昭君　西田　英範君

外交防衛委員
辞任　補欠
東野　秀樹君　小野田紀美君
吉井　　章君　中曽根弘文君

財政金融委員
辞任　補欠
小林孝一郎君　磯﨑　仁彦君
西田　英範君　山崎　正昭君
石橋　通宏君　柴　　愼一君
大島九州男君　伊勢崎賢治君

文教科学委員
辞任　補欠
滝波　宏文君　片山さつき君

厚生労働委員
辞任　補欠
柴　　愼一君　石橋　通宏君
原田大二郎君　秋野　公造君
上野ほたる君　新実　彰平君
天畠　大輔君　木村　英子君

農林水産委員
辞任　補欠
小野田紀美君　東野　秀樹君
進藤金日子君　石井　準一君

経済産業委員
辞任　補欠
青木　一彦君　加藤　明良君
新実　彰平君　上野ほたる君

国土交通委員
辞任　補欠
見坂　茂範君　中西　祐介君
馬場　成志君　山本佐知子君
木村　英子君　天畠　大輔君

環境委員

辞任　　補欠
石井　準一君　　進藤金日子君
磯﨑　仁彦君　　小林孝一郎君
中曽根弘文君　　吉井　章君
秋野　公造君　　原田大二郎君

決算委員

辞任　　補欠
片山さつき君　　滝波　宏文君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任　　補欠
生稲　晃子君　　松川　るい君
石田　昌宏君　　福山　守君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三一号）　内閣委員会に付託

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第六二号）　文教科学委員会に付託

社会福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第四五号）　厚生労働委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

学校教育法等の一部を改正する法律案

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

学校教育法等の一部を改正する法律

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律

昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　　補欠
大津　　力君　　神谷　宗幣君
大島九州男君　　伊勢崎賢治君

総務委員

辞任　　補欠
いんどう周作君　　牧野たかお君
見坂　茂範君　　中西　祐介君
神谷　宗幣君　　大津　　力君

法務委員

辞任　　補欠
鈴木　宗男君　　朝日健太郎君
西田　英範君　　山崎　正昭君

財政金融委員

辞任　　補欠
磯﨑　仁彦君　　小林孝一郎君
山崎　正昭君　　西田　英範君
伊勢崎賢治君　　大島九州男君

厚生労働委員

辞任　　補欠
木村　英子君　　天畠　大輔君

農林水産委員

辞任　　補欠
朝日健太郎君　　鈴木　宗男君
石井　準一君　　進藤金日子君
井上　義行君　　松山　政司君
東野　秀樹君　　磯﨑　仁彦君

経済産業委員

辞任　　補欠
牧野たかお君　　いんどう周作君

国土交通委員

辞任　　補欠
中西　祐介君　　見坂　茂範君
天畠　大輔君　　木村　英子君

環境委員

辞任　　補欠
小林孝一郎君　　東野　秀樹君
進藤金日子君　　石井　準一君
松山　政司君　　井上　義行君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策及び東日本大震災復興特別委員

辞任　　補欠
森本　真治君　　羽田　次郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

厚生労働委員会
理事　秋野　公造君　（秋野公造君の補欠）

環境委員会
理事　吉井　章君　（吉井章君の補欠）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案（長谷川淳二君外十名提出）（衆第一二号）

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三四号）審査報告書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五九号）審査報告書

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）審査報告書

産業技術力強化法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）審査報告書

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律

審査報告書

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年六月十一日

総務委員長　吉川　沙織

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本郵便株式会社が自らの説明責任を果たしつつ経営環境の変化に応じて機動的に郵便に関する料金を変更することができるようにするため、定形郵便物の料金について上限額を総務省令で定めている現行の制度を同社の申請に基づき上限額を総務大臣が認可する制

度に改めるとともに、同社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、定形郵便物に相当する信書便物の料金についても同様の制度に改める等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年六月二日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律

（郵便法の一部改正）

第一条　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「もの」を「料金の水準を上回らないものであつて、会社の経営の状況に照らして適切なもの」に改める。

第六十七条第一項中「第三項」を「第五項」に、「第五項」を「第七項」に改め、同条第二項第一号中「もの」を「料金の水準を上回らないものであつて、会社の経営の状況に照らして適切なもの」に改め、同項第二号中「第四項第一号」を「第六項第一号」に改め、同項第三号中「第四項第二号」を「第六項第二号」に、「次号」を「以下この条及び第七十一条」に、「軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める」を「次項の規定により認可を受けた上限の」に改め、同条中第七項を第九項とし、第三項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3　会社は、定形郵便物の料金の上限の額を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4　総務大臣は、前項の認可の申請に係る定形郵便物の料金の上限の額が郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む定形郵便物の料金の水準を超えないと認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

第七十一条中「料金」の下に「（第六十七条第三項の規定により認可を受けた定形郵便物の料金の上限の額を含む。）」を加える。

第七十三条第一号中「第六十七条第三項」の下に「若しくは第五項」を加える。

第八十七条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「同条第三項」を「同条第五項」に、「同条第七項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第八十九条及び第九十一条中「第六十七条第七項」を「第六十七条第九項」に改める。

（民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正）

第二条　民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第二号中「のもの」の下に「（以下この条及び第二十七条第三号において「定形信書便物」という。）」を加え、「軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める」を「次項の規定により認可を受けた上限の」に改め、同条に次の二項を加える。

3　一般信書便事業者は、定形信書便物の料金の上限の額を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4　総務大臣は、前項の認可の申請に係る定形信書便物の料金の上限の額が一般信書便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む定形信書便物の料金の水準を超えないと認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

第二十七条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第十六条第三項の規定により認可を受けた定形信書便物の料金の上限の額が一般信書便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む定形信書便物の料金の水準を超えると認められる場合において、当該上限の額を変更すること。

第三十四条中「第二十七条第二号」の下に「及び第三号」を加え、「第二十七条第三号」を「第二十七条第四号」に、「前二号」を「前三号」に改める。

第三十八条第二号中「第十七条第一項」を「第十六条第三項、第十七条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

（郵便法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）の前日において第一条の規定による改正前の郵便法第六十七条第二項第三号の総務省令で定められていた額は、施行日において、第一条の規定による改正後の郵便法第六十七条第三項の規定により日本郵便株式会社が定めて認可を受けた定形郵便物（同条第二項第三号に規定する定形郵便物をいう。）の料金の上限の額とみなす。

（民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正に伴う準備行為）

第三条　一般信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者をいう。）は、施行日前においても、第二条の規定による改正後の同法（次項において「新信書便法」という。）第十六条第三項の規定の例により、定形信書便物（同条第二項第二号に規定する定形信書便物をいう。次項において同じ。）の料金の上限の額について、総務大臣の認可の申請をすることができる。

2　総務大臣は、前項の認可の申請があった場合には、施行日前においても、新信書便法第十六条第四項及び第三十八条の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた定形信書便物の料金の上限の額は、施行日において、新信書便法第十六条第三項の規定による認可を受けたものとみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年六月十一日

環境委員長　猪口　邦子

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、使用済みの金属・プラスチック物品の不適正な保管又は再生による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため、当該物品の保管又は再生を行う事業について許可制を導入するとともに、非常災害により生じた廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、非常災害時における被災地方公共団体に対する支援体制の迅速な構築のための地方公共団体と事業者間の協定の締結、当該廃棄物の埋立処分に係る最終処分場を確保するための指定、当該廃棄物処理に関する専門知識を有する者の派遣の中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業への追加等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、使用済金属・プラスチック物品の保管又は再生に係る許可制の新設に当たっては、制度運用の実務を担う都道府県等に対し、対象物品の該当性、許可の要否及び基準適合性の明確化などを含めた技術的及び財政的な支援を行うとともに、附則第二条の準備行為に関する規定の活用などにより、申請事務の平準化を図ること。また、先行条例を含む現行法制下で適正に運営している事業者に過大な負担が生ずることのないよう必要な配慮を行うこと。

二、使用済金属・プラスチック物品の保管又は再生に係る許可業者に義務付けられる帳簿の備付けについては、事業内容の透明性の向上、事業者の負担軽減及び使用済金属・プラスチック物品のトレーサビリティ確保の観点から、帳簿のシステム化を検討すること。

三、環境汚染のおそれのある使用済金属・プラスチック物品の輸出の確認においては、確認の対象物品についてあらかじめ周知を徹底するとともに、違法輸出防止に向け、関係機関の連携強化を図り、輸出確認要件に係る審査を厳格に行うことにより、海外での環境汚染防止と国内の適正な再生能力の維持に努めること。

四、事業者による不適正な保管等に対しては、保管事業者等への責任追及を徹底して行い、必要に応じて措置命令等の行政処分を遅滞なく行うよう都道府県等に求めるとともに、生活環境の保全が実効的に確保されるものとなるよう技術的及び財政的な支援を行うこと。また、不適正な輸出が疑われる場合には、環境省自らが積極的に事業者等に報告徴収を求めるとともに事業場等への立入検査を行うこと。

五、災害廃棄物対策において、関係省庁と連携し、災害廃棄物処理に係る手続の合理化を図るなど、地方公共団体に重複した負担が生じることのないよう効率的かつ実効的な体制の構築に努めるとともに、災害廃棄物処理計画については、単なる形式的な策定にとどまることなく、実効性のある内容となるよう、その策定及び更新に対する地方公共団体への技術的及び財政的な支援を行うこと。

六、非常災害廃棄物の処理の再々委託及び非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例は、災害廃棄物の効率的な処理のために設けられる規制緩和措置であることに鑑み、特例が適用された場合においても災害廃棄物の適正処理の確保や生活環境の保全がなされるよう、その運用に当たっては適切な配慮を行うこと。

七、政府は、この法律の施行状況を不断に見直し、廃棄物と有価物の「隙間」による不適正処理により、生活環境保全上の支障が生じないよう必要な措置を講ずること。

右決議する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年五月二十六日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）

第一条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の三」を「第六条の四」に、「第四章　要適正保管使用済金属・プラスチック物品及び要適正再生使用済金属・プラスチック物品（第二十四条の七―第二十四条の十四）

第五章　罰則（第二十五条―第三十四条）」を「第四章の二　要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業（第二十四条の七―第二十四条の十四）

第四章　要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業（第二十四条の十五―第二十四条の二十六）

第五章　罰則（第二十五条―第三十四条）

」に改める。

第一条中「及び廃棄物」を「廃棄物並びに要適正保管使用済金属・プラスチック物品及び要適正再生使用済金属・プラスチック物品」に改める。

第二条に次の三項を加える。

7　この法律において「使用済金属・プラスチック物品」とは、使用を終了し、収集された物品で、その全部又は一部が金属又はプラスチックから成るもの（廃棄物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

8　この法律において「要適正保管使用済金属・プラスチック物品」とは、使用済金属・プラスチック物品であって、適正でない保管（譲渡のためのものに限る。）が行われた場合には人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、廃棄物の適正な保管と生活環境の保全上同等の保管（譲渡のためのものに限る。）を要するものをいう。

9　この法律において「要適正再生使用済金属・プラスチック物品」とは、使用済金属・

プラスチック物品であつて、適正でない再生及び当該再生のために行う保管が行われた場合には人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、廃棄物の適正な再生及び保管と生活環境の保全上同等の再生及び当該再生のために行う保管を要するものをいう。

第二条の三の見出し中「非常災害により生じた廃棄物」を「非常災害廃棄物」に改め、同条第一項中「廃棄物」の下に「（以下「非常災害廃棄物」という。）」を加え、同条第二項中「非常災害により生じた廃棄物」を「非常災害廃棄物」に、「当該廃棄物の」を「その」に改める。

第四条の二中「非常災害時における廃棄物」を「非常災害廃棄物」に改める。

第五条の六の次に次の一条を加える。

（都道府県による非常災害廃棄物の処理に関する協定の締結）

第五条の六の二　都道府県は、非常災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者その他の非常災害廃棄物の適正な収集、運搬又は処分を行うことができる者（これらの者を主たる構成員とする団体を含む。以下この項及び第六条の四第一項において「非常災害廃棄物適正処理業者」という。）との間において、当該都道府県の知事の求めに応じて当該非常災害廃棄物適正処理業者が当該都道府県の区域内における非常災害廃棄物を処理することその他環境省令で定める事項をその内容に含む協定を締結するよう努めなければならない。

2　都道府県は、非常災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、当該都道府県の区域内の市町村又は当該都道府県に隣接する都道府県との間において、非常災害廃棄物の処理に関する知識を有する者の派遣その他環境省令で定める事項をその内容に含む協定を締結するよう努めなければならない。

第六条第二項に次の一号を加える。

六　非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策に関する事項

第六条の二第一項中「再生すること」を「再生」に、「第九条の三の三第三項」を「第九条の三の三第四項及び第五項」に改め、「第二十四条の二第二項」の下に「及び第三項、第二十四条の七第三項及び第五項第二号ニからヘまで、第二十四条の九第一号、第二十四条の十第一項第五号、第二十四条の十五第三項、第二十四条の二十九第二項、第二十四条の三十三第二項及び第三項」を加え、「しなければ」を「をしなければ」に改め、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、同条第四項中「処分する」を「処分をする」に、「処分しない」を「処分をしない」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　市町村から特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分の委託を受けた者（以下この項及び第九条の三の三第二項において「特別管理非常災害廃棄物処理受託者」という。）は、市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の前項の政令で定める基準（以下「特別管理一般廃棄物処理委託基準」という。）に従う場合に限り、当該特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託することができる。当該特別管理非常災害廃棄物処理受託者から特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分の委託を受けた者（同条第一項において「非常災害廃棄物処理再受託者」という。）が、一般廃棄物処理計画に従い、当該非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託するときも、同様とする。

第二章第一節に次の一条を加える。

（市町村による非常災害廃棄物の処理に関する協定の締結）

第六条の四　市町村は、非常災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、非常災害廃棄物適正処理業者との間において、当該市町村の長の求めに応じて当該非常災害廃棄物適正処理業者が一般廃棄物処理委託基準に従つて非常災害廃棄物の処理の委託を受けることその他環境省令で定める事項をその内容に含む協定を締結するよう努めなければならない。

2　市町村は、非常災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、当該市町村の区域をその区域に含む都道府県又は当該都道府県の区域内の他の市町村との間において、非常災害廃棄物の処理に関する知識を有する者の派遣その他環境省令で定める事項をその内容に含む協定を締結するよう努めなければならない。

第七条第五項第四号ニ中「この法律」の下に「（第四章の二の規定及び当該規定に係る罰則を除く。以下同じ。）」を加え、同号ホ中「読み替えて」を削り、「以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて」を「第十三条の七及び第三十一条を除き、以下」に改め、同号ヘ中「読み替えて準用する場合を含む。）」を「準用する場合を含む。）」に、「再生すること」を「再生」に改め、同号リ中「第十四条第五項第二号ハ」の下に「及び第二十四条の七第五項第二号ヌ」を加え、同条第六項ただし書中「を処分する」を「の処分をする」に改める。

第七条の二第五項を削る。

第七条の三第一号中「以下」の下に「この号、第九条の二第一項第三号、第十四条の三第一号及び第十五条の二の七第三号において」を加える。

第八条第一項中「を処分する」を「の処分をする」に改める。

第九条第七項を削る。

第九条の三の二第一項中「非常災害により生ずる廃棄物」を「非常災害廃棄物」に改める。

第九条の三の三第一項中「市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該」を「非常災害廃棄物の処分を行う非常

災害廃棄物処理受託者若しくは非常災害廃棄物処理再受託者又は第六条の二第三項後段の規定による処分の委託を受けた者は、当該非常災害廃棄物の」に改め、「結果を記載した書類」の下に「（当該一般廃棄物処理施設が繊維くずの破砕施設その他の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない一般廃棄物処理施設として政令で定めるものである場合にあつては、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類）」を加え、同条第三項中「規定による届出」の下に「及び同項の規定による届出をした者」を加え、「第九条の三第三項、第四項、第八項及び第九項」を「第九条の三第九項」に、「市町村」とあるのは「非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者」と、同項中「第二項及び」とあるのは「第九条の三の三第二項の規定及び」とあるのは「第九条の三の三第三項の規定及び」と、「市町村」とあるのは「者」に、「「第二項中」を「「第二項中「同項」とあるのは「前項」に、「同条第二項中「前項の」とあるのは「次項において準用する第九条の三第八項の」と、「を「同条第三項中「前二項の」とあるのは「次項において準用する第九条の三第八項の」と、「者は、前二項に」とあるのは「者は、第一項に」と、「より、前二項に」とあるのは「より、第一項に」に、「第九条の三の三第三項」を「第九条の三の三第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分を行う特別管理非常災害廃棄物処理受託者若しくは特別管理非常災害廃棄物処理再受託者又は第六条の二第五項後段の規定による処分の委託を受けた者は、当該特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分を行うことができる一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を設置しようとするときは、第八条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第九条の三の三に次の一項を加える。

5　第九条の三第三項から第十項まで及び第十二項の規定による届出及び同項の規定による届出をした者について、第九条第三項の規定は当該届出をした者について準用する。この場合において、第九条の三第九項中「第二項及び」とあるのは「第九条の三の三第三項の規定及び」と、「市町村」とあるのは「者」と、「第二項中「同項」とあるのは「前項」とあるのは「同条第三項中「前二項の」とあるのは「第五項において準用する第九条の三第八項の」と、「者は、前二項に」とあるのは「者は、前項に」と、「より、前二項に」とあるのは「より、前項に」と、第九条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第九条の三の三第五項において準用する第九条の三第八項」と、「同条第二項第一号」とあるのは「第八条第二項第一号」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

第九条の三の三の次に次の一条を加える。

（非常災害廃棄物の処分のための最終処分場の設置者の指定）

第九条の三の四　都道府県知事は、非常災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため、当該都道府県の区域内の一般廃棄物処理施設（第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものに限る。以下この条において「一般廃棄物最終処分場」という。）又は産業廃棄物処理施設（第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設のうち、産業廃棄物の最終処分場であつて、第十五条の二の五第一項の規定に基づき一般廃棄物処理施設として設置されているものに限る。以下この条において「産業廃棄物最終処分場」という。）であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものの設置者を、その申請に基づき、非常災害廃棄物最終処分場の設置者として指定することができる。

一　当該一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二　その申請の内容が廃棄物処理計画に適合するものであること。

三　申請者の能力が非常災害廃棄物の処分を円滑かつ迅速に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

2　都道府県知事は、前項の規定による指定をするときは、あらかじめ、その旨を当該指定に係る一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の所在地を管轄する市町村の長に通知しなければならない。

3　第一項の規定による指定は、政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

4　第一項の規定による指定を受けた一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置者（第七項において「指定非常災害廃棄物最終処分場設置者」という。）は、非常災害時において市町村から一般廃棄物処理委託基準又は特別管理一般廃棄物処理委託基準に従つて非常災害廃棄物の処分（当該非常災害廃棄物の処分に係る一般廃棄物最終処分場における非常災害廃棄物の処分に限る。第七項第二号において同じ。）の委託を受けることを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該委託を受けなければならない。

5　第一項の規定による指定を受けた一般廃棄物最終処分場の設置者は、第八条の二の二第一項の規定にかかわらず、同項の都道府県知事の検査を受けることを要しない。

6　第一項の規定による指定を受けた産業廃棄物最終処分場の設置者は、第十五条の二の二第一項の規定にかかわらず、同項の都道府県知事の検査を受けることを要しない。

7　都道府県知事は、指定非常災害廃棄物最終処分場設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一　第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

二　正当な理由がなく、市町村から一般廃棄物処理委託基準又は特別管理一般廃棄物処理委託基準に従つて非常災害廃棄物の処分の委託を受けることを拒否したとき。

第九条の四中「前条第一項」を「第九条の三第一項又は第二項」に改める。

第九条の六第一項中「第九条の三の三第一項」を「第九条の三の三第一項若しくは第二項」に改める。

第十二条第五項中「を処分する」を「の処分をする」に、「を処分した」を「の処分をした」に改める。

第十三条の十三第五号中「処分された」を「処分をされた」に改める。

第十四条第一項中「及び第十五条の四の四第三項」を「、第十五条の四の四第三項、第二十四条の十二第一項及び第二十四条の十九第一項」に改め、同条第五項第二号ロ中「この号において「暴力団員等」を「暴力団員等」に改め、同条第六項ただし書中「を処分する」を「の処分をする」に改める。

第十四条の二第三項中「から第五項まで」を「及び第四項」に改め、「、同条第五項中「前条第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第二号ハ」と、「同号ヌ」とあるのは「同号ニ」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ（前条第五項第四号イに係るものに限る。）」と」を削る。

第十四条の四第六項ただし書中「を処分する」を「の処分をする」に改める。

第十四条の五第三項中「から第五項まで」を「及び第四項」に改め、「、同条第五項中「前条第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第二号ハ」と、「同号ヌ」とあるのは「同号ニ」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ（第七条第五項第四号イに係るものに限る。）」と」を削る。

第十五条の四の五第三項第三号中「処分する」を「処分をする」に改める。

第十六条の三第二号中「再生すること」を「再生」に改める。

第十七条の二を削る。

第十八条第一項中「を処分する」を「の処分をする」に改める。

第十九条の四第一項中「同条第六項若しくは第七項」を「同条第八項若しくは第九項」に改める。

第二十条中「（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）」を削る。

第二十一条第一項及び第三項中「を処分する」を「の処分をする」に改める。

第二十一条の三第四項中「第六条の二第六項及び第七項」を「第六条の二第八項及び第九項」に改める。

第二十三条の二の次に次の一条を加える。

（非常災害廃棄物の処理に関する情報の提供等）

第二十三条の二の二　国は、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の市町村及び都道府県に対する提供並びに調査研究及び技術開発を推進するものとする。

2　国は、前項に規定する情報及び技術的知識の市町村及び都道府県に対する提供並びに調査研究及び技術開発に関する事務を中間貯蔵・環境安全事業株式会社その他の機関に委託することができる。

第二十四条の三第一項中「（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）」を削る。

第二十四条の四中「第五項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）」を「第二項」に、「（第十四条の二第二項において準用する第十六条の三第二項（これらの規定を」を「第五項（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）」を「第二項」に、「第十項（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）」を「第七項」に、「第十五条の二第一項から第三項まで（第十五条の二の六第二項において」を「第十五条の二の六第二項において」に改め、「第十五条の三の三第一項」の下に「、第二項」を加え、「、第十七条の二第一項、同条第三項において準用する第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の三（第一号及び第三号を除く。）及び第十九条の五第一項（第二号から第四号までを除く。）」を削り、「第十九条の五第一項、同条第二項」を「第十九条の五第一項（第十九条の十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十九条の五第二項」に改め、「、第十九条の十第二項において読み替えて準用する第十九条の五第一項」を削る。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　要適正保管使用済金属・プラスチック物品及び要適正再生使用済金属・プラスチック物品

第一節　要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業

（要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業）

第二十四条の七　要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管（譲渡のためのものに限る。第五項第二号ヘ及びト、第二十四条の十二第一項並びに第二十四条の十四第一項第三号を除き、以下この節において同じ。）を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管の用に供する事業場の敷地面積が政令で定める面積以下である者その他要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管を適正かつ確実に行うことができる者として政令で定める者については、この限りでない。

2　前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3　前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5　都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ　この章の規定若しくは当該規定に基づく処分、生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくは当該法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ　第二十四条の十第一項（第四号に係る部分を除く。）又は第二項（これらの規定を第二十四条の十七において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第二十四条の十第一項第三号（第二十四条の十七において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ヘ　第二十四条の十（第二十四条の十七において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第二十四条の十六第三項において準用する場合を含む。トにおいて同じ。）の規定による要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管（譲渡のためのものに限る。）又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管（第二十四条の十五第一項本文に規定する再生及び保管をいう。トにおいて同じ。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト　へに規定する期間内に次条第三項の規定による要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管（譲渡のためのものに限る。）又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出があつた場合において、への通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

チ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ　暴力団員等

ヌ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからリまでのいずれかに該当するもの

ル　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからリまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヲ　個人で政令で定める使用人のうちにイからリまでのいずれかに該当する者のあるもの

ワ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

6　第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

7　第一項の許可を受けた者（以下「要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者」という。）は、政令で定める要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管に関する基準（以下「要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管基準」という。）に従い、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管を行わなければならない。

8　要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者は、帳簿を備え、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管について環境省令で定める事項を記載しなければならない。

9　前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

（変更の許可等）

第二十四条の八　要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者は、その事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2　前条第五項及び第六項の規定は、前項の許可について準用する。

3　要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4　要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者は、前条第五項第二号ロからトまで又はヌからヲまで（同号ヌからヲまでに掲げる者にあつては、同号イ、チ又はリに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（事業の停止）

第二十四条の九　都道府県知事は、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一　この章の規定若しくは当該規定に基づく処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

二　その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第二十四条の七第五項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三　第二十四条の七第六項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

（許可の取消し）

第二十四条の十　都道府県知事は、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一　第二十四条の七第五項第二号ハ若しくはニ（いずれも第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チ若しくはリに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。

二　第二十四条の七第五項第二号ヌからヲまで（同号ハ若しくはニ（いずれも第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チ若しくはリに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。

三　第二十四条の七第五項第二号ヌからヲまで（同号ホに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。

四　第二十四条の七第五項第二号イ若しくはロ、同号ハ若しくはニ（いずれも第一号に該当する場合を除く。）、同項第二号ホからトまで又は同号ヌからヲまで（いずれも前二号に該当する場合を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

五　前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

六　不正の手段により第二十四条の七第一項の許可（同条第二項の許可の更新を含む。）又は第二十四条の八第一項の変更の許可を受けたとき。

２　都道府県知事は、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

（名義貸しの禁止）

第二十四条の十一　要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者は、自己の名義をもつて、他人に要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管を業として行わせてはならない。

（一般廃棄物収集運搬業者等に係る要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管についての特例）

第二十四条の十二　次の各号に掲げる者は、第二十四条の七第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、それぞれ当該各号に定める許可に係る一般廃棄物、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物について行う保管と生活環境の保全上同等の要適正保管使用済金属・プラスチック物品について行う保管（譲渡のためのものに限る。）に該当する行為を行うことができる。

一　一般廃棄物収集運搬業者　第七条第一項の許可

二　一般廃棄物処分業者　第七条第六項の許可

三　一般廃棄物処理施設の設置者（第八条第一項の許可を受けた者に限る。）　当該許可

四　産業廃棄物収集運搬業者　第十四条第一項の許可

五　産業廃棄物処分業者　第十四条第六項の許可

六　特別管理産業廃棄物収集運搬業者　第十四条の四第一項の許可

七　特別管理産業廃棄物処分業者　第十四条の四第六項の許可

八　産業廃棄物処理施設の設置者　第十五条第一項の許可

２　前項の規定により要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管を行う者は、第二十四条の七第七項から第九項まで、前条及び第二十四条の二十四第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者とみなす。

（国内における要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管の原則）

第二十四条の十三　国内において収集された要適正保管使用済金属・プラスチック物品であつて、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等に該当するもの（以下「特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品」という。）の保管は、なるべく国内において適正にされなければならない。

（特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品の輸出）

第二十四条の十四　特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品を輸出しようとする者は、その特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品の輸出が次の各号に該当するものであることについて、環境大臣の確認を受けなければならない。

一　国内におけるその特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管に関する設備及び技術に照らし、国内においては適正に保管がされることが困難であると認められる特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品の輸出であること。

二　前号に規定する特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品以外の特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品にあつては、国内における特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品の適正な保管に支障を及ぼさないものとして環境省令で定める基準に適合する特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品の輸出であること。

三　その輸出に係る特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品が要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管基準を下回らない方法により保管（譲渡のためのものに限る。）がされ、並びに次条第七項に規定する要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生・保管基準を下回らない方法により同条第一項本文に規定する再生及び保管がされることが確実であると認められること。

２　前項の規定は、次に掲げる者には、適用しない。

一　本邦から出国する者のうち、特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品を携帯して輸出する者であつて環境省令で定めるもの

二　国その他の環境省令で定める者

第二節　要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業

（要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業）

第二十四条の十五　要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び当該再生のために行う保管（完成品の製造における工程の一部として行われる要適正再生使用済金属・プラ

スチック物品の再生及び当該再生のために行う保管を除く。第二十四条の二十及び第二十四条の二十一第一項を除き、以下単に「再生及び保管」という。）を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管の用に供する事業場の敷地面積が政令で定める面積以下である者その他要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管を適正かつ確実に行うことができる者として政令で定める者については、この限りでない。

2　前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3　前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5　都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二　申請者が第二十四条の七第五項第二号イからワまでのいずれにも該当しないこと。

6　第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

7　第一項の許可を受けた者（以下「要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者」という。）は、政令で定める要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管に関する基準（以下「要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生・保管基準」という。）に従い、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管を行わなければならない。

8　第二十四条の七第八項及び第九項の規定は、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者並びにその要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管について準用する。

（変更の許可等）

第二十四条の十六　要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者は、その事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2　前条第五項及び第六項の規定は、前項の許可について準用する。

3　第二十四条の八第三項及び第四項の規定は、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者について準用する。

（準用）

第二十四条の十七　第二十四条の九及び第二十四条の十の規定は、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者について準用する。この場合において、第二十四条の九第二号中「第二十四条の七第五項第一号」とあるのは「第二十四条の十五第五項第一号」と、同条第三号中「第二十四条の七第六項（前条第二項」とあるのは「第二十四条の十五第六項（第二十四条の十六第二項」と、第二十四条の十第一項第六号中「第二十四条の七第一項」とあるのは「第二十四条の十五第一項」と、「第二十四条の八第一項」とあるのは「第二十四条の十六第一項」と読み替えるものとする。

（名義貸しの禁止）

第二十四条の十八　要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者は、自己の名義をもつて、他人に要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管を業として行わせてはならない。

（一般廃棄物処分業者等に係る要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管についての特例）

第二十四条の十九　次の各号に掲げる者は、第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、それぞれ当該各号に定める許可に係る一般廃棄物、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分及び当該処分のために行う保管と生活環境の保全上同等の要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管に該当する行為を行うことができる。

一　一般廃棄物処分業者　第七条第六項の許可

二　一般廃棄物処理施設の設置者（第八条第一項の許可を受けた者に限る。）　当該許可

三　産業廃棄物処分業者　第十四条第六項の許可

四　特別管理産業廃棄物処分業者　第十四条の四第六項の許可

五　産業廃棄物処理施設の設置者　第十五条第一項の許可

2　前項の規定により要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管を行う者は、第二十四条の十五第七項及び第八項、前条並びに第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者とみなす。

（国内における要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生の原則）

第二十四条の二十　国内において収集された要適正再生使用済金属・プラスチック物品であつて、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等に該当するもの（以下「特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品」という。）の再生及び当該再生のために行う保管は、なるべく国内において適正にされなければならない。

（特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の輸出）

第二十四条の二十一　特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品を輸出しようとする者は、その特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の輸出が次の各号に該当するものであることについて、環境大臣の確認を受けなければならない。

一　国内におけるその特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び当該再生のために行う保管に関する設備及び技術に照らし、国内においては適正に再生及び当該再生のために行う保管がされることが困難であると認められる特定要適正再生使

用済金属・プラスチック物品の輸出であること。

二　前号に規定する特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品以外の特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品にあつては、国内における特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の適正な再生及び当該再生のために行う保管に支障を及ぼさないものとして環境省令で定める基準に適合する特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の輸出であること。

三　その輸出に係る特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品が要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生・保管基準を下回らない方法により第二十四条の十五第一項本文に規定する再生及び保管がされ、並びに要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管基準を下回らない方法により保管（譲渡のためのものに限る。）がされることが確実であると認められること。

2　前項の規定は、次に掲げる者には、適用しない。

一　本邦から出国する者のうち、特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品を携帯して輸出する者であつて環境省令で定めるもの

二　国その他の環境省令で定める者

第三節　雑則

（報告の徴収）

第二十四条の二十二　都道府県知事は、この章の規定（当該規定に係る罰則を含む。以下同じ。）の施行に必要な限度において、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管（譲渡のためのものに限る。以下この項において同じ。）を業とする者その他の関係者に対し、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管に関し、必要な報告を求めることができる。

2　都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管を業とする者その他の関係者に対し、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管に関し、必要な報告を求めることができる。

3　環境大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品であることの疑いのある物を輸出しようとする者又は輸出した者に対し、特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品であることの疑いのある物の輸出に関し、必要な報告を求めることができる。

4　環境大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品であることの疑いのある物を輸出しようとする者又は輸出した者に対し、特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品であることの疑いのある物の輸出に関し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第二十四条の二十三　都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管（譲渡のためのものに限る。以下この項において同じ。）を業とする者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管を業とする者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　環境大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品であることの疑いのある物を輸出しようとする者又は輸出した者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品であることの疑いのある物の輸出に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4　環境大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品であることの疑いのある物を輸出しようとする者又は輸出した者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品であることの疑いのある物の輸出に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6　第一項から第四項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善命令）

第二十四条の二十四　要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者により、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管基準に適合しない要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管（譲渡のためのものに限る。以下この項において同じ。）が行われた場合において、都道府県知事は、当該要適正保管使用済金属・プラスチック物品の適正な保管の実施を確保するため、当該要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者に対し、期限を定めて、当該要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2　要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者により、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生・保管基準に適合しない要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管が行われた場合において、都道府県知事は、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の適正な再生及び保管の実施を確保するため、当該要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者に対し、期限を定めて、当該要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（措置命令）

第二十四条の二十五　要適正保管使用済金属・

プラスチック物品保管基準に適合しない要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管（譲渡のためのものに限る。以下この項において同じ。）が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

一　当該保管を行つた者

二　当該保管を行つた者に対して当該保管をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該保管を行つた者が当該保管をすることを助けた者があるときは、その者

2　要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生・保管基準に適合しない要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

一　当該再生及び保管を行つた者

二　当該再生及び保管を行つた者に対して当該再生及び保管をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該再生及び保管を行つた者が当該再生及び保管をすることを助けた者があるときは、その者

3　前二項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

第二十四条の二十六　次の各号に掲げる者が要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管基準に適合しない要適正保管使用済金属・プラスチック物品（当該各号に定める事項に係るものに限る。）の保管（譲渡のためのものに限る。）を行つている場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、当該各号に掲げる者に対し、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管基準に従つて当該要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一　第二十四条の七第二項の更新を受けなかつた者　当該更新を受けなかつた許可

二　第二十四条の八第三項の規定による事業の全部又は一部の廃止の届出をした者　当該届出

三　第二十四条の十第一項又は第二項の規定により第二十四条の七第一項の許可を取り消された者　当該取り消された許可

四　第二十四条の七第一項の許可を受けないで要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管を業として行つた者（同項ただし書に該当する者を除く。）　当該許可を受けないで業として行つた保管

2　次の各号に掲げる者が要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生・保管基準に適合しない要適正再生使用済金属・プラスチック物品（当該各号に定める事項に係るものに限る。）の保管（当該各号に定める事項に係る当該要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生のために行う保管に該当するものに限る。）を行つていると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、当該各号に掲げる者に対し、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生・保管基準に従つて当該要適正再生使用済金属・プラスチック物品の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一　第二十四条の十五第二項の更新を受けなかつた者　当該更新を受けなかつた許可

二　第二十四条の十六第三項において準用する第二十四条の八第三項の規定による事業の全部又は一部の廃止の届出をした者　当該届出

三　第二十四条の十七において準用する第二十四条の十の規定により第二十四条の十五第一項の許可を取り消された者　当該取り消された許可

四　第二十四条の十五第一項の許可を受けないで要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管を業として行つた者（同項ただし書に該当する者を除く。）　当該許可を受けないで業として行つた再生及び保管

3　前条第三項の規定は、前二項の規定による命令をする場合について準用する。

（環境衛生指導員）

第二十四条の二十七　第二十四条の二十三第一項及び第二項の規定による立入検査並びに要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管（譲渡のためのものに限る。）並びに要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管に関する指導の職務を行わせるため、都道府県知事は、環境省令で定める資格を有する職員のうちから、環境衛生指導員を命ずるものとする。

（情報交換の促進等）

第二十四条の二十八　国は、この章の規定により都道府県知事が行う要適正保管使用済金属・プラスチック物品及び要適正再生使用済金属・プラスチック物品に係る事務が円滑に実施されるように、国と都道府県及び都道府県相互間の情報交換を促進するとともに、当該事務の実施の状況に応じて職員の派遣その他の必要な措置を講ずることに努めるものとする。

（許可等に関する意見聴取）

第二十四条の二十九　都道府県知事は、第二十四条の七第一項又は第二十四条の十五第一項の許可をしようとするときは、第二十四条の七第五項第二号リからワまでに該当する事由（同号ヌからヲまでに該当する事由にあつては、同号リに係るものに限る。次項及び次条において同じ。）の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くものとする。

2　都道府県知事は、第二十四条の十第一項（第二十四条の十七において準用する場合を含む。）の規定による処分をしようとするときは、第二十四条の七第五項第二号リからワまでに該当する事由の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

（都道府県知事への意見）

第二十四条の三十　警視総監又は道府県警察本部長は、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者について、第二十四条の七第五項第二号リからワまでに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、都道府県知事が当該要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者又は当該要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

（関係行政機関への照会等）

第二十四条の三十一　都道府県知事は、第二十四条の二十九に規定するもののほか、この章の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

（手数料）

第二十四条の三十二　第二十四条の十四第一項又は第二十四条の二十一第一項の確認を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十四条の三十三　この章の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

２　前項の規定により同項の政令で定める市の長がした処分（第一号法定受託事務に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服のある者は、環境大臣に対して再審査請求をすることができる。

３　第一項の政令で定める市の長が同項の規定によりその行うこととされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をその権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服のある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、環境大臣に対して再々審査請求をすることができる。

（事務の区分）

第二十四条の三十四　第二十四条の七第一項及び第二項、第二十四条の八第一項、同条第三項及び第四項（第二十四条の十六第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十四条の九（第二十四条の十七において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条の十五第一項及び第二項、第二十四条の十六第一項、第二十四条の二十二第一項及び第二項、第二十四条の二十三第一項及び第二項、第二十四条の二十四から第二十四条の二十六まで、第二十四条の二十九並びに第二十四条の三十の規定により都道府県が行うこととされている事務は、第一号法定受託事務とする。

（権限の委任）

第二十四条の三十五　この章の規定に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境局長に委任することができる。

（経過措置）

第二十四条の三十六　この章の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第二十五条第一項第五号中「（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第六号中「第六条の二第六項」を「第六条の二第八項」に改め、同項に次の十三号を加える。

十七　第二十四条の七第一項の規定に違反して、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管（譲渡のためのものに限る。第十九号及び第二十二号において同じ。）を業として行つた者

十八　不正の手段により第二十四条の七第一項の許可（同条第二項の許可の更新を含む。）を受けた者

十九　第二十四条の八第一項の規定に違反して、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管の事業を行つた者

二十　不正の手段により第二十四条の八第一項の変更の許可を受けた者

二十一　第二十四条の九（第二十四条の十七において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二十四条の二十五第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者

二十二　第二十四条の十一の規定に違反して、他人に要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管を業として行わせた者

二十三　第二十四条の十四第一項の規定に違反して、特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品を輸出した者

二十四　第二十四条の十五第一項の規定に違反して、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管を業として行つた者

二十五　不正の手段により第二十四条の十五第一項の許可（同条第二項の許可の更新を含む。）を受けた者

二十六　第二十四条の十六第一項の規定に違反して、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管の事業を行つた者

二十七　不正の手段により第二十四条の十六第一項の変更の許可を受けた者

二十八　第二十四条の十八の規定に違反して、他人に要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管を業として行わせた者

二十九　第二十四条の二十一第一項の規定に違反して、特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品を輸出した者

第二十五条第二項中「及び第十五号」を「、第十五号、第二十三号及び第二十九号」に改める。

第二十六条第一号中「第六条の二第七項」を「第六条の二第九項」に改め、同条第二号中「（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同条に次の一号を加える。

七　第二十四条の二十四第一項若しくは第二項又は第二十四条の二十六第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者

第二十七条中「第二十五条第一項第十二号」の下に「、第二十三号又は第二十九号」を加える。

第二十九条第一号中「、同条第三項」を「若しくは第二項、同条第四項若しくは第五項」に改め、同条第三号中「第九条の三の三第三項において読み替えて準用する第九条の三の三第三項」を「第九条の三の三第四項若しくは第五項において読み替えて準用する第九条の三第三項（第九条の三の三第四項又は第五項」に、「又は第九条の三の三第三項」を「又は第九条の三の三第四項若しくは第五項」に改め、同条に次の一号を加える。

八　第二十四条の八第四項（第二十四条の十六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十条第六号を削り、同条第七号中「第十八条第一項（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第二項」を「第十八条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「（第十七条の二第三項において準用する場合を

含む。）」を削り、同号を同条第七号とし、同条中第九号を第八号とし、同条に次の四号を加える。

九　第二十四条の七第八項（第二十四条の十五第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第二十四条の七第九項（第二十四条の十五第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

十　第二十四条の八第三項（第二十四条の十六第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一　第二十四条の二十二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十二　第二十四条の二十三第一項から第四項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十二条第一項第一号中「若しくは第十五号」を「、第十五号、第十七号から第二十号まで、第二十三号から第二十七号まで若しくは第二十九号」に改める。

（資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正）

第二条　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「第七項」の下に「及び第九項」を、「第三項」の下に「及び第八項」を加え、同条第四項及び第五項中「第六条の二第六項」を「第六条の二第八項」に改め、同条に次の六項を加える。

8　その認定自主回収・再資源化事業計画における自主回収及び再資源化の対象とする使用済指定再資源化製品が要適正保管使用済金属・プラスチック物品（廃棄物処理法第二条第八項に規定する要適正保管使用済金属・プラスチック物品をいう。以下この項において同じ。）に相当する場合における認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する保管（当該使用済指定再資源化製品に相当する要適正保管使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

9　その認定自主回収・再資源化事業計画における自主回収及び再資源化の対象とする使用済指定再資源化製品が要適正再生使用済金属・プラスチック物品（廃棄物処理法第二条第九項に規定する要適正再生使用済金属・プラスチック物品をいう。以下この項において同じ。）に相当する場合における認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の処分及び当該処分のために行う保管に該当するものに限る。次項において同じ。）と生活環境の保全上同等の同条第一項本文に規定する再生及び保管（当該使用済指定再資源化製品に相当する要適正再生使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

10　前項に規定する認定自主回収・再資源化事業者の委託を受けて使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為を業として実施する者（認定自主回収・再資源化事業計画に記載された第五十四条第二項第七号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、当該使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の前項に規定する再生及び保管に該当する行為を業として実施することができる。

11　第八項に規定する認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第七項から第九項まで、第二十四条の十一及び第二十四条の二十四第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者（廃棄物処理法第二十四条の七第七項に規定する要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者をいう。）とみなす。

12　第九項に規定する認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第七項及び第八項、第二十四条の十八並びに第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者（廃棄物処理法第二十四条の十五第七項に規定する要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者をいう。次項において同じ。）とみなす。

13　第十項に規定する者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第七項、第二十四条の十八及び第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者とみなす。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正）

第三条　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第二号中「という。）」の下に「（第四章の二の規定及び当該規定に係る罰則を除く。第五十六条第一項第二号及び第六十二条第一項第二号ハにおいて同じ。）」を加える。

第百二十二条第二項中「限る」の下に「。第十五項において同じ」を加え、同条第三項中「限る」の下に「。第十七項において同じ」を加え、同条に次の六項を加える。

15　その再資源化の対象とする使用済自動車又は解体自動車を解体することによって分離し、回収した部品、材料その他の有用なものが要適正保管使用済金属・プラスチック物品（廃棄物処理法第二条第八項に規定する要適正保管使用済金属・プラスチック物品をいう。以下この項及び第十七項において同じ。）に相当する場合における解体業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する保管（当該有用なものに相当する要適正保管使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

16　その再資源化の対象とする使用済自動車又は解体自動車を解体することによって分離し、回収した部品、材料その他の有用なものが要適正再生使用済金属・プラスチック物品（廃棄物処理法第二条第九項に規定する要適

正再生使用済金属・プラスチック物品をいう。以下この項及び第十八項において同じ。）に相当する場合における解体業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の処分及び当該処分のために行う保管に該当するものに限る。）と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する再生及び保管（当該有用なものに相当する要適正再生使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

17　その再資源化の対象とする解体自動車の破砕及び破砕前処理を行うことによって分離し、回収した金属その他の有用なものが要適正保管使用済金属・プラスチック物品に相当する場合における破砕業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、解体自動車の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する保管（当該有用なものに相当する要適正保管使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

18　その再資源化の対象とする解体自動車の破砕及び破砕前処理を行うことによって分離し、回収した金属その他の有用なものが要適正再生使用済金属・プラスチック物品に相当する場合における破砕業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、解体自動車の再資源化に必要な行為（産業廃棄物の処分及び当該処分のために行う保管に該当するものに限る。）と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する再生及び保管（当該有用なものに相当する要適正再生使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

19　第十五項に規定する解体業者及び第十七項に規定する破砕業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第七項から第九項まで、第二十四条の十一及び第二十四条の二十四第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者（廃棄物処理法第二十四条の七第七項に規定する要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者をいう。）とみなす。

20　第十六項に規定する解体業者及び第十八項に規定する破砕業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第七項及び第八項、第二十四条の十八並びに第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者（廃棄物処理法第二十四条の十五第七項に規定する要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者をいう。）とみなす。

（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の一部改正）

第四条　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第七項」の下に「及び第九項」を、「及び」の下に「第九項並びに」を、「第三項」の下に「及び第八項」を加え、同条第四項及び第五項中「第六条の二第六項」を「第六条の二第八項」に改め、同条に次の六項を加える。

8　その認定計画における再資源化事業の対象とする使用済小型電子機器等が要適正保管使用済金属・プラスチック物品（廃棄物処理法第二条第八項に規定する要適正保管使用済金属・プラスチック物品をいう。以下この項において同じ。）に相当する場合における認定事業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する保管（当該使用済小型電子機器等に相当する要適正保管使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

9　その認定計画における再資源化事業の対象とする使用済小型電子機器等が要適正再生使用済金属・プラスチック物品（廃棄物処理法第二条第九項に規定する要適正再生使用済金属・プラスチック物品をいう。以下この項において同じ。）に相当する場合における認定事業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する保管（当該使用済小型電子機器等に相当する要適正保管使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

10　前項に規定する認定事業者の委託を受けて使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として実施する者（認定計画に記載された第十条第二項第六号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、当該使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の前項に規定する再生及び保管に該当する行為を業として行うことができる。

11　第八項に規定する認定事業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第七項から第九項まで、第二十四条の十一及び第二十四条の二十四第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者（廃棄物処理法第二十四条の七第七項に規定する要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者をいう。）とみなす。

12　第九項に規定する認定事業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第七項及び第八項、第二十四条の十八並びに第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者（廃棄物処理法第二十四条の十五第七項に規定する要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者をいう。次項において同じ。）とみなす。

13　第十項に規定する者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第七項、第二十四条の十八及び第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者とみなす。

（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の一部改正）

第五条　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項中「第六条の二第六項」を「第六条の二第八項」に改める。

第四十一条第一項中「第三項」の下に「及び第八項」を加え、同条第五項中「第六条の二第六項」を「第六条の二第八項」に改め、同条に次の六項を加える。

8　その認定自主回収・再資源化事業計画における自主回収・再資源化事業の対象とする使用済プラスチック使用製品が要適正保管使用済金属・プラスチック物品（廃棄物処理法第二条第八項に規定する要適正保管使用済金属・プラスチック物品をいう。以下この項及び第五十一条第六項において同じ。）に相当する場合における認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する保管（当該使用済プラスチック使用製品に相当する要適正保管使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

9　その認定自主回収・再資源化事業計画における自主回収・再資源化事業の対象とする使用済プラスチック使用製品が要適正再生使用済金属・プラスチック物品（廃棄物処理法第二条第九項に規定する要適正再生使用済金属・プラスチック物品をいう。以下同じ。）に相当する場合における認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の処分及び当該処分のために行う保管に該当するものに限る。次項において同じ。）と生活環境の保全上同等の同条第一項本文に規定する再生及び保管（当該使用済プラスチック使用製品に相当する要適正再生使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

10　前項に規定する認定自主回収・再資源化事業者の委託を受けて使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を業として実施する者（認定自主回収・再資源化事業計画に記載された第三十九条第二項第五号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、当該使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の前項に規定する再生及び保管に該当する行為を業として実施することができる。

11　第八項に規定する認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第七項から第九項まで、第二十四条の十一及び第二十四条の二十四第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者（廃棄物処理法第二十四条の七第七項に規定する要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者をいう。第五十一条第九項において同じ。）とみなす。

12　第九項に規定する認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第七項及び第八項、第二十四条の十八並びに第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者（廃棄物処理法第二十四条の十五第七項に規定する要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者をいう。以下同じ。）とみなす。

13　第十項に規定する者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第七項、第二十四条の十八及び第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者とみなす。

第五十条第一項中「掲げる者に限る」の下に「。第三項において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

3　その認定再資源化事業計画において再資源化事業の対象とするプラスチック使用製品産業廃棄物等が要適正再生使用済金属・プラスチック物品に相当する場合における認定再資源化事業者の委託を受けてプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為（産業廃棄物の処分及び当該処分のために行う保管に該当するものに限る。以下この項において同じ。）を業として実施する者（認定再資源化事業計画に記載された第四十八条第二項第六号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、当該認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する再生及び保管（当該プラスチック使用製品産業廃棄物等に相当する要適正再生使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

4　前項に規定する者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第七項、第二十四条の十八及び第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者とみなす。

第五十一条第一項中「ものに限る」の下に「。第六項において同じ」を加え、同条第三項中「規定による」を削り、同条に次の六項を加える。

6　その認定再資源化事業計画において再資源化事業の対象とするプラスチック使用製品産業廃棄物等が要適正保管使用済金属・プラスチック物品に相当する場合における認定再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する保管（当該プラスチック使用製品産業廃棄物等に相当する要適正保管使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

7　その認定再資源化事業計画において再資源化事業の対象とするプラスチック使用製品産業廃棄物等が要適正再生使用済金属・プラスチック物品に相当する場合における認定再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為（産業廃棄物の処分及び当該処分のために行う保管に該当するものに

限る。次項において同じ。）と生活環境の保全上同等の同条第一項本文に規定する再生及び保管（当該プラスチック使用製品産業廃棄物等に相当する要適正再生使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

8　前項に規定する認定再資源化事業者の委託を受けてプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為を業として実施する者（認定再資源化事業計画に記載された第四十八条第二項第六号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、当該プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の前項に規定する再生及び保管に該当する行為を業として実施することができる。

9　第六項に規定する認定再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第七項から第九項まで、第二十四条の十一及び第二十四条の二十四第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者とみなす。

10　第七項に規定する認定再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第七項及び第八項、第二十四条の十八並びに第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者とみなす。

11　第八項に規定する者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第七項、第二十四条の十八及び第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者とみなす。

（資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の一部改正）

第六条　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第三項」の下に「及び第十一項」を加え、同条第五項及び第六項中「第六条の二第六項」を「第六条の二第八項」に改め、同条に次の六項を加える。

11　その認定高度再資源化事業計画において高度再資源化事業の対象とする廃棄物が要適正保管使用済金属・プラスチック物品（廃棄物処理法第二条第八項に規定する要適正保管使用済金属・プラスチック物品をいう。以下この項及び第十八条第七項において同じ。）に相当する場合における認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、認定高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する保管（当該廃棄物に相当する要適正保管使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

12　その認定高度再資源化事業計画において高度再資源化事業の対象とする廃棄物が要適正再生使用済金属・プラスチック物品（廃棄物処理法第二条第九項に規定する要適正再生使用済金属・プラスチック物品をいう。以下この項及び第十八条第八項において同じ。）に相当する場合における認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、認定高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する保管（当該廃棄物に相当する要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者とみなす。

（資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の一部改正）

第六条　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第三項」の下に「及び第十一項」を加え、同条第五項及び第六項中「第六条の二第六項」を「第六条の二第八項」に改め、同条に次の六項を加える。

11　その認定高度再資源化事業計画において高度再資源化事業の対象とする廃棄物が要適正保管使用済金属・プラスチック物品（廃棄物処理法第二条第八項に規定する要適正保管使用済金属・プラスチック物品をいう。以下この項及び第十八条第七項において同じ。）に相当する場合における認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、認定高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する保管（当該廃棄物に相当する要適正保管使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

12　その認定高度再資源化事業計画において高度再資源化事業の対象とする廃棄物が要適正再生使用済金属・プラスチック物品（廃棄物処理法第二条第九項に規定する要適正再生使用済金属・プラスチック物品をいう。以下この項及び第十八条第八項において同じ。）に相当する場合における認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、認定高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する保管（当該廃棄物に相当する要適正再生使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

13　前項に規定する認定高度再資源化事業者の委託を受けて再資源化に必要な行為を業として実施する者（認定高度再資源化事業計画に記載された第十一条第二項第六号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、当該再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の前項に規定する再生及び保管に該当する行為を業として実施することができる。

14　第十一項に規定する認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第七項から第九項まで、第二十四条の十一及び第二十四条の二十四第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者（廃棄物処理法第二十四条の七第七項に規定する要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者をいう。第十八条第九項において同じ。）とみなす。

15　第十二項に規定する認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第七項及び第八項、第二十四条の十八並びに第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者とみなす。

（廃棄物処理法第二十四条の十五第七項に規定する要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者をいう。次項及び第十八条第十項において同じ。）とみなす。

16　第十三項に規定する者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第七項、第二十四条の十八及び第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者とみなす。

第十八条第一項中「限る」の下に「。第七項及び第八項において同じ」を加え、同条第三項中「第六条の二第六項」を「第六条の二第八項」に改め、同条に次の四項を加える。

7　その認定高度分離・回収事業計画において高度分離・回収事業の対象とする廃棄物が要適正保管使用済金属・プラスチック物品に相当する場合における認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、認定高度分離・回収事業計画に従って行う再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する保管（当該廃棄物に相当する要適正保管使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

8　その認定高度分離・回収事業計画において高度分離・回収事業の対象とする廃棄物が要適正再生使用済金属・プラスチック物品に相当する場合における認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、認定高度分離・回収事業計画に従って行

う再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する再生及び保管（当該廃棄物に相当する要適正再生使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

9　第七項に規定する認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第七項から第九項まで、第二十四条の十一及び第二十四条の二十四第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者とみなす。

10　第八項に規定する認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第七項及び第八項、第二十四条の十八並びに第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者とみなす。

（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部改正）

第七条　中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「適正な処理」の下に「及び非常災害廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条の三第一項に規定する非常災害廃棄物をいう。以下同じ。）の適正な処理の円滑かつ迅速な実施」を、「ため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物」の下に「及び非常災害廃棄物」を加える。

第四条中「又は同項第四号」を「、同項第四号」に改め、「処理に係る事業」という。）」の下に「又は同項第五号及び第六号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業」を加える。

第七条第一項中第六号を第八号とし、同項第五号中「第三号」の下に「及び前号」を加え、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　市町村又は都道府県に対し、非常災害廃棄物の処理の方策に関する提案、非常災害廃棄物の処理に関する知識を有する者の派遣その他の非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施を図るために必要な援助を行うこと。

六　国の委託を受けて、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の市町村及び都道府県に対する提供並びに調査研究及び技術開発を行うこと。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに附則第三条、第四条及び第六条の規定　公布の日

二　第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律目次の改正規定（「第六条の三」を「第六条の四」に改める部分に限る。）、同法第二条の三及び第四条の二の改正規定、同法第五条の六の次に一条を加える改正規定、同法第六条第二項に一号を加える改正規定、同法第六条の二の改正規定（同条第一項中「再生すること」を「再生」に改める部分及び「第二十四条の二第二項」の下に「及び第三項、第二十四条の七第三項及び第五項第二号ニからヘまで、第二十四条の九第一号、第二十四条の十第一項第五号、第二十四条の十五第三項、第二十四条の二十九第二項、第二十四条の三十三第二項及び第三項」を加える部分並びに同条第四項中「処分する」を「処分をする」に、「処分しない」を「処分をしない」に改める部分を除く。）、同法第二章第一節に一条を加える改正規定、同法第七条の二第五項を削る改正規定、同法第九条第七項を削る改正規定、同法第九条の三の二第一項及び第九条の三の三の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第九条の四及び第九条の六第一項の改正規定、同法第十四条の二第三項の改正規定、同法第十四条の五第三項及び第十五条の二の六第三項の改正規定、同法第十九条の四第一項の改正規定、同法第二十一条の三第四項の改正規定、同法第二十三条の二の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条の四の改正規定（「、第十七条の二第一項、同条第三項において準用する第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の三（第一号及び第三号を除く。）及び第十九条の五第一項（第二号から第四号までを除く。）」を削る部分及び「並びに第二十三条の四」を「、第二十三条の四、第二十四条の七第一項及び第二項、第二十四条の八第一項、同条第三項及び第四項（第二十四条の十六第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十四条の九（第二十四条の十七において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条の十（第二十四条の十七において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条の十五第一項及び第二項、第二十四条の十六第一項、第二十四条の二十二第一項及び第二項、第二十四条の二十三第一項及び第二項、第二十四条の二十四から第二十四条の二十六まで、第二十四条の二十九並びに第二十四条の三十」に改める部分を除く。）並びに附則第九条、第十一条及び第十二条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業及び要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業の許可に関する準備行為）

第二条　この法律による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三十六条第五項の改正規定及び同法第四十一条第五項の改正規定、第六条中資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十三条第五項及び第六項の改正規定並びに同法第十八条第三項の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第八条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の項の改正規定（「、第十七条の二第一項、同条第三項において準用する第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の三（第一号及び第三号を除く。）及び第十九条の五第一項（第二号から第四号までを除く。）」を削る部分及び「並びに第二十三条の四」を「、第二十三条の四、第二十四条の七第一項及び第二項、第二十四条の八第一項、同条第三項及び第四項（第二十四条の十六第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十四条の九（第二十四条の十七において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条の十（第二十四条の十七において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条の十五第一項及び第二項、第二十四条の十六第一項、第二十四条の二十二第一項及び第二項、第二十四条の二十三第一項及び第二項、第二十四条の二十四から第二十四条の二十六まで、第二十四条の二十九並びに第二十四条の三十」に改める部分を除く。）並びに附則第九条、第十一条及び第十二条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業及び要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業の許可に関する準備行為）

第二条　この法律による改正後の廃棄物の処理及び

び清掃に関する法律（以下「新廃棄物処理法」という。）第二十四条の七第一項の許可を受けて要適正保管使用済金属・プラスチック物品（新廃棄物処理法第二条第八項に規定する要適正保管使用済金属・プラスチック物品をいう。）の新廃棄物処理法第二十四条の七第一項本文に規定する保管を業として行おうとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による許可の申請があった場合には、施行日前においても、新廃棄物処理法第二十四条の七第五項及び第六項の規定の例により、その許可を与えることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において同条第一項の許可を受けたものとみなす。

3　この法律の施行前にされた第一項の許可の申請について、この法律の施行の際処分が行われていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、当該申請を行った者は、新廃棄物処理法第二十四条の七第一項の許可を受けたものとみなす。

4　新廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の許可を受けて要適正再生使用済金属・プラスチック物品（新廃棄物処理法第二条第九項に規定する要適正再生使用済金属・プラスチック物品をいう。）の新廃棄物処理法第二十四条の十五第一項本文に規定する再生及び保管を業として行おうとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

5　都道府県知事は、前項の規定による許可の申請があった場合には、施行日前においても、新廃棄物処理法第二十四条の十五第五項及び第六項の規定の例により、その許可を与えることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において同条第一項の許可を受けたものとみなす。

6　この法律の施行前にされた第四項の許可の申請について、この法律の施行の際処分が行われていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、当該申請を行った者は、新廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の許可を受けたものとみなす。

（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部改正に伴う準備行為）

第三条　中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前に、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第十二条の規定の例により、同条に規定する事業計画を変更し、環境大臣の認可の申請をしなければならない。

2　環境大臣は、前項の申請を受けた場合において、第二号施行日前に同項の認可をしようとするときは、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第二十条の規定の例により財務大臣に協議しなければならない。

3　第一項の認可を受けた中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第十四条に規定する会社の定款の変更は、第二号施行日においてその効力を生ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第八条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の項中「第五項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）」を「第二項」に、「第十項（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）」を「第七項」に、「（第十四条の六において準用する場合を含む。）」を「（第十九条の十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十九条の十第二項において読み替えて準用する第十九条の五第一項」を削り、「並びに第二十三条の四」を「、第二十三条の四、第二十四条の七第一項及び第二項、第二十四条の八第一項、同条第三項及び第四項（第二十四条の十六第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十四条の九（第二十四条の十七において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条の十（第二十四条の十七において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条の十五第一項及び第二項、第二十四条の十六第一項、第二十四条の二十二第一項及び第二項、第二十四条の二十三第一項及び第二項、第二十四条の二十四から第二十四条の二十六まで、第二十四条の二十九並びに第二十四条の三十」に改める。

（災害対策基本法等の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「第三項」を「第四項」に改める。

一　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十六条の五第五項

二　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十条第二項第五号イ

三　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百二十四条第二項

四　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二条第八項

（住民基本台帳法の一部改正）

第十条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十一の項中「、同法第十七条の二第一項の届出」を削り、同表に次のように加える。

十一の二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の三十三第一項の政令で定める市の長	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第二十四条の七第一項の許可、同条第二項の更新、同法第二十四条の八第一項の許可、同条第三項（同法第二十四条の十六第三項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十四条の十五第一項の許可、同条第二項の更新又は同法第二十四条の十六第一項の許可に関する事務のうち、同法第二十四条の三十三第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十の二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の三十三第一項の政令で定める市の長	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第二十四条の七第一項の許可、同条第二項の更新、同法第二十四条の八第一項の許可、同条第三項（同法第二十四条の十六第三項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十四条の十五第一項の許可、同条第二項の更新又は同法第二十四条の十六第一項の許可に関する事務のうち、同法第二十四条の三十三第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の二十八の項中「同法第十七条の二第一項の届出又は」を削り、「登録」の下に「、同法第二十四条の七第一項の許可、同条第二項の更新、同法第二十四条の八第一項の許可、同条第三項（同法第二十四条の十六第三項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十四条の十五第一項の許可、同条第二項の更新又は同法第二十四条の十六第一項の許可」を加える。

別表第四の十の項中「、同法第十七条の二第一項の届出」を削り、同表に次のように加える。

十の二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第二十四条の七第一項の許可、同条第二項の更新、同法第二十四条の八第一項の許可、同条第三項（同法第二十四条の十六第三項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十四条の十五第一項の許可、同条第二項の更新又は同法第二十四条の十六第一項の許可に関する事務のうち、同法第二十四条の三十三第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第二十四条の七第一項の許可、同条第二項の更新、同法第二十四条の八第一項の許可、同条第三項（同法第二十四条の十六第三項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十四条の十五第一項の許可、同条第二項の更新又は同法第二十四条の十六第一項の許可に関する事務のうち、同法第二十四条の三十三第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第三十三号中「同法第十七条の二第一項の届出又は」を削り、「登録」の下に「、同法第二十四条の七第一項の許可、同条第二項の更新、同法第二十四条の八第一項の許可、同条第三項（同法第二十四条の十六第三項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十四条の十五第一項の許可、同条第二項の更新又は同法第二十四条の十六第一項の許可」を加える。

（ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正）

第十一条　ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「第六条の二第三項」を「第六条の二第四項」に改める。

（太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律の一部改正）

第十二条　太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律（令和八年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第十四条第五項及び第六項中「第六条の二第六項」を「第六条の二第八項」に改める。

審査報告書

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和八年六月十一日

環境委員長　猪口　邦子

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分がほぼ完了することを踏まえ、これらの処分に係る規制の簡素化及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理事業の廃止をするとともに、低濃度のポリ塩化ビフェニル使用製品の管理及び当該製品が廃棄物となる場合の処分に係る規制を設ける等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において求められているポリ塩化ビフェニル（以下ＰＣＢという。）の令和十年までの適正な管理等を実現するため、ＰＣＢ廃棄物及びＰＣＢ使用製品の掘り起こしに努めるとともに、ＰＣＢ廃棄物及びＰＣＢ使用製品を保有する事業者による速やかな処理及び管理の徹底を図ること。

二、中間貯蔵・環境安全事業株式会社がＰＣＢ廃棄物処理に関してこれまで蓄積してきた知見をいかし、新たに高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理を担う民間処理事業者へ必要な技術的支援を行うとともに、処理施設周辺環境への安全対策に万全を期すよう指導を行うこと。また、必要に応じて周辺住民等への十分な情報の開示と説明を行うこと。

三、低濃度ＰＣＢ廃棄物及び低濃度ＰＣＢ使用製品の処理及び管理を行う中小企業に対し、技術的及び財政的な支援を行うこと。特に、封じ切

り機器の分析において、中小企業に過度な負担が生じることのないよう、調査手順の標準化と情報提供を進めるとともに、分析及び処理に係る補助制度の充実その他必要な支援措置を講ずること。

四、ＰＣＢ廃棄物及びＰＣＢ使用製品の届出を促進するため、届出手続について事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減・効率化を図ること。

五、廃屋の解体等により発覚した処理責任者が不存在であるＰＣＢ廃棄物の放置事案等に対処するため、地方公共団体への技術的及び財政的な支援を行うこと。

六、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が特殊会社であることに鑑み、事業内容と組織の在り方について厳正な検討を行うこと。また、その常勤役員については、特殊法人等改革の趣旨に則り、内部登用及び民間人の積極的な起用に努めること。特に、監査役員については、関係省庁以外の者及び外部の者の登用に努めること。

七、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行うＰＣＢ廃棄物の処理に係る施設の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去については、国の責任の下、適正かつ安全に処理を行うとともに、跡地の原状回復を確実に実施すること。また、これまでの経緯を踏まえ、事業終了後におけるＰＣＢ処理事業所周辺地域の雇用の確保及び地域経済への影響について特段の配慮を行うこと。

八、政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年五月二十六日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部改正）

第一条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第六条」に、「第二章　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等（第八条―第十八条）　第三章　雑則（第十九条―第三十二条）　第四章　罰則（第三十三条―第三十六条）」を「第二章　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理　第一節　使用を終了した低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理（第二十七条―第三十二条）　第二節　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理（第三十三条―第四十条）　第三章　雑則（第四十一条―第四十四条）　第四章　罰則（第四十五条―第四十七条）」に改める。

第七条―第十七条　削る。

第十八条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理（第二十七条）

に改める。

第一条第一項中「並びに我が国においてポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあることにかんがみ」を「に鑑み」に改め、「速やかに」を削る。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、次に掲げるものをいう。ただし、第三号及び第四号に掲げるものにあっては、環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。

一　ポリ塩化ビフェニル原液（試験研究のために使用されるポリ塩化ビフェニル原液（以下この条において「試験研究用ポリ塩化ビフェニル原液」という。）を除く。）

二　試験研究用ポリ塩化ビフェニル原液が廃棄物（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）となったもの

三　ポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となったもの

四　ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの

第二条第二項中「廃棄物を」を「ものを」に改め、同項第一号中「が廃棄物となったもの」を「（試験研究用ポリ塩化ビフェニル原液を除く。）」に改め、同条第五項を削り、同条第四項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項を次のように改める。

3　この法律において「ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、次に掲げる製品をいう。ただし、第二号及び第三号に掲げる製品にあっては、環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。

一　試験研究用ポリ塩化ビフェニル原液

二　ポリ塩化ビフェニルを含む油

三　ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品

第二条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　この法律において「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のものをいう。

第二条第六項を次のように改める。

6　この法律において「低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品のうち、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のものをいう。

第三条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「保管事業者及び所有事業者」を「事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する場合に」に改め、同項を同条とする。

第五条第三項中「保管事業者、所有事業者」を「事業者」に改める。

第六条第二項第五号中「保管事業者としてそのポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者としてその低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に改める。

第七条を削る。

第三十六条を第四十四条とする。

第三十五条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第三号中「第二十五条第一項」を「第三十三条第一項又は第三項から第六項まで」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第二十四条」を「第三十二条」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第十六条第二項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）」を「第十七条第二項（第二十一条において準用する場合を含む。）又は第二十七条第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第三十五条に次の一号を加える。

五　第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第三十五条を第四十三条とする。

第三十四条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第十二条第一項、第二項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）、第四項若しくは第六項（第十九条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十九条第一項、第二項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）、第四項若しくは第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者」に改め、同条各号を削り、同条を第四十二条とする。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十三条第一項又は第二十条第一項の規定に違反して、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡したとき。

二　第十三条第二項又は第二十条第二項の規定に違反して、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り受けたとき。

三　第十五条第一項（第二十一条において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二十五条第一項の規定による命令に違反したとき。

四　第二十三条第一項の規定に違反して、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡したとき。

五　第二十三条第二項の規定に違反して、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り受けたとき。

第三十三条を第四十一条とし、第四章を第五章とする。

第三章中第三十二条を第四十条とし、第三十一条を第三十九条とし、第三十条を第三十八条とする。

第二十九条中「第十二条第一項及び第二項（第十五条において準用する場合を含む。）、第二十四条並びに第二十五条第一項」を「第十五条（第二十一条において準用する場合を含む。）、第二十五条、第三十二条及び第三十三条第一項から第六項まで」に改め、同条を第三十七条とし、第二十八条を第三十六条とする。

第二十七条を次のように改める。

（環境大臣等の事務執行）

第二十七条　環境大臣による第十五条第一項（第二十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令、第十六条（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による処分等措置、第三十二条第一項から第四項までの規定による報告の徴収又は環境省の職員による第三十三条第一項、第三項若しくは第四項の規定による立入検査若しくは収去若しくは同条第二項の規定による立入検査は、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が確実かつ適正に処分がされないことを防止するため特に必要があると認められる場合に行うものとする。

２　環境大臣による第二十五条第一項の規定による命令、第二十六条の規定による処分等措置、第三十二条第五項若しくは第六項の規定による報告の徴収又は環境省の職員による第三十三条第五項若しくは第六項の規定による立入検査若しくは収去は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が確実かつ適正に処分がされないことを防止するため特に必要があると認められる場合に行うものとする。

第二十七条を第三十五条とする。

第二十六条第二項中「第十二条第一項（第十五条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）」を「第十五条第一項（第二十一条において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二十五条第一項」に改め、同条第三項中「第十二条第一項」を「第十五条第一項（第二十一条において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二十五条第一項」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十五条第三項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項中「保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者」を「届出判明保管事業者」に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分」を「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況、保管の場所若しくは処分の見込み」に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物」を「当該低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の三項を加える。

４　環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その事業活動に伴って保管する廃棄物が低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある廃棄物の保管の状況に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある廃棄物を無償で収去させることができる。

５　環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出高濃度廃棄物保管事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況、保管の場所若しくは処分の見込みに関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無償で収去させることができる。

６　環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その事業活動に伴って保管する廃棄物が高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑い

のある事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある廃棄物の保管の状況に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある廃棄物を無償で収去させることができる。

第二十五条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出所有事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有若しくは使用の状況、使用の場所若しくは使用の終了の見込み若しくは低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況、保管の場所若しくは処分の見込みに関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無償で収去させることができる。

2　環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その事業活動に伴って所有する製品が低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品であることの疑いのある事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品であることの疑いのある製品の所有の状況に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十五条を第三十三条とする。

第二十四条中「保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者」を「届出判明保管事業者」に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分」を「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況、保管の場所又は処分の見込み」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、届出所有事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有若しくは使用の状況、使用の場所若しくは使用の終了の見込み又は低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況、保管の場所若しくは処分の見込みに関し、必要な報告を求めることができる。

2　環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その事業活動に伴って所有する製品が低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品であることの疑いのある事業者その他の関係者に対し、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品であることの疑いのある製品の所有の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

第二十四条に次の三項を加える。

4　環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その事業活動に伴って保管する廃棄物が低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある事業者その他の関係者に対し、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある廃棄物の保管の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

5　環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、届出高濃度廃棄物保管事業者その他の関係者に対し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況、保管の場所又は処分の見込みに関し、必要な報告を求めることができる。

6　環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その事業活動に伴って保管する廃棄物が高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある事業者その他の関係者に対し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある廃棄物の保管の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

第二十四条を第三十二条とし、第二十三条を第三十一条とし、第二十二条を第三十条とする。

第二十一条の見出し中「事業所管大臣等」を「経済産業大臣」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」を「低濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」に改め、同項を同条とし、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（ポリ塩化ビフェニル塗布施設等の所有又は管理に係る事業を所管する大臣に対する要請）

第二十九条　環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル塗布施設等（低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である塗料が塗布された施設又は設備をいう。以下この条において同じ。）から低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が飛散することを防止するため、都道府県又は政令で定める市がポリ塩化ビフェニル塗布施設等の所有又は管理に係る事業を行う者の協力を得ることができるよう、当該事業を所管する大臣に対し低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の飛散の防止について必要な措置を講ずることを要請することができる。

第十八条の前の見出し及び同条から第二十条までを削り、第三章を第四章とする。

第二章を次のように改める。

第二章　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理

第一節　使用を終了した低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理

（低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者の責務）

第七条　低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者は、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を終了したときは、自らの責任において確実かつ適正に、その保管及び処分（再生を含む。第三十四条第二項及び第三項を除き、以下同じ。）をしなければならない。

（低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有等の届出）

第八条　低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有及び使用の状況

三　低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用の場所

四　低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用の終了の見込み

五　その他環境省令で定める事項

2　前項の規定による届出をした者（以下「届出所有事業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届

け出なければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

（低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の管理）

第九条　届出所有事業者は、その所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を終了した場合におけるその確実かつ適正な処理を確保するため、前条第一項の規定による届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について政令で定める基準に従い、これを管理しなければならない。

（指導及び助言）

第十条　都道府県知事は、届出所有事業者に対し、その所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を終了した場合におけるその確実かつ適正な処理を確保するため、前条の規定による管理について必要な指導及び助言をすることができる。

（電気事業法との関係）

第十一条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物であって政令で定める低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（第二十八条において「低濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」という。）であるものについては、前三条の規定並びに第十七条、第三十二条第一項及び第三十三条第一項の規定（低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有及び使用に係る部分に限る。）を適用せず、同法の定めるところによるものとする。

（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る届出及び処分）

第十二条　届出所有事業者は、第八条第一項の規定による届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を終了したときは、当該使用を終了した低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、当該使用を終了した日（第三項において「使用終了日」という。）が属する月の翌月末日までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況

三　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所

四　その他環境省令で定める事項

2　前項の規定による届出をした届出所有事業者は、同項第三号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3　第一項の規定による届出をした届出所有事業者は、当該届出に係る使用終了日から起算して、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は他人に処分を委託するまでに要する期間を勘案して五年を超えない範囲内において政令で定める期間が経過する日までに、当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は他人に処分を委託しなければならない。

4　第一項の規定による届出をした届出所有事業者は、当該届出をした日の属する年度の翌年度以降、毎年度、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一　当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況

二　当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所

三　当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の見込み

四　その他環境省令で定める事項

5　第二項の規定は、前項の規定による届出をした届出所有事業者について準用する。この場合において、第二項中「同項第三号」とあるのは、「第四項第二号」と読み替えるものとする。

6　第一項の規定による届出をした届出所有事業者は、当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分（他人に当該処分の委託をした場合には、当該委託）を終了したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（譲渡し及び譲受けの制限）

第十三条　何人も、その所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を終了した場合においては、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないときとして環境省令で定めるときを除き、当該使用を終了した低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡してはならない。

2　何人も、前項の環境省令で定めるときを除き、使用を終了した低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り受けてはならない。

（指導及び助言）

第十四条　都道府県知事は、第十二条第一項の規定による届出をした届出所有事業者に対し、当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な保管及び処分の実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

（改善命令）

第十五条　環境大臣又は都道府県知事は、第十二条第一項の規定による届出をした届出所有事業者が同条第三項の規定に違反した場合には、当該届出所有事業者に対し、期限を定めて、その低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置（次条第一項及び第二項並びに第三十五条第一項において「処分等措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2　前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

（代執行）

第十六条　前条第一項に規定する場合において、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、環境大臣又は都道府県知事は、自らその処分等措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、相当の期限を定めて当該処分等措置を講ずべき旨及び当該期限までに当該処分等措置を講じないときは自ら当該処分等措置を講じ当該処分等措置に要した費用を徴収することがある旨を、公告しなければならない。

一　前条第一項の規定による命令を受けた届出所有事業者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二　前条第一項の規定により処分等措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該処分等措置を命ずべき者を確知することができないとき。

三　緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合において、前条第一項の規定により当該処分等措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

2　環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定により処分等措置の全部又は一部を講じたときは、当該処分等措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分等措置を講ずべき届出所有事業者から徴収することができる。

3　前項の規定による費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

（承継）

第十七条　届出所有事業者について相続、合併又は分割（第八条第一項の規定による届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（第十二条第一項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物）に係る事業の全部又は一部を承継させるものに限る。以下この項において同じ。）があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部若しくは一部を承継した法人は、当該届出所有事業者の地位を承継する。

2　前項の規定により届出所有事業者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二節　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した廃棄物の確実かつ適正な処理

（その保管する廃棄物が低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した事業者の責務）

第十八条　その事業活動に伴って保管する廃棄物が低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した事業者は、自らの責任において確実かつ適正に、その保管及び処分をしなければならない。

（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した場合における届出並びに保管及び処分）

第十九条　その事業活動に伴って保管する廃棄物が低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した事業者は、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、当該判明した日（第三項において「判明日」という。）が属する月の翌月末日までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況

三　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所

四　その他環境省令で定める事項

2　前項の規定による届出をした者（以下「届出判明保管事業者」という。）は、同項第三号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3　届出判明保管事業者は、第一項の規定による届出に係る判明日から起算して、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は他人に処分を委託するまでに要する期間を勘案して五年を超えない範囲内において政令で定める期間が経過する日までに、当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は他人に処分を委託しなければならない。

4　届出判明保管事業者は、第一項の規定による届出をした日の属する年度の翌年度以降、毎年度、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一　当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況

二　当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所

三　当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の見込み

四　その他環境省令で定める事項

5　第二項の規定は、前項の規定による届出をした届出判明保管事業者について準用する。この場合において、第二項中「同項第三号」とあるのは、「第四項第二号」と読み替えるものとする。

6　第十二条第六項の規定は、届出判明保管事業者について準用する。この場合において、同項中「当該届出」とあるのは、「第十九条第一項の規定による届出」と読み替えるものとする。

（譲渡し及び譲受けの制限）

第二十条　何人も、その事業活動に伴って保管する廃棄物が低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した場合においては、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないときとして環境省令で定めるときを除き、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した廃棄物を譲り渡してはならない。

2　何人も、前項の環境省令で定めるときを除き、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した廃棄物を譲り受けてはならない。

（準用）

第二十一条　第十四条から第十七条までの規定は、届出判明保管事業者について準用する。この場合において、第十四条中「当該届出」とあるのは「第十九条第一項の規定による届出」と、第十五条第一項中「同条第三項」とあるのは「第十九条第三項」と、第十七条第一項中「第八条第一項の規定による届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（第十二条第一項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物）」とあるのは「第十九条第一項の規定による届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」と読み替えるものとする。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理

（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した場合における届出、保管及び処分等）

第二十二条　その事業活動に伴って保管する廃棄物が高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した事業者は、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、当該判明した日（第三項において「判明日」という。）が属する

月の翌月末日までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況

三　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所

四　その他環境省令で定める事項

2　前項の規定による届出をした者（以下「届出高濃度廃棄物保管事業者」という。）は、同項第三号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3　届出高濃度廃棄物保管事業者は、第一項の規定による届出に係る判明日から起算して、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は他人に処分を委託するまでに要する期間を勘案して五年を超えない範囲内において政令で定める期間が経過する日までに、当該届出をした高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は他人に処分を委託しなければならない。

4　届出高濃度廃棄物保管事業者は、第一項の規定による届出をした日の属する年度の翌年度以降、毎年度、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一　当該届出をした高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況

二　当該届出をした高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所

三　当該届出をした高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の見込み

四　その他環境省令で定める事項

5　第二項の規定は、前項の規定による届出をした届出高濃度廃棄物保管事業者について準用する。この場合において、第二項中「同項第三号」とあるのは、「第四項第二号」と読み替えるものとする。

6　届出高濃度廃棄物保管事業者は、第一項の規定による届出をした高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分（他人に当該処分の委託をした場合には、当該委託）を終了したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

7　事業者がその事業活動に伴って使用する製品が高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品であると判明した場合には、当該製品を高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、この法律及び廃棄物処理法の規定を適用する。

（譲渡し及び譲受けの制限）

第二十三条　何人も、その事業活動に伴って保管する廃棄物が高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した場合においては、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないときとして環境省令で定めるときを除き、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した廃棄物を譲り渡してはならない。

2　何人も、前項の環境省令で定めるときを除き、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した廃棄物を譲り受けてはならない。

（指導及び助言）

第二十四条　都道府県知事は、届出高濃度廃棄物保管事業者に対し、第二十二条第一項の規定による届出をした高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な保管及び処分の実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

（改善命令）

第二十五条　環境大臣又は都道府県知事は、届出高濃度廃棄物保管事業者が第二十二条第三項の規定に違反した場合には、当該届出高濃度廃棄物保管事業者に対し、期限を定めて、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置（次条第一項及び第二項並びに第三十五条第二項において「処分等措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2　前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

（代執行）

第二十六条　前条第一項に規定する場合において、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、環境大臣又は都道府県知事は、自らその処分等措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、相当の期限を定めて当該処分等措置を講ずべき旨及び当該期限までに当該処分等措置を講じないときは自ら当該処分等措置を講じ当該処分等措置に要した費用を徴収することがある旨を、公告しなければならない。

一　前条第一項の規定による命令を受けた届出高濃度廃棄物保管事業者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二　前条第一項の規定により処分等措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該処分等措置を命ずべき者を確知することができないとき。

三　緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合において、前条第一項の規定により当該処分等措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

2　環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定により処分等措置の全部又は一部を講じたときは、当該処分等措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分等措置を講ずべき届出高濃度廃棄物保管事業者から徴収することができる。

3　前項の規定による費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

（承継）

第二十七条　届出高濃度廃棄物保管事業者について相続、合併又は分割（第二十二条第一項の規定による届出をした高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る事業の全部又は一部を承継させるものに限る。以下この項において同じ。）があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部若しくは一部を承継した法人は、当該届出高濃度廃棄物保管事業者の地位を承継する。

2　前項の規定により届出高濃度廃棄物保管事業者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、環境省令で定めると

ころにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部改正）

第二条　中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理及び」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び」を削る。

第二条第五項を削る。

第三条第一項中「及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理」を削る。

第四条中「、同項第四号に掲げる事業及びこれに附帯する事業（以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業」という。）」を削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号及び第五号」に改める。

第七条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

第二十条中「第十一条から第十三条まで」を「第十二条、第十三条」に改める。

第二十七条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第五条の規定　公布の日

二　第二条及び附則第三条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「旧法」という。）第十条第一項に規定する処分期間（以下この条において単に「処分期間」という。）内に旧法第二条第五項に規定する保管事業者であった者のうち、処分期間内に旧法第八条第一項の規定による届出を行わなかった者（第三項において「処分期間内保管事業者」という。）であって、この法律の施行の際現にその高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は処分を他人に委託していない者に係る当該届出の義務並びに旧法第十条第一項の規定による当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は処分を他人に委託しなければならない義務並びに当該義務に係る旧法第十二条第一項及び第十三条第一項の規定による命令及び代執行については、なお従前の例による。

2　処分期間内に旧法第八条第一項の規定による届出を行った者（次項において「処分期間内届出者」という。）であって、この法律の施行の際現に当該届出に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は処分を他人に委託していない者に係る旧法第十条第一項の規定による当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は処分を他人に委託しなければならない義務並びに当該義務に係る旧法第十二条第一項及び第十三条第一項の規定による命令及び代執行については、なお従前の例による。

3　処分期間の末日の翌日からこの法律の施行の日までに旧法第八条第一項の規定による届出を行った者（処分期間内保管事業者及び処分期間内届出者を除く。）であって、この法律の施行の際現に当該届出に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は処分を他人に委託していない者については、この法律の施行の日にその保管する廃棄物が高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明したものとみなして、第一条の規定による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第三章から第五章までの規定を適用する。

4　旧法第十五条において準用する旧法第八条第一項の規定による届出を行った者であって、この法律の施行の際現に当該届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）を自ら処分をし、又は処分を他人に委託していない者に係る旧法第十四条の規定による当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は処分を他人に委託しなければならない義務及び旧法第十五条において読み替えて準用する旧法第十二条第一項の規定による命令については、なお従前の例による。

5　この法律の施行前にした旧法第十二条第一項に規定する処分等措置に係る旧法第十三条第二項の規定による費用の徴収については、なお従前の例による。

（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る施設の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去が完了するまでの間は、第二条の規定による改正後の中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第七条の規定にかかわらず、次に掲げる事業を行うことができる。この場合においては、同条第二項の認可を受けることを要しない。

一　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る施設の解体を行うこと。

二　前号に掲げる事業に伴い生ずる廃棄物の処理を行うこと。

三　前二号に掲げる事業に附帯する事業を行うこと。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為並びに附則第二条第一項、第二項及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）の項中「第十二条第一項（第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二項（第十五条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条及び第二十五条第一項（これらの規定を第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）」を「第十五条（第二十一条において準用する場合を含む。）、第二十五条、第三十二条及び第三十三条第一項から第六項まで」に改める。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案

審査報告書

産業技術力強化法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年六月十一日

経済産業委員長　浜口　誠

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、産業技術に関する研究及び開発を推進するため、産業技術研究法人の対象の拡大等を行うとともに、重点的に研究及び開発を推進することが必要な産業技術を重点産業技術として指定し、事業者によるその研究及び開発に関する計画の認定並びに事業者と共同してその研究及び開発を行うための体制が確保されている大学等の認定に係る手続、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構によるこれらの認定を受けた者に対する助言、補助金等交付財産の転用に係る承認手続の特例等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　研究開発税制の戦略技術領域型の適用に係る手続については、事業者の円滑な活用や予見可能性の向上を図る観点から、可能な限り簡素なものとし、過度に資料の提出等を求めることのないよう配慮すること。あわせて、対象となる試験研究費の範囲や区分については、研究及び開発の実態を踏まえて運用するよう努めること。その上で、本税制がこれまでに類のない高い控除率を措置するものであることを踏まえ、研究及び開発の進捗状況を適時適切に把握し、事業者が本税制の趣旨に反して利益を得ることがないよう万全を期すとともに、不適切な事例を確認した場合には厳正に対処すること。また、事業者に過度な負担とならない形で本税制の適用状況及び成果を継続的に検証し、経済社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこと。

二　重点産業技術の指定については、将来にわたって我が国の産業競争力の強化や経済安全保障の確保に資するものとなるよう、国際的なイノベーションの動向や経済社会情勢の変化を適切に分析し、必要に応じ、機動的かつ柔軟に見直すこと。

三　重点研究開発計画の認定制度については、我が国において重点的に推進すべき研究及び開発が迅速かつ的確に進められるよう、その推進に関する指針を可能な限り早期に策定し周知すること。また、中小企業による制度の活用が十分に図られるよう円滑な運用に努めること。特に先端的な技術領域において重要な役割を担いながら黒字化に至っていないスタートアップ等、税額控除の恩恵が届きにくい事業者においても重点産業技術の研究及び開発が促進されるよう、補助金・融資等の直接支援との組合せを含め、必要な措置を検討すること。

四　重点産業技術共同研究開発機関の認定については、教育・研究等の質及びガバナンス体制において一定の水準を超えることを前提に、認定機関数の上限を定めず、幅広い機関を対象とし、大学等と、共同して研究及び開発を行う事業者の双方に対し、過度な負担とならない制度設計にするとともに、同機関における教育・研究等の業務の円滑な実施に支障が生じることのないよう留意すること。同時に、同機関については、今次の措置に加えて、その特性に応じた高度な経営を可能とするべく、制度環境の整備や支援措置の一層の充実を図ること。また、重点産業技術に関連する技術情報については、同機関が認定事業者と共同して又は委託を受けて行う研究及び開発において、適切に管理されるよう万全を期すこと。

五　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構及び国立研究開発法人科学技術振興機構が認定事業者等の依頼に応じて認定重点研究開発計画に従って行われる研究及び開発に必要な助言又は情報提供を行う際には、認定事業者等の株式取得等を通じてリスクの高い外国投資家に技術情報が流出することがないよう、認定事業者等の資本関係等について留意し、適切に対応すること。

六　日本版バイ・ドール制度の運用に当たっては、国際的な研究開発競争が激化していることを踏まえ、国内での活用状況を適切に把握するとともに、委託研究開発の成果として得られた特許権等について、受託者等による活用が最大限促進されるよう必要な取組を進めること。

七　本法に基づく各種措置の実施に当たっては、その成果が実証、事業化を経て社会実装へと円滑につながるよう、実証の段階における関係者の意見にも留意すること。あわせて、国際標準化の推進や知的財産戦略など、関係する施策を一体的に講ずること。その際、産学連携の促進に伴い共同研究成果の共有特許に係る第三者へのライセンスに共有者全員の同意を要する制約が社会実装を阻害する要因となっていることを踏まえ、共有特許の取扱いに関する指針の整備の検討を関係省庁が連携して進めること。また、知的財産のライセンスや標準化を担う専門的な人材の育成・確保に向けた取組を強化すること。

八　重点産業技術に係る研究開発及び社会実装が大都市に過度に集中することのないよう、地方にある大学、スタートアップ、中小企業等が参画しやすい環境の整備に努めること。また、地域経済の活性化の観点からも、地方における産学官連携による研究開発拠点の形成やスタートアップ創出に向けた取組への支援を強化すること。

九　先端的な重要技術を巡っては、各国政府により企業の研究開発投資を呼び込む環境整備が進められるなど国際的な政策競争が激化していることに鑑み、我が国においても、研究開発投資環境について国際的なレベルプレイングフィールドを確保すること。とりわけ、研究開発税制については、諸外国における控除上限の柔軟化や繰越控除制度の長期化等の動向も踏まえ、我が国におけるこれらの在り方について不断の見直しを行うこと。

十　産業技術力の強化に当たっては、中長期的視点で我が国の科学技術力を向上させることが不可欠であるとの認識の下、研究開発投資を行う事業者への税制優遇のみならず、短期的な産業分野への応用を前提としない基礎研究を含め、国の科学技術関係予算を抜本的に拡充する等の施策も一体的に推進すること。

十一　重点産業技術のみならず、我が国が抱える社会課題、産業課題の解決を図ることにつながる分野に関し、国内の大学等の研究開発機関と事業者との共同研究が一層促進されるよう、総合的な施策を検討すること。同時に、各省連携の下、研究開発機関における高度人材の育成及び確保に向けた施策を強化すること。

右決議する。

産業技術力強化法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年六月二日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

産業技術力強化法の一部を改正する法律案

産業技術力強化法の一部を改正する法律

産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条―第十四条）

第二章　産業技術力の強化を支援するための措置

第一節　通則（第十五条―第十九条）

第二節　重点産業技術に関する措置（第二十条―第三十二条）

第三章　雑則（第三十三条―第三十五条）

附則

第一章　総則

第一条中「大学」の下に「、大学共同利用機関」を加える。

第二条第三項中「及び地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人」に、「であって」を「第二十一条第二項第三号において同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）であって」に改め、同条に次の一項を加える。

４　この法律において「大学共同利用機関」とは、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。

第三条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「大学」の下に「、大学共同利用機関」を加え、同条第二項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第十七条を第十九条とし、第十六条の二を第十八条とし、第十四条から第十六条までを一条ずつ繰り下げる。

第十三条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章　産業技術力の強化を支援するための措置

第一節　通則

第十二条中「並びに大学」を「、大学並びに大学共同利用機関」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条中「大学」の下に「、大学共同利用機関」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

第八条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条の見出し中「大学」の下に「及び大学共同利用機関」を加え、同条第一項中「大学」の下に「及び大学共同利用機関」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項中「大学」の下に「及び大学共同利用機関」を加え、「、及び」を「、並びに」に改め、同条を第七条とし、第五条の二を第六条とする。

本則に次の一節及び一章を加える。

第二節　重点産業技術に関する措置

（重点産業技術の指定）

第二十条　産業技術について、当該産業技術に関する研究及び開発の成果が多様な事業活動において利用される見込み並びに当該産業技術の革新性を勘案し、我が国の産業技術力の強化のため当該産業技術に関する研究及び開発を重点的に推進することが必要と認められるときは、政令で、当該産業技術を重点産業技術として指定するものとする。

（指針）

第二十一条　主務大臣は、重点産業技術に関する研究及び開発の推進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

２　指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　重点産業技術に関する研究及び開発の意義及び基本的な方向に関する事項

二　重点産業技術に関する研究及び開発に関して重点産業技術ごとに定める次に掲げる事項

イ　研究及び開発の目標に関する事項

ロ　研究及び開発の内容及び実施体制に関する事項（次号に掲げるものを除く。）

ハ　研究及び開発に当たって配慮すべき事項

ニ　研究及び開発の推進のための方策に関する事項

三　産業技術研究法人（地方独立行政法人であるものを除く。）、大学又は大学共同利用機関（以下「研究開発機関」という。）が事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発（大学又は大学共同利用機関にあっては、研究に限る。以下同じ。）を行うために確保する人材、設備その他の体制に関する事項

四　その他重点産業技術に関する研究及び開発に関する重要事項

３　主務大臣は、技術の進歩その他の情勢の推移により必要が生じたときは、指針を変更するものとする。

４　主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

５　主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（重点研究開発計画の認定）

第二十二条　重点産業技術に関する研究及び開発を行おうとする事業者は、単独で又は他の事業者若しくは研究開発機関（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者。次条第一項及び第二十六条において同じ。）と共同して、その実施しようとする重点産業技術に関する研究及び開発に関する計画（以下「重点研究開発計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

２　重点研究開発計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　研究及び開発を実施しようとする重点産業技術

二　当該研究及び開発の目標

三　当該研究及び開発の内容及び実施時期

四　当該研究及び開発の実施体制

五　当該研究及び開発を行うために必要な資金の額及びその調達方法

六　前各号に掲げるもののほか、当該研究及び開発に関し必要な事項

３　重点研究開発計画には、前項各号に掲げる事項のほか、重点産業技術に関する研究及び開発の実施に当たっての補助金等交付財産の活用（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下この項及び第二十六条において「補助金等適正化法」という。）第二十二条に規定する財産を当該財産

に充てられた補助金等（補助金等適正化法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下この項及び第二十六条において同じ。）に関する事項（当該補助金等交付財産の活用をする者を含む。）を記載することができる。

4　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る重点研究開発計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、当該認定をするものとする。

一　当該重点研究開発計画の内容が指針に照らし適切なものであること。

二　当該重点研究開発計画に係る重点産業技術に関する研究及び開発が円滑かつ確実に実施され、一定の有用な成果が得られると見込まれるものであること。

5　主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、当該認定の申請に係る事業者の事業を所管する大臣に協議しなければならない。

6　主務大臣は、第一項の認定の申請に係る重点研究開発計画に第三項に規定する事項が記載されている場合において、当該認定をするときは、あらかじめ、当該事項に係る関係行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

7　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る重点研究開発計画の概要を公表するものとする。

（重点研究開発計画の変更等）

第二十三条　前条第一項の認定を受けた事業者又は研究開発機関（以下「認定事業者等」という。）は、当該認定に係る重点研究開発計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　主務大臣は、前条第一項の認定に係る重点研究開発計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定重点研究開発計画」という。）に従って重点産業技術に関する研究及び開発が行われていないと認めるとき、又は認定事業者等が第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、当該認定を取り消すことができる。

3　主務大臣は、認定重点研究開発計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定事業者等に対して、当該認定重点研究開発計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4　主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5　前条第四項から第七項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う助言業務）

第二十四条　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、認定事業者等の依頼に応じて、認定重点研究開発計画に従って行われる研究及び開発に関し必要な助言を行うことができる。

（国立研究開発法人科学技術振興機構による情報提供）

第二十五条　国立研究開発法人科学技術振興機構は、認定事業者等の依頼に応じて、認定重点研究開発計画に従って行われる研究及び開発に必要な情報の提供を行うよう努めなければならない。

（財産の処分の制限に係る承認の手続の特例）

第二十六条　事業者又は研究開発機関が、第二十二条第三項に規定する事項が記載されている重点研究開発計画について、同条第一項の認定又は第二十三条第一項の規定による変更の認定を受けたときは、当該認定又は当該変更の認定の日において、当該重点研究開発計画に記載された補助金等交付財産の活用をする者に対する補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認があったものとみなす。

（課税の特例）

第二十七条　第二十二条第一項の認定を受けた事業者が認定重点研究開発計画に従って実施した研究及び開発（その成果について特に早期の企業化が期待されるものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務省令で定めるところにより主務大臣の確認を受けたものに限る。）に係る試験研究費の額については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2　主務大臣は、前項の基準を定め、又は変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

（新技術等実証に係る意見聴取）

第二十八条　第二十二条第一項の認定を受けた事業者が、その認定重点研究開発計画に係る重点産業技術について産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第三項第一号に規定する新技術等としてその実用化に関する同項に規定する新技術等実証を実施する場合であって、当該認定をした主務大臣が同法第六条第四項、第八条の二第四項又は第八条の四第三項に規定する主務大臣でないときにおけるこれらの規定の適用については、同法第六条第四項中「の意見」とあるのは「及び当該求めに係る新技術等である重点産業技術（産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第二十条の規定による指定を受けた産業技術をいう。第八条の二第四項及び第八条の四第三項において同じ。）について同法第二十二条第一項の認定をした同項の主務大臣の意見」と、同法第八条の二第四項中「の意見」とあるのは「及び当該申請に係る新技術等である重点産業技術について産業技術力強化法第二十二条第一項の認定をした同項の主務大臣の意見」と、同法第八条の四第三項中「の意見」とあるのは「及び当該認定新技術等実証計画に係る新技術等である重点産業技術について産業技術力強化法第二十二条第一項の認定をした同項の主務大臣の意見」とする。

（重点産業技術共同研究開発機関の認定）

第二十九条　研究開発機関（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者）は、申請により、研究開発機関が事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発を行うための人材、設備その他の体制を確保していることの主務大臣の認定を受けることができる。

2　前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、主務大臣に提出しなければならない。

一　認定を受けようとする研究開発機関の名称及び所在地（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者の名称及び主たる事務所の所在地を含む。）

二　その申請に係る重点産業技術

三　事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発を行うための体制に関する次に掲げる事項

イ　当該研究及び開発に従事する研究者及び技術者、当該研究及び開発に関して知り得

た情報の管理責任者その他の当該研究及び開発を行うために必要な人材に関する事項

ロ　当該研究及び開発を行うための設備等（施設、設備、機器、装置又は情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。）に関する事項

ハ　その他主務省令で定める事項

3　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る研究開発機関が事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発を行うため指針に照らし適切な体制を確保していると認めるときは、当該認定をするものとする。

4　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた研究開発機関（以下「重点産業技術共同研究開発機関」という。）の名称その他主務省令で定める事項を公表しなければならない。

5　重点産業技術共同研究開発機関（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者）は、第一項の認定に係る事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発を行うための人材、設備その他の体制に関する基本的な情報として主務省令で定める事項を、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

6　主務大臣は、重点産業技術共同研究開発機関について、事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発を行うための体制が適切に確保されていないと認めるとき、又は重点産業技術共同研究開発機関（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者）が第三十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、第一項の認定を取り消すことができる。

7　第四項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う助言業務）

第三十条　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、重点産業技術共同研究開発機関（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者）の依頼に応じて、重点産業技術共同研究開発機関の前条第一項の認定に係る人材、設備その他の体制の強化並びに重点産業技術共同研究開発機関が当該体制を活用して事業者と共同して行う重点産業技術に関する研究及び開発に関し必要な助言を行うことができる。

（国立研究開発法人科学技術振興機構による情報提供）

第三十一条　国立研究開発法人科学技術振興機構は、重点産業技術共同研究開発機関（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者）の依頼に応じて、重点産業技術共同研究開発機関の第二十九条第一項の認定に係る人材、設備その他の体制の強化並びに重点産業技術共同研究開発機関が当該体制を活用して事業者と共同して行う重点産業技術に関する研究及び開発に必要な情報の提供を行うよう努めなければならない。

（国が委託した研究及び開発の成果に係る特許権等の取扱いの特例）

第三十二条　国が委託した重点産業技術に関する研究及び開発の成果についての第十九条の規定の適用については、同条第一項第三号（同条第二項において準用する場合を含む。）中「当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして」とあるのは、「当該特許権等が重点産業技術に関するものであることからその活用を促進するために特に必要がある旨を示して」とする。

第三章　雑則

（報告の徴収）

第三十三条　主務大臣は、認定事業者等に対し、認定重点研究開発計画の実施状況について報告を求めることができる。

2　主務大臣は、重点産業技術共同研究開発機関（大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者）に対し、その認定に係る人材、設備その他の体制について報告を求めることができる。

（主務大臣等）

第三十四条　この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一　指針（第二十一条第二項第三号に掲げる事項に係る部分を除く。）、重点研究開発計画並びに第二十七条第一項の基準及び確認に関する事項　経済産業大臣

二　指針（産業技術研究法人に係る第二十一条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）及び重点産業技術共同研究開発機関（産業技術研究法人であるものに限る。）に関する事項　経済産業大臣及び当該産業技術研究法人に係る政令で定める大臣

三　指針（大学又は大学共同利用機関に係る第二十一条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）及び重点産業技術共同研究開発機関（大学又は大学共同利用機関であるものに限る。）に関する事項　経済産業大臣及び文部科学大臣

2　この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（経過措置）

第三十五条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附則第二条第一項中「（平成十五年法律第百十二号）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、技術の進歩及び経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正）

第三条　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第八号中「助言」の下に「並びに同法第二十四条及び第三十条の規定による助言」を加える。

（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正）

第四条　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第十七条第一項」を「第十九条第一項（同法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改める。

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件「情報公開・個人情報保護審査会委員（小野瀬厚君）及び公害等調整委員会委員（横田信孝君）」

賛成者氏名　二二六名

青木　一彦君　赤松　健君　野上浩太郎君　野村　哲郎君　牧山ひろえ君　三上　えり君　石　平君　高木かおり君
浅尾慶一郎君　朝日健太郎君　長谷川　岳君　長谷川英晴君　水岡　俊一君　村田　享子君　中条きよし君　新実　彰平君
阿達　雅志君　有村　治子君　馬場　成志君　東野　秀樹君　森　ゆうこ君　森本　真治君　松沢　成文君　松野　明美君
生稲　晃子君　石井　準一君　長谷川　岳君　福山　守君　山内佳菜子君　横沢　高徳君　安達　悠司君　安藤　裕君
石井　浩郎君　石田　昌宏君　福岡　資麿君　藤川　政人君　吉川　沙織君　吉田　忠智君　岩本　麻奈君　梅村みずほ君
磯﨑　仁彦君　井上　義行君　藤井　一博君　船橋　利実君　蓮　舫君　足立　康史君　大津　力君　神谷　宗幣君
猪口　邦子君　今井絵理子君　藤木　眞也君　星　北斗君　礒﨑　哲史君　伊藤　孝恵君　後藤　翔太君　櫻井　祥子君
岩本　剛人君　いんどう周作君　古川　俊治君　本田　顕子君　伊藤　辰夫君　上田　清司君　塩入　清香君　杉本　純子君
上野　通子君　臼井　正一君　堀井　巌君　牧野たかお君　牛田　茉友君　江原くみ子君　中田　優子君　初鹿野裕樹君
江島　潔君　大家　敏志君　舞立　昇治君　松下　新平君　奥村　祥大君　かごしま彰宏君　松田　学君　宮出　千慧君
岡田　直樹君　小川　克巳君　松川　るい君　宮沢　洋一君　川合　孝典君　後藤　斎君　山中　泉君　北村　晴男君
越智　俊之君　梶原　大介君　松村　祥史君　山田　宏君　小林さやか君　竹詰　仁君　百田　尚樹君　伊波　洋一君
加田　裕之君　片山さつき君　三原じゅん子君　山本　啓介君　榛葉賀津也君　田村　まみ君　高良　沙哉君　安野　貴博君
加藤　明良君　かまやち敏君　宮本　和宏君　山本　順三君　芳賀　道也君　堂込麻紀子君　尾辻　朋実君　齊藤健一郎君
神谷　政幸君　北村　経夫君　森　まさこ君　若井　敦子君　浜野　喜史君　原田　秀一君　舟山　康江君　ながえ孝子君　平山佐知子君
木村　義雄君　見坂　茂範君　山田　太郎君　脇　雅昭君　平戸　航太君　水野　孝一君　山田　吉彦君　福山　哲郎君　望月　良男君
古庄　玄知君　古賀友一郎君　山谷えり子君　渡辺　猛之君　牧山ひろえ君　三上　えり君　石　平君　高木かおり君
小林　一大君　小林　一大君　山本佐知子君　石垣のりこ君　水岡　俊一君　村田　享子君　中条きよし君　新実　彰平君
小林孝一郎君　こやり隆史君　吉井　章君　石橋　通宏君　森　ゆうこ君　森本　真治君　松沢　成文君　松野　明美君
酒井　庸行君　櫻井　充君　若林　洋平君　打越さく良君　山内佳菜子君　横沢　高徳君　安達　悠司君　安藤　裕君
佐藤　啓君　自見はなこ君　渡辺　猛之君　泉　房穂君　吉川　沙織君　吉田　忠智君　岩本　麻奈君　梅村みずほ君
清水　真人君　進藤金日子君　石垣のりこ君　小沢　雅仁君　蓮　舫君　足立　康史君　大津　力君　神谷　宗幣君
末松　信介君　鈴木　大地君　打越さく良君　勝部　賢志君　伊藤　孝恵君　後藤　翔太君　櫻井　祥子君
鈴木　宗男君　高橋　克法君　泉　房穂君　木戸口英司君　礒﨑　哲史君　上田　清司君　塩入　清香君　杉本　純子君
高橋はるみ君　滝波　宏文君　小沢　雅仁君　熊谷　裕人君　伊藤　孝恵君　後藤　翔太君　櫻井　祥子君
出川　桃子君　寺田　静君　勝部　賢志君　古賀　千景君　上田　清司君　塩入　清香君　杉本　純子君
友納　理緒君　永井　学君　木戸口英司君　小島とも子君　牛田　茉友君　江原くみ子君　中田　優子君　初鹿野裕樹君
中曽根弘文君　中西　祐介君　熊谷　裕人君　斎藤　嘉隆君　かごしま彰宏君　松田　学君　宮出　千慧君
西田　昌司君　西田　英範君　古賀　千景君　柴　愼一君　奥村　祥大君　後藤　斎君　山中　泉君　北村　晴男君
小島とも子君　高木　真理君　川合　孝典君　伊波　洋一君
斎藤　嘉隆君　田名部匡代君　榛葉賀津也君　安野　貴博君
柴　愼一君　徳永　エリ君　小林さやか君　齊藤健一郎君
高木　真理君　羽田　次郎君　竹詰　仁君　平山佐知子君
田名部匡代君　福士　珠美君　堂込麻紀子君　ながえ孝子君
徳永　エリ君　庭田　幸恵君　福山　哲郎君
羽田　次郎君　浜口　誠君
福士　珠美君　平木　大作君

反対者氏名　一四名

岩渕　友君　吉良よし子君
小池　晃君　白川　容子君
大門実紀史君　仁比　聡平君
山添　拓君　伊勢崎賢治君
大島九州男君　奥田ふみよ君
木村　英子君　天畠　大輔君
福島みずほ君　ラサール石井君

国家公務員等の任命に関する件「情報公開・個人情報保護審査会委員（徳本広孝君及び野田崇君）、中央更生保護審査会委員長（小川秀樹君）及び運輸安全委員会委員（田口晴邦君）」

賛成者氏名　二四三名

青木　一彦君　赤松　健君
浅尾慶一郎君　朝日健太郎君
阿達　雅志君　有村　治子君

生稲　晃子君
石井　浩郎君
磯﨑　仁彦君
猪口　邦子君
岩本　剛人君
上野　通子君
江島　潔君
岡田　直樹君
越智　俊之君
加田　裕之君
加藤　明良君
神谷　政幸君
木村　義雄君
上月　良祐君
古庄　玄知君
小林孝一郎君
酒井　庸行君
佐藤　啓君
清水　真人君
末松　信介君
鈴木　宗男君
高橋はるみ君
出川　桃子君
友納　理緒君
中曽根弘文君
西田　昌司君
野上浩太郎君
橋本　聖子君
長谷川英晴君
東野　秀樹君
福山　守君
藤川　政人君
船橋　利実君
星　北斗君

石井　準一君
石田　昌宏君
井上　義行君
今井絵理子君
いんどう周作君
臼井　正一君
大家　敏志君
小川　克巳君
梶原　大介君
片山さつき君
かまやち敏君
北村　経夫君
見坂　茂範君
古賀友一郎君
小林　一大君
こやり隆史君
櫻井　充君
自見はなこ君
進藤金日子君
鈴木　大地君
高橋　克法君
滝波　宏文君
寺田　静君
永井　学君
中西　祐介君
西田　英範君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
馬場　成志君
福岡　資麿君
藤井　一博君
藤木　眞也君
古川　俊治君
堀井　巌君

本田　顕子君
牧野たかお君
松下　新平君
松山　政司君
宮沢　洋一君
宮本　周司君
山下　雄平君
山田　宏君
山本　啓介君
山本　順三君
若井　敦子君
脇　雅昭君
青木　愛君
石橋　通宏君
打越さく良君
鬼木　誠君
岸　真紀子君
熊谷　裕人君
古賀　千景君
小島とも子君
斎藤　嘉隆君
柴　愼一君
高木　真理君
田名部匡代君
徳永　エリ君
羽田　次郎君
福士　珠美君
三上　えり君
村田　享子君
森本　真治君
横沢　高徳君
吉田　忠智君
足立　康史君
伊藤　孝恵君

舞立　昇治君
松川　るい君
松村　祥史君
三原じゅん子君
宮本　和宏君
森　まさこ君
山田　太郎君
山谷えり子君
山本佐知子君
吉井　章君
若林　洋平君
渡辺　猛之君
石垣のりこ君
泉　房穂君
小沢　雅仁君
勝部　賢志君
木戸口英司君
郡山りょう君
古賀　之士君
小西　洋之君
塩村あやか君
杉尾　秀哉君
田島麻衣子君
辻元　清美君
長浜　博行君
広田　一君
牧山ひろえ君
水岡　俊一君
森　ゆうこ君
山内佳菜子君
吉川　沙織君
蓮　舫君
礒﨑　哲史君
伊藤　辰夫君

上田　清司君
江原くみ子君
かごしま彰宏君
後藤　斎君
榛葉賀津也君
田村　まみ君
庭田　幸恵君
浜口　誠君
原田　秀一君
舟山　康江君
山田　吉彦君
石川　博崇君
上田　勇君
窪田　哲也君
里見　隆治君
杉　久武君
竹内　真二君
谷合　正明君
西田　実仁君
平木　大作君
宮崎　勝君
青島　健太君
石井　苗子君
猪瀬　直樹君
岡崎　太君
片山　大介君
串田　誠一君
柴田　巧君
高木かおり君
新実　彰平君
松野　明美君
安藤　裕君
梅村みずほ君
神谷　宗幣君

牛田　茉友君
奥村　祥大君
川合　孝典君
小林さやか君
竹詰　仁君
堂込麻紀子君
芳賀　道也君
浜野　喜史君
平戸　航太君
水野　孝一君
秋野　公造君
伊藤　孝江君
川村　雄大君
佐々木雅文君
下野　六太君
高橋　光男君
竹谷とし子君
司　隆史君
原田大二郎君
三浦　信祐君
横山　信一君
浅田　均君
石井めぐみ君
上野ほたる君
嘉田由紀子君
金子　道仁君
佐々木りえ君
石　平君
中条きよし君
松沢　成文君
安達　悠司君
岩本　麻奈君
大津　力君
後藤　翔太君

櫻井　祥子君
杉本　純子君
初鹿野裕樹君
宮出　千慧君
岩渕　友君
小池　晃君
大門実紀史君
山添　拓君
伊勢崎賢治君
大島九州男君
木村　英子君
北村　晴男君
伊波　洋一君
安野　貴博君
福島みずほ君
齊藤健一郎君
平山佐知子君
福山　哲郎君
望月　良男君

塩入　清香君
中田　優子君
松田　学君
山中　泉君
吉良よし子君
白川　容子君
仁比　聡平君
伊勢崎賢治君
奥田ふみよ君
天畠　大輔君
百田　尚樹君
高良　沙哉君
尾辻　朋実君
ラサール石井君
ながえ孝子君

反対者氏名

〇名

国家公務員等の任命に関する件「公害等調整委員会委員（大橋洋一君）及び運輸安全委員会委員（伊藤裕康君及び高橋明子君）」

賛成者氏名

二三四名

青木　一彦君
浅尾慶一郎君
阿達　雅志君
有村　治子君
石井　準一君
石田　昌宏君
井上　義行君
今井絵理子君
いんどう周作君
臼井　正一君
大家　敏志君
赤松　健君
朝日健太郎君
生稲　晃子君
石井　浩郎君
磯﨑　仁彦君
猪口　邦子君
岩本　剛人君
上野　通子君
江島　潔君

岡田　直樹君　　小川　克巳君　　山田　宏君　　山谷えり子君　　浜口　誠君　　浜野　喜史君
越智　俊之君　　梶原　大介君　　山本　啓介君　　山本佐知子君　　原田　秀一君　　平戸　航太君
加田　裕之君　　片山さつき君　　若井　敦子君　　吉井　章君　　舟山　康江君　　水野　孝一君
加藤　明良君　　かまやち敏君　　脇　雅昭君　　若林　洋平君　　山田　吉彦君　　秋野　公造君
神谷　政幸君　　北村　経夫君　　渡辺　猛之君　　石川　博崇君　　伊藤　孝江君
北村　経夫君　　見坂　茂範君　　青木　愛君　　石垣のりこ君　　上田　勇君　　川村　雄大君
木村　義雄君　　上月　良祐君　　石橋　通宏君　　泉　房穂君　　窪田　哲也君　　佐々木雅文君
上月　良祐君　　古賀友一郎君　　打越さく良君　　小沢　雅仁君　　里見　隆治君　　下野　六太君
古庄　玄知君　　小林　一大君　　鬼木　誠君　　勝部　賢志君　　杉　久武君　　高橋　光男君
小林孝一郎君　　こやり隆史君　　岸　真紀子君　　木戸口英司君　　竹内　真二君　　竹谷とし子君
酒井　庸行君　　櫻井　充君　　熊谷　裕人君　　郡山りょう君　　谷合　正明君　　司　隆史君
佐藤　啓君　　自見はなこ君　　古賀　千景君　　古賀　之士君　　西田　実仁君　　原田大二郎君
清水　真人君　　進藤金日子君　　小島とも子君　　小西　洋之君　　平木　大作君　　三浦　信祐君
末松　信介君　　鈴木　大地君　　斎藤　嘉隆君　　塩村あやか君　　宮崎　勝君　　横山　信一君
鈴木　宗男君　　高橋　克法君　　柴　愼一君　　杉尾　秀哉君　　青島　健太君　　浅田　均君
高橋はるみ君　　滝波　宏文君　　高木　真理君　　田島麻衣子君　　石井　苗子君　　石井めぐみ君
出川　桃子君　　寺田　静君　　田名部匡代君　　辻元　清美君　　猪瀬　直樹君　　上野ほたる君
友納　理緒君　　永井　学君　　徳永　エリ君　　長浜　博行君　　岡崎　太君　　嘉田由紀子君
中曽根弘文君　　中西　祐介君　　羽田　次郎君　　広田　一君　　片山　大介君　　金子　道仁君
西田　昌司君　　西田　英範君　　福士　珠美君　　牧山ひろえ君　　串田　誠一君　　佐々木りえ君
野上浩太郎君　　野村　哲郎君　　三上　えり君　　水岡　俊一君　　柴田　巧君　　石　平君
橋本　聖子君　　長谷川　岳君　　村田　享子君　　森　ゆうこ君　　高木かおり君　　中条きよし君
長谷川英晴君　　馬場　成志君　　森本　真治君　　山内佳菜子君　　新実　彰平君　　松沢　成文君
東野　秀樹君　　福岡　資麿君　　横沢　高徳君　　吉川　沙織君　　松野　明美君　　安達　悠司君
福山　守君　　藤井　一博君　　吉田　忠智君　　蓮　舫君　　安藤　裕君　　岩本　麻奈君
藤川　政人君　　藤木　眞也君　　足立　康史君　　礒﨑　哲史君　　梅村みずほ君　　大津　力君
船橋　利実君　　古川　俊治君　　伊藤　孝恵君　　伊藤　辰夫君　　神谷　宗幣君　　後藤　翔太君
星　北斗君　　堀井　巌君　　上田　清司君　　牛田　茉友君　　櫻井　祥子君　　塩入　清香君
本田　顕子君　　舞立　昇治君　　江原くみ子君　　奥村　祥大君　　杉本　純子君　　中田　優子君
牧野たかお君　　松川　るい君　　かごしま彰宏君　　川合　孝典君　　初鹿野裕樹君　　松田　学君
松下　新平君　　松村　祥史君　　後藤　斎君　　小林さやか君　　宮出　千慧君　　山中　泉君
松山　政司君　　三原じゅん子君　　榛葉賀津也君　　竹詰　仁君　　伊勢崎賢治君　　大島九州男君
宮沢　洋一君　　宮本　和宏君　　田村　まみ君　　堂込麻紀子君　　奥田ふみよ君　　木村　英子君
宮本　周司君　　森　まさこ君　　庭田　幸恵君　　芳賀　道也君　　天畠　大輔君　　北村　晴男君
山下　雄平君　　山田　太郎君

百田　尚樹君　　安野　貴博君

尾辻　朋実君　　福島みずほ君

ラサール石井君　　齊藤健一郎君

ながえ孝子君　　平山佐知子君

福山　哲郎君　　望月　良男君

反対者氏名　九名

岩渕　友君　　吉良よし子君

小池　晃君　　白川　容子君

大門実紀史君　　仁比　聡平君

山添　拓君　　伊波　洋一君

高良　沙哉君

国家公務員等の任命に関する件「土地鑑定委員会委員（横山美夏君、永山篤史君、浅見裕子君、川添義弘君、坂本圭君及び杉浦綾子君）」

賛成者氏名　二三八名

青木　一彦君　　赤松　健君

浅尾慶一郎君　　朝日健太郎君

阿達　雅志君　　有村　治子君

生稲　晃子君　　石井　準一君

石井　浩郎君　　石田　昌宏君

磯﨑　仁彦君　　井上　義行君

猪口　邦子君　　今井絵理子君

岩本　剛人君　　いんどう周作君

上野　通子君　　臼井　正一君

江島　潔君　　大家　敏志君

岡田　直樹君　　小川　克巳君

越智　俊之君　　梶原　大介君

加田　裕之君　　片山さつき君

加藤　明良君　　かまやち敏君

神谷　政幸君　　北村　経夫君

木村　義雄君　　見坂　茂範君

上月　良祐君　　古賀友一郎君

古庄　玄知君　　小林　一大君

小林孝一郎君　酒井　庸行君　佐藤　啓君　清水　真人君　末松　信介君　鈴木　宗男君　高橋はるみ君　出川　桃子君　友納　理緒君　中曽根弘文君　西田　昌司君　野上浩太郎君　橋本　聖子君　長谷川英晴君　東野　秀樹君　福山　守君　藤川　政人君　船橋　利実君　星　北斗君　本田　顕子君　牧野たかお君　松下　新平君　松山　政司君　宮沢　洋一君　宮本　周司君　山下　雄平君　山田　宏君　山本　啓介君　山本　順三君　若井　敦子君　脇　雅昭君　青木　愛君　石橋　通宏君　打越さく良君

こやり隆史君　櫻井　充君　自見はなこ君　進藤金日子君　鈴木　大地君　高橋　克法君　滝波　宏文君　寺田　静君　永井　学君　中西　祐介君　西田　英範君　野村　哲郎君　長谷川　岳君　馬場　成志君　福岡　資麿君　藤井　一博君　藤木　眞也君　古川　俊治君　堀井　巌君　舞立　昇治君　松川　るい君　松村　祥史君　三原じゅん子君　宮本　和宏君　森　まさこ君　山田　太郎君　山谷えり子君　山本佐知子君　吉井　章君　若林　洋平君　渡辺　猛之君　石垣のりこ君　泉　房穂君　小沢　雅仁君

鬼木　誠君　岸　真紀子君　熊谷　裕人君　古賀　千景君　小島とも子君　斎藤　嘉隆君　柴　愼一君　高木　真理君　田名部匡代君　徳永　エリ君　羽田　次郎君　福士　珠美君　三上　えり君　村田　享子君　森本　真治君　横沢　高徳君　吉田　忠智君　足立　康史君　伊藤　孝恵君　上田　清司君　江原くみ子君　かごしま彰宏君　後藤　斎君　榛葉賀津也君　田村　まみ君　庭田　幸恵君　浜口　誠君　原田　秀一君　舟山　康江君　山田　吉彦君　石川　博崇君　上田　勇君　窪田　哲也君　里見　隆治君

勝部　賢志君　木戸口英司君　郡山りょう君　古賀　之士君　小西　洋之君　塩村あやか君　杉尾　秀哉君　田島麻衣子君　辻元　清美君　長浜　博行君　広田　一君　牧山ひろえ君　水岡　俊一君　森　ゆうこ君　山内佳菜子君　吉川　沙織君　蓮　舫君　礒﨑　哲史君　伊藤　辰夫君　牛田　茉友君　奥村　祥大君　川合　孝典君　小林さやか君　竹詰　仁君　堂込麻紀子君　芳賀　道也君　浜野　喜史君　平戸　航太君　水野　孝一君　秋野　公造君　伊藤　孝江君　川村　雄大君　佐々木雅文君　下野　六太君

杉　久武君　竹内　真二君　谷合　正明君　西田　実仁君　平木　大作君　宮崎　勝君　青島　健太君　石井　苗子君　猪瀬　直樹君　岡崎　太君　片山　大介君　串田　誠一君　柴田　巧君　高木かおり君　新実　彰平君　松野　明美君　安藤　裕君　梅村みずほ君　神谷　宗幣君　櫻井　祥子君　杉本　純子君　初鹿野裕樹君　宮出　千慧君　岩渕　友君　小池　晃君　大門実紀史君　山添　拓君　百田　尚樹君　高良　沙哉君　尾辻　朋実君　ラサール石井君　ながえ孝子君　福山　哲郎君

高橋　光男君　竹谷とし子君　司　隆史君　原田大二郎君　三浦　信祐君　横山　信一君　浅田　均君　石井めぐみ君　上野ほたる君　嘉田由紀子君　金子　道仁君　佐々木りえ君　石　平君　中条きよし君　松沢　成文君　安達　悠司君　岩本　麻奈君　大津　力君　後藤　翔太君　塩入　清香君　中田　優子君　松田　学君　山中　泉君　吉良よし子君　白川　容子君　仁比　聡平君　北村　晴男君　伊波　洋一君　安野　貴博君　福島みずほ君　齊藤健一郎君　平山佐知子君　望月　良男君

国家公務員等の任命に関する件「土地鑑定委員会委員（藤澤美惠子君）」

賛成者氏名　二二七名

青木　一彦君　浅尾慶一郎君　阿達　雅志君　有村　治子君　朝日健太郎君　赤松　健君　石井　準一君　石田　昌宏君　井上　義行君　今井絵理子君　いんどう周作君　臼井　正一君　大家　敏志君　小川　克巳君　梶原　大介君　片山さつき君　かまやち敏君　北村　経夫君　見坂　茂範君　古賀友一郎君　小林　一大君　こやり隆史君　櫻井　充君　自見はなこ君　進藤金日子君　鈴木　大地君　高橋　克法君　滝波　宏文君　寺田　静君　伊勢崎賢治君　大島九州男君　奥田ふみよ君　木村　英子君　天畠　大輔君

反対者氏名　五名

酒井　庸行君　佐藤　啓君　清水　真人君　末松　信介君　鈴木　大地君　高橋　克法君　滝波　宏文君　打越さく良君　木村　義雄君　上月　良祐君　古庄　玄知君　小林孝一郎君　酒井　庸行君　佐藤　啓君　清水　真人君　末松　信介君　鈴木　宗男君　高橋はるみ君　出川　桃子君

友納　理緒君　永井　　学君
中曽根弘文君　中西　祐介君
西田　昌司君　西田　英範君
野上浩太郎君　野村　哲郎君
橋本　聖子君　長谷川　岳君
長谷川英晴君　馬場　成志君
東野　秀樹君　福岡　資麿君
福山　　守君　藤井　一博君
藤川　政人君　藤木　眞也君
船橋　利実君　古川　俊治君
星　　北斗君　堀井　　巌君
本田　顕子君　舞立　昇治君
牧野たかお君　松川　るい君
松下　新平君　松村　祥史君
松山　政司君　三原じゅん子君
宮沢　洋一君　宮本　和宏君
宮本　周司君　森　まさこ君
山下　雄平君　山田　太郎君
山田　　宏君　山谷えり子君
山本　啓介君　山本佐知子君
山本　順三君　吉井　　章君
若井　敦子君　若林　洋平君
脇　　雅昭君　渡辺　猛之君
青木　　愛君　石垣のりこ君
石橋　通宏君　泉　　房穂君
打越さく良君　小沢　雅仁君
鬼木　　誠君　勝部　賢志君
岸　真紀子君　木戸口英司君
熊谷　裕人君　郡山りょう君
古賀　千景君　古賀　之士君
小島とも子君　小西　洋之君
斎藤　嘉隆君　塩村あやか君
柴　　愼一君　杉尾　秀哉君
高木　真理君　田島麻衣子君
田名部匡代君　辻元　清美君

徳永　エリ君　長浜　博行君
羽田　次郎君　広田　　一君
福士　珠美君　牧山ひろえ君
三上　えり君　水岡　俊一君
村田　享子君　森　ゆうこ君
森本　真治君　山内佳菜子君
横沢　高徳君　吉川　沙織君
吉田　忠智君　蓮　　舫君
足立　康史君　礒﨑　哲史君
伊藤　孝恵君　伊藤　辰夫君
上田　清司君　牛田　茉友君
江原くみ子君　奥村　祥大君
かごしま彰宏君　川合　孝典君
後藤　　斎君　小林さやか君
榛葉賀津也君　竹詰　　仁君
田村　まみ君　堂込麻紀子君
庭田　幸恵君　芳賀　道也君
浜口　　誠君　浜野　喜史君
原田　秀一君　平戸　航太君
舟山　康江君　水野　孝一君
山田　吉彦君　秋野　公造君
石川　博崇君　伊藤　孝江君
上田　　勇君　川村　雄大君
窪田　哲也君　佐々木雅文君
里見　隆治君　下野　六太君
杉　　久武君　高橋　光男君
竹内　真二君　竹谷とし子君
谷合　正明君　司　　隆史君
西田　実仁君　原田大二郎君
平木　大作君　三浦　信祐君
宮崎　　勝君　横山　信一君
青島　健太君　浅田　　均君
石井　苗子君　石井めぐみ君
猪瀬　直樹君　上野ほたる君
岡崎　　太君　片山　大介君

金子　道仁君　串田　誠一君
佐々木りえ君　柴田　　巧君
石　　平君　高木かおり君
中条きよし君　新実　彰平君
松沢　成文君　松野　明美君
岩渕　　友君　吉良よし子君
小池　　晃君　白川　容子君
大門実紀史君　仁比　聡平君
山添　　拓君　伊勢崎賢治君
大島九州男君　奥田ふみよ君
木村　英子君　天畠　大輔君
北村　晴男君　百田　尚樹君
伊波　洋一君　高良　沙哉君
安野　貴博君　尾辻　朋実君
福島みずほ君　ラサール石井君
齊藤健一郎君　ながえ孝子君
平山佐知子君　福山　哲郎君
望月　良男君

反対者氏名　一五名

安達　悠司君　安藤　　裕君
岩本　麻奈君　梅村みずほ君
大津　　力君　神谷　宗幣君
後藤　翔太君　櫻井　祥子君
塩入　清香君　杉本　純子君
中田　優子君　初鹿野裕樹君
松田　　学君　宮出　千慧君
山中　　泉君

日程第一　郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二三〇名

青木　一彦君　赤松　　健君
浅尾慶一郎君　朝日健太郎君
阿達　雅志君　有村　治子君
生稲　晃子君　石井　準一君
石井　浩郎君　石田　昌宏君
磯﨑　仁彦君　井上　義行君
猪口　邦子君　今井絵理子君
岩本　剛人君　いんどう周作君
上野　通子君　臼井　正一君
江島　　潔君　大家　敏志君
岡田　直樹君　小川　克巳君
越智　俊之君　梶原　大介君
加田　裕之君　片山さつき君
加藤　明良君　かまやち敏君
神谷　政幸君　北村　経夫君
木村　義雄君　見坂　茂範君
上月　良祐君　古賀友一郎君
古庄　玄知君　小林　一大君
小林孝一郎君　こやり隆史君
酒井　庸行君　櫻井　　充君
佐藤　　啓君　自見はなこ君
清水　真人君　進藤金日子君
末松　信介君　鈴木　大地君
鈴木　宗男君　高橋　克法君
高橋はるみ君　滝波　宏文君
鶴保　庸介君　出川　桃子君
寺田　　静君　友納　理緒君
永井　　学君　中曽根弘文君
中西　祐介君　西田　昌司君
西田　英範君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　橋本　聖子君
長谷川　岳君　長谷川英晴君
馬場　成志君　東野　秀樹君
福岡　資麿君　福山　　守君
藤井　一博君　藤川　政人君

藤木　眞也君　古川　俊治君　堀井　巌君　舞立　昇治君　松川　るい君　松村　祥史君　三原じゅん子君　宮本　和宏君　森　まさこ君　山田　太郎君　山谷えり子君　山本佐知子君　吉井　章君　若林　洋平君　渡辺　猛之君　石垣のりこ君　泉　房穂君　小沢　雅仁君　勝部　賢志君　木戸口英司君　郡山りょう君　古賀　之士君　小西　洋之君　塩村あやか君　杉尾　秀哉君　田島麻衣子君　辻元　清美君　長浜　博行君　広田　一君　牧山ひろえ君　水岡　俊一君　森　ゆうこ君　山内佳菜子君　吉川　沙織君

船橋　利実君　星　北斗君　本田　顕子君　牧野たかお君　松下　新平君　松山　政司君　宮沢　洋一君　宮本　周司君　山下　雄平君　山田　宏君　山本　啓介君　山本　順三君　若井　敦子君　脇　雅昭君　青木　愛君　石橋　通宏君　打越さく良君　鬼木　誠君　岸　真紀子君　熊谷　裕人君　古賀　千景君　小島とも子君　斎藤　嘉隆君　柴　愼一君　高木　真理君　田名部匡代君　徳永　エリ君　羽田　次郎君　福士　珠美君　三上　えり君　村田　享子君　森本　真治君　横沢　高徳君　吉田　忠智君

蓮　舫君　礒﨑　哲史君　伊藤　辰夫君　牛田　茉友君　奥村　祥大君　川合　孝典君　小林さやか君　竹詰　仁君　堂込麻紀子君　芳賀　道也君　浜野　喜史君　平戸　航太君　水野　孝一君　秋野　公造君　伊藤　孝江君　川村　雄大君　佐々木雅文君　下野　六太君　高橋　光男君　竹谷とし子君　司　隆史君　原田大二郎君　三浦　信祐君　横山　信一君　浅田　均君　石井めぐみ君　上野ほたる君　嘉田由紀子君　金子　道仁君　佐々木りえ君　石　平君　中条きよし君　松沢　成文君　安達　悠司君

足立　康史君　伊藤　孝恵君　上田　清司君　江原くみ子君　かごしま彰宏君　後藤　斎君　榛葉賀津也君　田村　まみ君　庭田　幸恵君　浜口　誠君　原田　秀一君　舟山　康江君　山田　吉彦君　石川　博崇君　上田　勇君　窪田　哲也君　里見　隆治君　杉　久武君　竹内　真二君　谷合　正明君　西田　実仁君　平木　大作君　宮崎　勝君　青島　健太君　石井　苗子君　猪瀬　直樹君　岡崎　太君　片山　大介君　串田　誠一君　柴田　巧君　高木かおり君　新実　彰平君　松野　明美君　安藤　裕君

岩本　麻奈君　大津　力君　後藤　翔太君　塩入　清香君　中田　優子君　松田　学君　山中　泉君　百田　尚樹君　高良　沙哉君　尾辻　朋実君　ながえ孝子君　福山　哲郎君

反対者氏名

一四名

岩渕　友君　小池　晃君　大門実紀史君　山添　拓君　大島九州男君　木村　英子君　福島みずほ君

日程第二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名

二三九名

青木　一彦君　赤松　健君　浅尾慶一郎君　朝日健太郎君　阿達　雅志君　有村　治子君　生稲　晃子君　石井　準一君　石井　浩郎君　石田　昌宏君　磯﨑　仁彦君　井上　義行君　猪口　邦子君　今井絵理子君　岩本　剛人君　いんどう周作君　上野　通子君

梅村みずほ君　神谷　宗幣君　櫻井　祥子君　杉本　純子君　初鹿野裕樹君　宮出　千慧君　伊波　洋一君　安野　貴博君　齊藤健一郎君　平山佐知子君　望月　良男君

一四名

吉良よし子君　白川　容子君　仁比　聡平君　伊勢崎賢治君　奥田ふみよ君　天畠　大輔君　ラサール石井君

江島　潔君　岡田　直樹君　越智　俊之君　加田　裕之君　加藤　明良君　神谷　政幸君　木村　義雄君　上月　良祐君　古庄　玄知君　小林孝一郎君　酒井　庸行君　佐藤　啓君　清水　真人君　末松　信介君　鈴木　宗男君　高橋　克法君　滝波　宏文君　出川　桃子君　鶴保　庸介君　寺田　静君　永井　学君　中西　祐介君　西田　英範君　野村　哲郎君　長谷川　岳君　馬場　成志君　福岡　資麿君　藤井　一博君　藤木　眞也君　古川　俊治君　堀井　巌君　舞立　昇治君　松川　るい君　松村　祥史君　三原じゅん子君　宮本　和宏君

大家　敏志君　小川　克巳君　梶原　大介君　片山さつき君　かまやち敏君　北村　経夫君　見坂　茂範君　古賀友一郎君　小林　一大君　こやり隆史君　櫻井　充君　自見はなこ君　進藤金日子君　鈴木　大地君　高橋　克法君　滝波　宏文君　出川　桃子君　中曽根弘文君　西田　昌司君　野上浩太郎君　橋本　聖子君　長谷川英晴君　東野　秀樹君　福山　守君　藤川　政人君　船橋　利実君　星　北斗君　本田　顕子君　牧野たかお君　松下　新平君　松山　政司君　宮沢　洋一君　宮本　周司君

森　まさこ君　山下　雄平君
山田　太郎君　山田　宏君
山谷えり子君　山本　啓介君
山本佐知子君　山本　順三君
吉井　章君　若井　敦子君
若林　洋平君　脇　雅昭君
渡辺　猛之君　青木　愛君
石垣のりこ君　石橋　通宏君
泉　房穂君　打越さく良君
小沢　雅仁君　鬼木　誠君
勝部　賢志君　岸　真紀子君
木戸口英司君　熊谷　裕人君
郡山りょう君　古賀　千景君
古賀　之士君　小島とも子君
小西　洋之君　斎藤　嘉隆君
塩村あやか君　柴　愼一君
杉尾　秀哉君　高木　真理君
田島麻衣子君　田名部匡代君
辻元　清美君　徳永　エリ君
長浜　博行君　羽田　次郎君
広田　一君　福士　珠美君
牧山ひろえ君　三上　えり君
水岡　俊一君　村田　享子君
森　ゆうこ君　森本　真治君
山内佳菜子君　横沢　高徳君
吉川　沙織君　吉田　忠智君
蓮　舫君　足立　康史君
礒﨑　哲史君　伊藤　孝恵君
伊藤　辰夫君　上田　清司君
牛田　茉友君　江原くみ子君
奥村　祥大君　かごしま彰宏君
川合　孝典君　後藤　斎君
小林さやか君　榛葉賀津也君
竹詰　仁君　田村　まみ君

堂込麻紀子君　庭田　幸恵君
芳賀　道也君　浜口　誠君
浜野　喜史君　原田　秀一君
平戸　航太君　舟山　康江君
水野　孝一君　山田　吉彦君
秋野　公造君　石川　博崇君
伊藤　孝江君　上田　勇君
川村　雄大君　窪田　哲也君
佐々木雅文君　里見　隆治君
下野　六太君　杉　久武君
高橋　光男君　竹内　真二君
竹谷とし子君　谷合　正明君
司　隆史君　西田　実仁君
原田大二郎君　平木　大作君
三浦　信祐君　宮崎　勝君
横山　信一君　青島　健太君
浅田　均君　石井　苗子君
石井めぐみ君　猪瀬　直樹君
上野ほたる君　岡崎　太君
嘉田由紀子君　片山　大介君
金子　道仁君　串田　誠一君
佐々木りえ君　柴田　巧君
石　平君　高木かおり君
中条きよし君　新実　彰平君
松沢　成文君　松野　明美君
安達　悠司君　安藤　裕君
岩本　麻奈君　梅村みずほ君
大津　力君　神谷　宗幣君
後藤　翔太君　櫻井　祥子君
塩入　清香君　杉本　純子君
中田　優子君　初鹿野裕樹君
松田　学君　宮出　千慧君
山中　泉君　岩渕　友君
吉良よし子君　小池　晃君

白川　容子君　大門実紀史君

反対者氏名　五名

伊勢崎賢治君　大島九州男君
奥田ふみよ君　木村　英子君
天畠　大輔君

日程第三　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二三一名

青木　一彦君　赤松　健君
浅尾慶一郎君　朝日健太郎君
阿達　雅志君　有村　治子君
生稲　晃子君　石井　準一君
石井　浩郎君　石田　昌宏君
磯﨑　仁彦君　井上　義行君
猪口　邦子君　今井絵理子君
岩本　剛人君　いんどう周作君
上野　通子君　臼井　正一君
江島　潔君　大家　敏志君
岡田　直樹君　小川　克巳君
越智　俊之君　梶原　大介君
加田　裕之君　片山さつき君
加藤　明良君　かまやち敏君

神谷　政幸君　北村　経夫君
木村　義雄君　見坂　茂範君
上月　良祐君　古賀友一郎君
古庄　玄知君　小林　一大君
小林孝一郎君　こやり隆史君
酒井　庸行君　櫻井　充君
佐藤　啓君　自見はなこ君
清水　真人君　進藤金日子君
末松　信介君　鈴木　大地君
鈴木　宗男君　高橋　克法君
高橋はるみ君　滝波　宏文君
鶴保　庸介君　出川　桃子君
寺田　静君　友納　理緒君
永井　学君　中曽根弘文君
中西　祐介君　西田　昌司君
西田　英範君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　橋本　聖子君
長谷川　岳君　長谷川英晴君
馬場　成志君　東野　秀樹君
福岡　資麿君　福山　守君
藤井　一博君　藤川　政人君
藤木　眞也君　船橋　利実君
古川　俊治君　星　北斗君
堀井　巌君　本田　顕子君
舞立　昇治君　牧野たかお君
松川　るい君　松下　新平君
松村　祥史君　松山　政司君
三原じゅん子君　宮沢　洋一君
宮本　和宏君　宮本　周司君
森　まさこ君　山下　雄平君
山田　太郎君　山田　宏君
山谷えり子君　山本　啓介君
山本佐知子君　山本　順三君
吉井　章君　若井　敦子君

若林　洋平君
渡辺　猛之君
石垣のりこ君
泉　房穂君
小沢　雅仁君
勝部　賢志君
木戸口英司君
郡山りょう君
古賀　之士君
小西　洋之君
塩村あやか君
杉尾　秀哉君
田島麻衣子君
辻元　清美君
長浜　博行君
広田　一君
牧山ひろえ君
水岡　俊一君
森　ゆうこ君
山内佳菜子君
吉川　沙織君
蓮　舫君
礒﨑　哲史君
伊藤　辰夫君
牛田　茉友君
奥村　祥大君
川合　孝典君
小林さやか君
竹詰　仁君
堂込麻紀子君
芳賀　道也君
浜野　喜史君
平戸　航太君
水野　孝一君

脇　雅昭君
青木　愛君
石橋　通宏君
打越さく良君
鬼木　誠君
岸　真紀子君
熊谷　裕人君
古賀　千景君
小島とも子君
斎藤　嘉隆君
柴　愼一君
高木　真理君
田名部匡代君
徳永　エリ君
羽田　次郎君
福士　珠美君
三上　えり君
村田　享子君
森本　真治君
横沢　高徳君
吉田　忠智君
足立　康史君
伊藤　孝恵君
上田　清司君
江原くみ子君
かごしま彰宏君
後藤　斎君
榛葉賀津也君
田村　まみ君
庭田　幸恵君
浜口　誠君
原田　秀一君
舟山　康江君
山田　吉彦君

秋野　公造君
伊藤　孝江君
川村　雄大君
佐々木雅文君
下野　六太君
高橋　光男君
竹谷とし子君
司　隆史君
原田大二郎君
三浦　信祐君
横山　信一君
浅田　均君
石井めぐみ君
上野ほたる君
嘉田由紀子君
金子　道仁君
佐々木りえ君
石　平君
中条きよし君
松沢　成文君
安達　悠司君
岩本　麻奈君
大津　力君
後藤　翔太君
塩入　清香君
中田　優子君
松田　学君
山中　泉君
百田　尚樹君
高良　沙哉君
尾辻　朋実君
齊藤健一郎君
平山佐知子君
望月　良男君

石川　博崇君
上田　勇君
窪田　哲也君
里見　隆治君
杉　久武君
竹内　真二君
谷合　正明君
西田　実仁君
平木　大作君
宮崎　勝君
青島　健太君
石井　苗子君
猪瀬　直樹君
岡崎　太君
片山　大介君
串田　誠一君
柴田　巧君
高木かおり君
新実　彰平君
松野　明美君
安藤　裕君
梅村みずほ君
神谷　宗幣君
櫻井　祥子君
杉本　純子君
初鹿野裕樹君
宮出　千慧君
北村　晴男君
伊波　洋一君
安野　貴博君
ラサール石井君
ながえ孝子君
福山　哲郎君

反対者氏名　一二名

岩渕　友君
小池　晃君
大門実紀史君
山添　拓君
大島九州男君
木村　英子君
吉良よし子君
白川　容子君
仁比　聡平君
伊勢崎賢治君
奥田ふみよ君
天畠　大輔君

日程第四　産業技術力強化法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二二八名

青木　一彦君
浅尾慶一郎君
阿達　雅志君
生稲　晃子君
石井　浩郎君
磯﨑　仁彦君
猪口　邦子君
岩本　剛人君
上野　通子君
江島　潔君
岡田　直樹君
越智　俊之君
加田　裕之君
加藤　明良君
神谷　政幸君
木村　義雄君
上月　良祐君
古庄　玄知君
小林孝一郎君
酒井　庸行君
佐藤　啓君
清水　真人君
末松　信介君
赤松　健君
朝日健太郎君
有村　治子君
石井　準一君
石田　昌宏君
井上　義行君
今井絵理子君
いんどう周作君
臼井　正一君
大家　敏志君
小川　克巳君
梶原　大介君
片山さつき君
かまやち敏君
北村　経夫君
見坂　茂範君
古賀友一郎君
小林　一大君
こやり隆史君
櫻井　充君
自見はなこ君
進藤金日子君
鈴木　大地君

鈴木　宗男君
高橋はるみ君
鶴保　庸介君
寺田　静君
永井　学君
中西　祐介君
西田　昌司君
西田　英範君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
馬場　成志君
福岡　資麿君
藤井　一博君
藤木　眞也君
古川　俊治君
堀井　巌君
舞立　昇治君
松川　るい君
松村　祥史君
三原じゅん子君
宮本　和宏君
森　まさこ君
山田　太郎君
山谷えり子君
山本佐知子君
吉井　章君
若林　洋平君
渡辺　猛之君
石垣のりこ君
泉　房穂君
小沢　雅仁君
勝部　賢志君
木戸口英司君
郡山りょう君
古賀　之士君

高橋　克法君
滝波　宏文君
出川　桃子君
友納　理緒君
中曽根弘文君
西田　昌司君
野上浩太郎君
橋本　聖子君
長谷川英晴君
東野　秀樹君
福山　守君
藤川　政人君
船橋　利実君
星　北斗君
本田　顕子君
牧野たかお君
松下　新平君
松山　政司君
宮沢　洋一君
宮本　周司君
山下　雄平君
山田　宏君
山本　啓介君
山本　順三君
若井　敦子君
脇　雅昭君
青木　愛君
石橋　通宏君
打越さく良君
鬼木　誠君
岸　真紀子君
熊谷　裕人君
古賀　千景君
小島とも子君

小西　洋之君
塩村あやか君
杉尾　秀哉君
田島麻衣子君
辻元　清美君
長浜　博行君
広田　一君
牧山ひろえ君
水岡　俊一君
森　ゆうこ君
山内佳菜子君
吉川　沙織君
蓮　舫君
伊藤　辰夫君
牛田　茉友君
奥村　祥大君
川合　孝典君
小林さやか君
竹詰　仁君
堂込麻紀子君
芳賀　道也君
浜野　喜史君
平戸　航太君
水野　孝一君
秋野　公造君
伊藤　孝江君
川村　雄大君
佐々木雅文君
下野　六太君
高橋　光男君
竹谷とし子君
司　隆史君
原田大二郎君

斎藤　嘉隆君
柴　愼一君
高木　真理君
田名部匡代君
徳永　エリ君
羽田　次郎君
福士　珠美君
三上　えり君
村田　享子君
森本　真治君
横沢　高徳君
吉田　忠智君
足立　康史君
伊藤　孝恵君
上田　清司君
江原くみ子君
かごしま彰宏君
後藤　斎君
榛葉賀津也君
田村　まみ君
庭田　幸恵君
浜口　誠君
原田　秀一君
舟山　康江君
山田　吉彦君
石川　博崇君
上田　勇君
窪田　哲也君
里見　隆治君
杉　久武君
竹内　真二君
谷合　正明君
西田　実仁君
平木　大作君

三浦　信祐君
横山　信一君
浅田　均君
石井めぐみ君
上野ほたる君
嘉田由紀子君
金子　道仁君
佐々木りえ君
石　平君
中条きよし君
松沢　成文君
安達　悠司君
岩本　麻奈君
大津　力君
後藤　翔太君
塩入　清香君
中田　優子君
松田　学君
山中　泉君
百田　尚樹君
尾辻　朋実君
ながえ孝子君
福山　哲郎君

宮崎　勝君
青島　健太君
石井　苗子君
猪瀬　直樹君
岡崎　太君
片山　大介君
串田　誠一君
柴田　巧君
高木かおり君
新実　彰平君
松野　明美君
安藤　裕君
梅村みずほ君
神谷　宗幣君
櫻井　祥子君
杉本　純子君
初鹿野裕樹君
宮出　千慧君
北村　晴男君
安野　貴博君
齊藤健一郎君
平山佐知子君
望月　良男君

反対者氏名

一六名

岩渕　友君
小池　晃君
大門実紀史君
山添　拓君
大島九州男君
木村　英子君
伊波　洋一君
福島みずほ君

吉良よし子君
白川　容子君
仁比　聡平君
伊勢崎賢治君
奥田ふみよ君
天畠　大輔君
高良　沙哉君
ラサール石井君